

いのち支え合う ことひら安心プラン

～琴平町自殺対策計画～

平成 31 年3月

琴平町

いのち支え合う ことひら安心プラン～琴平町自殺対策計画～の策定にあたって

町民の皆様には、日頃より町政運営に対しまして、ご協力ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

琴平町では、現在、第4次琴平町総合計画において「住んでよし 訪れてよし ことひら」を基本理念に掲げ、「自助・互助・共助・公助」の推進等の取り組みを進めています。また、平成30年3月に『みんなできづき、つなぐ「地域共生社会」づくり』を基本理念とした琴平町第2次地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進へ向けて取り組んでまいりました。

今日の社会的課題である全国の自殺者数については、平成10年以降、年間3万人前後の水準で推移していましたが、平成22年以降8年連続で減少しています。

しかしながら、依然として毎年2万人を超えるなど、非常事態が続いており、決して楽観視できる状況にはありません。また、自殺に至るまでには、ますます複合化、複雑化した原因が、背景にあると考えられます。

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策基本法が平成28年に改正され、自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として、「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携」を図り、総合的に実施されるべきであるということが基本理念に追加されました。

そこで琴平町では、そのために、今までの取り組みを継承しつつ、すべての事業や取り組みで「自殺予防」の視点を持つために、この度、『いのち支え合い 誰も自殺においこまれることのないまち ことひら』を基本理念に、『いのち支え合う ことひら安心プラン～琴平町自殺対策計画～』を策定いたしました。

本計画を推進するためには、行政や社会福祉協議会・地域の関係団体・機関だけでなく、町民一人ひとりが主体的に参画していただくことが不可欠です。ぜひ、この計画の趣旨、理念をご理解のうえ、すべての町民が地域で孤立することなく、声かけからはじまるコミュニケーションを密にして、今日よりも明日がよくなること、共に生きていくこと、共に生活をしていくこと、など琴平町に住んでよかったと思える幸せを実感できるように、計画の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言を賜りました計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました町民、関係団体・機関の皆様に心からお礼申し上げます。



平成31年3月

琴平町長 片岡 英樹

目次

第1部 序論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の経緯と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の策定体制と期間	3
第2章 自殺に関する現状	4
第1節 琴平町の概要	4
第2節 琴平町の自殺の特徴	7
第3章 各種調査等からみる琴平町の現状	12
第1節 アンケート（町民意識調査）からみえる町の現状	12
第2節 ヒアリング調査からみえる町の現状	13
第4章 自殺対策に対する基本的な考え方	16
第1節 自殺対策の基本方針	16
第2部 総論	18
第1章 計画の基本理念	18
第1節 基本理念	18
第2節 基本目標	18
第3部 計画の体系	19
第1章 施策の体系	19
第2章 施策の展開	20
基本目標1 地域におけるネットワークの強化	20
基本目標2 自殺対策を支える人材の育成	21
基本目標3 住民への啓発と周知	22
基本目標4 生きることの促進要因への支援	23
基本目標5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	24
基本目標6 生活困窮者への支援	25
基本目標7 高齢者への支援	26
第3章 数値目標	27
第4部 計画の推進体制	28
第1節 計画の推進体制	28
第2節 計画の進行管理	28
資料編	29

第 1 部 序論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の経緯と趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率⁽¹⁾は、主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いている状況となっています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマム⁽²⁾として、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県が「都道府県自殺対策計画」を策定し、さらに全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

そこで、琴平町においても、自殺対策を総合的に推進していくための計画としてこの「いのち支え合う ことひら安心プラン～琴平町自殺対策計画～」を策定します。本計画は、自殺対策基本法の趣旨や平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づいて、本町における自殺に関する現状の分析を通じて地域の課題を抽出し、地域の実態と特性に即したきめ細かな対策に取り組み、自殺対策を総合的に推進する計画として策定するものです。

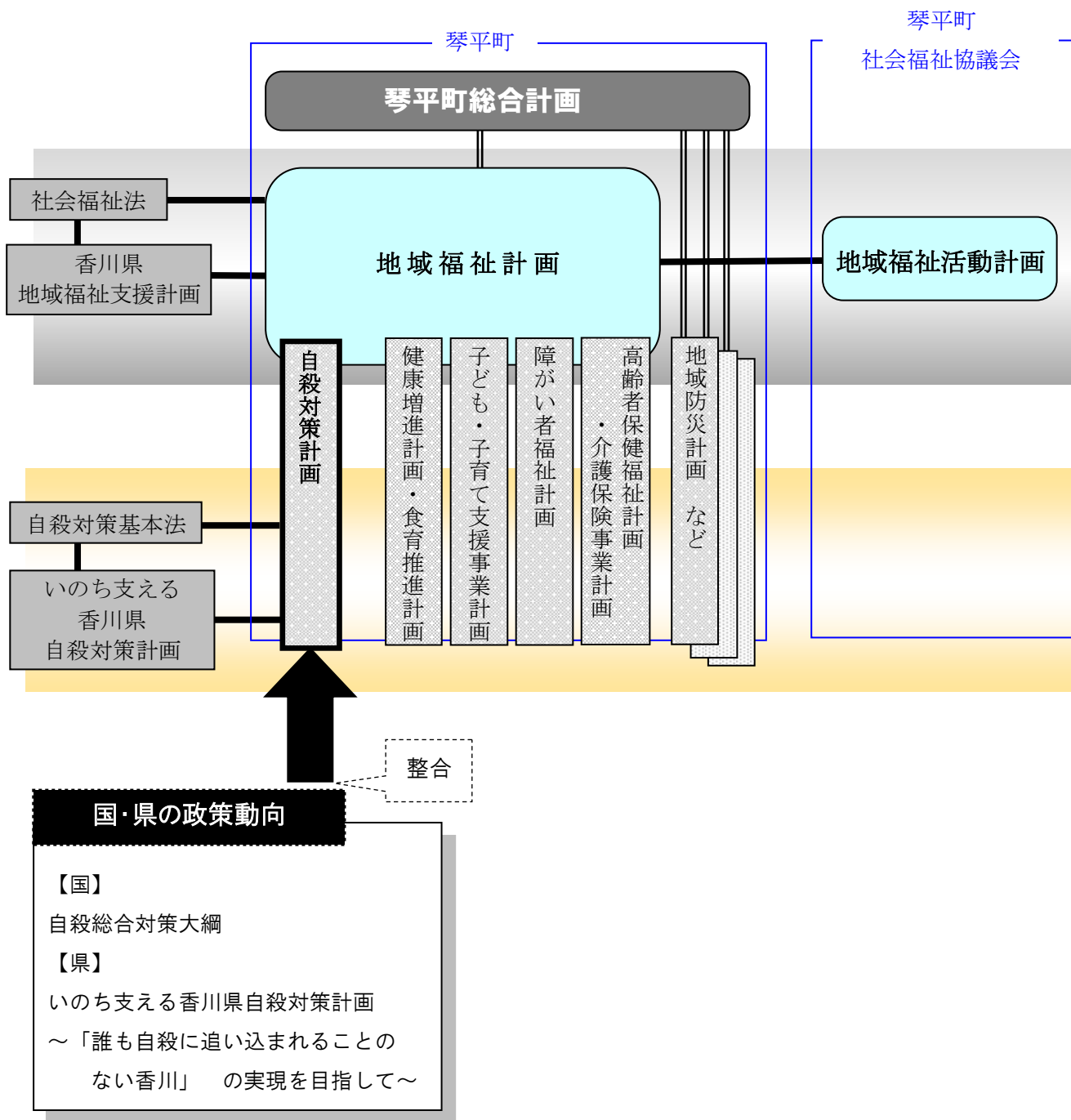
(1)自殺死亡率…人口 10 万人当たりの自殺による死亡率のこと。

(2)ナショナルミニマム…国家（政府）が国民に対して保障する生活の最低限度（最低水準）のこと。

第2節 計画の位置づけ


本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、琴平町における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。

自殺対策計画と関連計画の関係



第3節 計画の策定体制と期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5か年とします。

H 31 (2019)	H 32 (2020)	H 33 (2021)	H 34 (2022)	H 35 (2023)	H 36 (2024)	H 37 (2025)	H 38 (2026)	H 39 (2027)	H 40 (2028)
現行計画期間 									
				見直し	次期計画期間 				

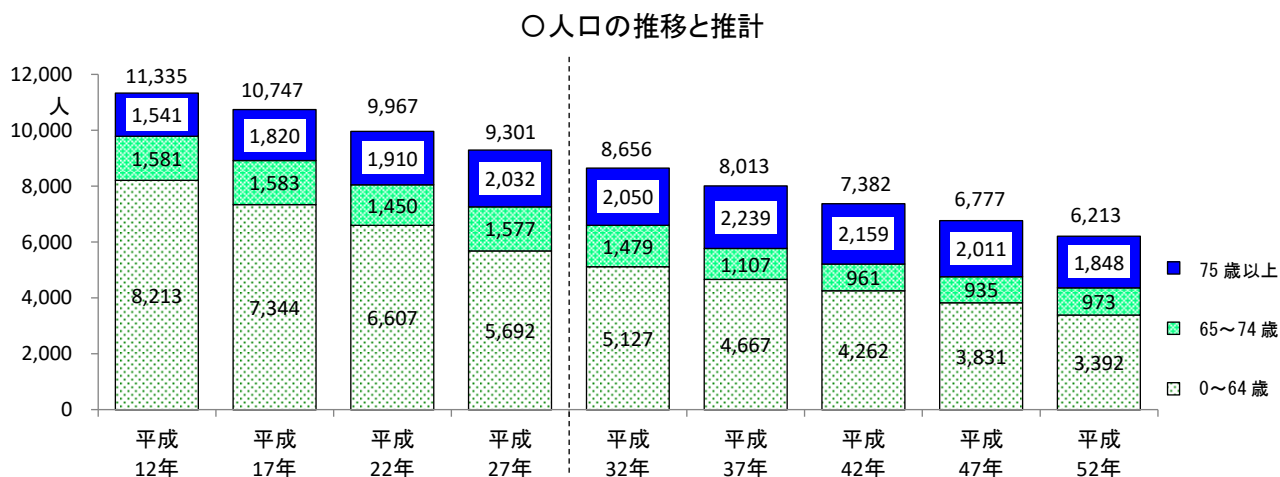
第2章 自殺に関する現状

第1節 琴平町の概要

1 人口の動向

1-1 人口の推移と推計

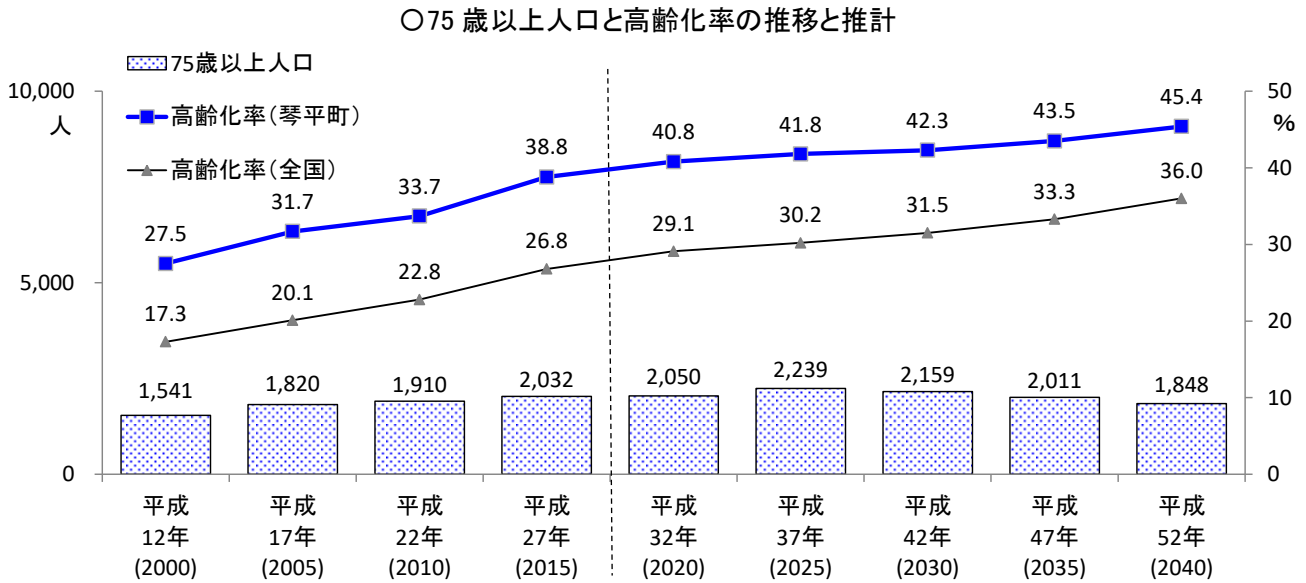
本町の国勢調査を基調とした人口は減少傾向で推移しており、このままの傾向で推移すると、平成32年（2020年）には8,600人台に、平成52年（2040年）には6,200人前後になると推計されます。少子化傾向から、0～14歳の年少人口も一貫して減少し、平成32年（2020年）には700人台になると推計されます。子どもや保護者が、同年代の子どもや子育て世代と交流する機会が減ることにより、社会性を身につけるためのコミュニケーションの不足や、子育て不安を招くおそれが想定されるため、地域ぐるみの子育てを一層推進していく必要があります。



出典：琴平町第2次地域福祉計画

1-2 高齢者の状況

一方、高齢化率は全国平均を10ポイント程度上回って推移し、平成52年には45%を超えるものと推計されますが、高齢者人口そのものは、人口減少に伴い、減少傾向で推移すると見込まれます。しかし、要介護状態になる割合が高くなる75歳以上の人口は平成37年頃まで増加が続くと見込まれており、地域で要介護高齢者を支える基盤の強化に引き続き取り組んでいくことが求められています。



出典：琴平町第2次地域福祉計画

1-3 地区別人口

本町の地区別人口は、琴平地区が 2,505 人、榎井地区が 2,377 人、五條地区が 1,596 人、象郷地区が 2,731 人となっています。（平成 30 年 4 月 1 日現在）

年齢別人口割合をみると、琴平地区と榎井地区では、高齢化率が 40% を超え、75 歳以上人口比率も 20% を超える一方、0～14 歳の年少人口比率が約 7% となっています。

最も少子高齢化の進行が緩やかな地区は象郷地区で、0～14 歳の年少人口比率は 13.0%、高齢化率は 29.7% となっています。

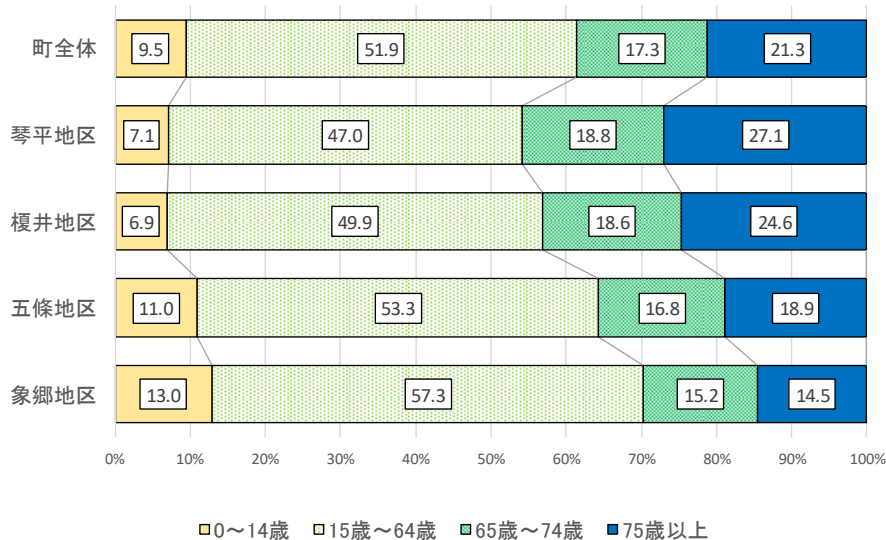
本町は、町域面積の小さい町ですが、地区の状況はそれぞれ大きく異なることから、地区ごとに異なる生活課題にきめ細かく対応していくなかで、住民一人ひとりが誰も孤立しないようなまちづくりが求められます。

○地区別人口の状況

地区名	0～14 歳 人口(人)	15～64 歳 人口(人)	65～74 歳 人口(人)	75 歳以上 人口(人)	合計 (人)	地区名	高齢化率
	割合	割合	割合	割合	割合		
町全体	872	4,782	1,594	1,961	9,209	町全体	38.6%
	9.5%	51.9%	17.3%	21.3%	100.0%		
琴平地区	177	1,179	471	678	2,505	琴平地区	45.9%
	7.1%	47.0%	18.8%	27.1%	100.0%		
榎井地区	165	1,186	441	585	2,377	榎井地区	43.2%
	6.9%	49.9%	18.6%	24.6%	100.0%		
五條地区	175	852	268	301	1,596	五條地区	35.7%
	11.0%	53.3%	16.8%	18.9%	100.0%		
象郷地区	355	1,565	414	397	2,731	象郷地区	29.7%
	13.0%	57.3%	15.2%	14.5%	100.0%		

出典：琴平町住民基本台帳（平成 30 年 4 月 1 日現在）

○各地区の人口構成のすがた



第2節 琴平町の自殺の特徴

1 自殺の現状

1-1 自殺者数の推移

本町の年間自殺者数は、平成25年から平成29年までの5年間の合計は9人で、年による増減はありますが、平成27年から平成29年は横ばいの状況となっています。

○自殺者数の推移(住居地における集計) (人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127
香川県	207	178	159	171	158
琴平町	4	2	1	1	1

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル⁽¹⁾ (2018)」

1-2 自殺死亡率の推移

本町の自殺死亡率は、年によって変動はあるものの、平成27年からは概ね全国及び香川県の値を下回る状況となっています。

○自殺死亡率の推移 (人口10万人対)

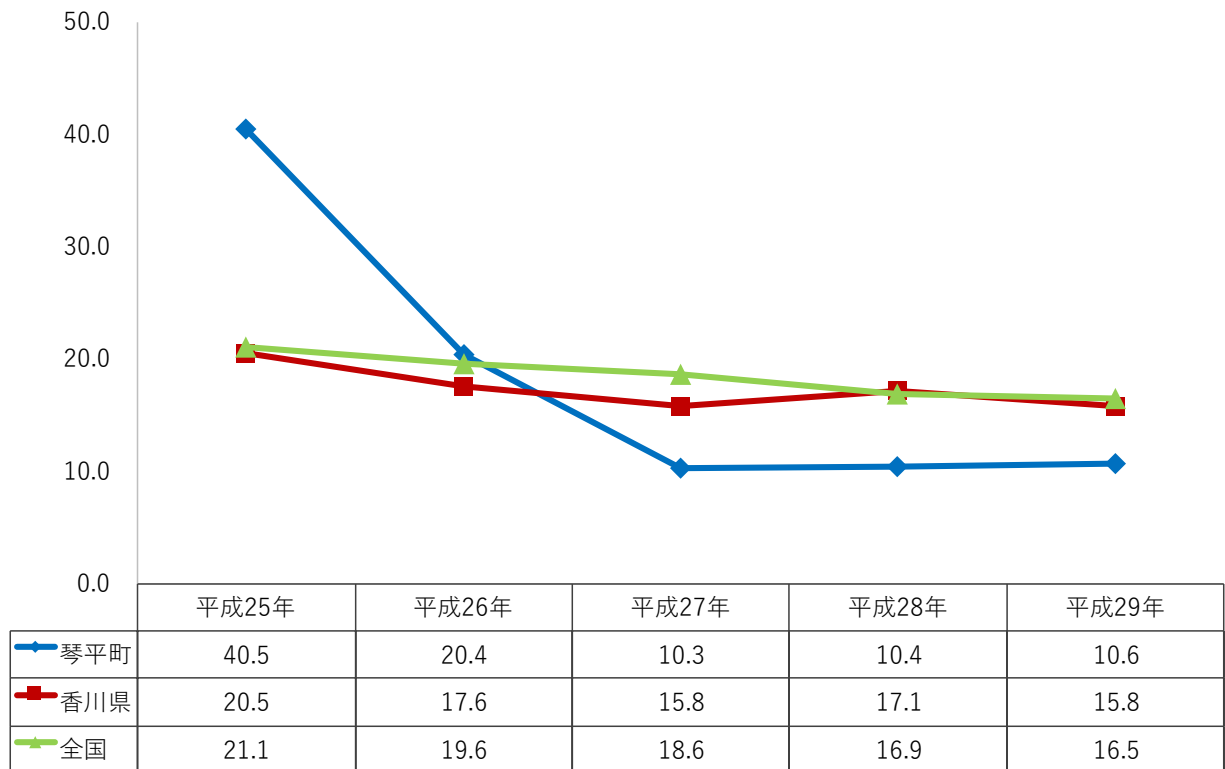
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5
香川県	20.5	17.6	15.8	17.1	15.8
琴平町	40.5	20.4	10.3	10.4	10.6

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」

(1)地域自殺実態プロファイル…国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活に関する統計に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺率、関連する地域特性を円グラフや棒グラフなどを用いて分かりやすく表示し、地域の自殺実態を明らかにしたもの。

○自殺死亡率の推移

(人口10万人対)



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

1-3 男女・年齢別自殺者数の推移及び男女・年齢別自殺者数の割合の推移

男女別にみると、平成25年から平成29年までの合計で男性は6人、女性は3人となっています。

また、年齢別にみると、20歳代から80歳以上まで全ての年代にわたることがわかります。特に50歳代が他の年代に比べ多い状況となっています。

○男女・年齢別自殺者数の推移(平成25年から平成29年の合計)

(人)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	0	1	0	1	3	0	0	1	6
女性	0	0	1	0	0	1	1	0	3
合計	0	1	1	1	3	1	1	1	9

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資

料」

1-4 琴平町におけるリスクが高い対象群

本町の自殺者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較すると、自殺者が最も多い区分が「男性・40～59歳・無職・同居」であり、次いで「女性・60歳以上・無職・同居」となっています。

○本町におけるリスクが高い対象群

上位5区分	自殺者数 5年計 (H25～29)	割合	自殺率※1 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路の例※2
1位:男性 40～59歳 無職同居	3	33.3%	635.9	失業→生活苦→借金+家族間の不和→ うつ状態→自殺
2位:女性 60歳以上 無職同居	2	22.2%	29.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳 無職独居	1	11.1%	5281.0	失業→生活苦→多重債務→うつ状態→ 自殺
4位:男性 40～59歳 有職独居	1	11.1%	223.3	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕 事の失敗→うつ状態+アルコール依存→ 自殺
5位:男性 60歳以上 無職独居	1	11.1%	122.5	失業(退職)→死別・離別→うつ状態→将 来生活への悲観→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順として集計

※1 自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を使用し自殺総合対策推進センターにて推計

※2 「自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)」を参考に全国的にみて代表的と考えられる経路を示したもの

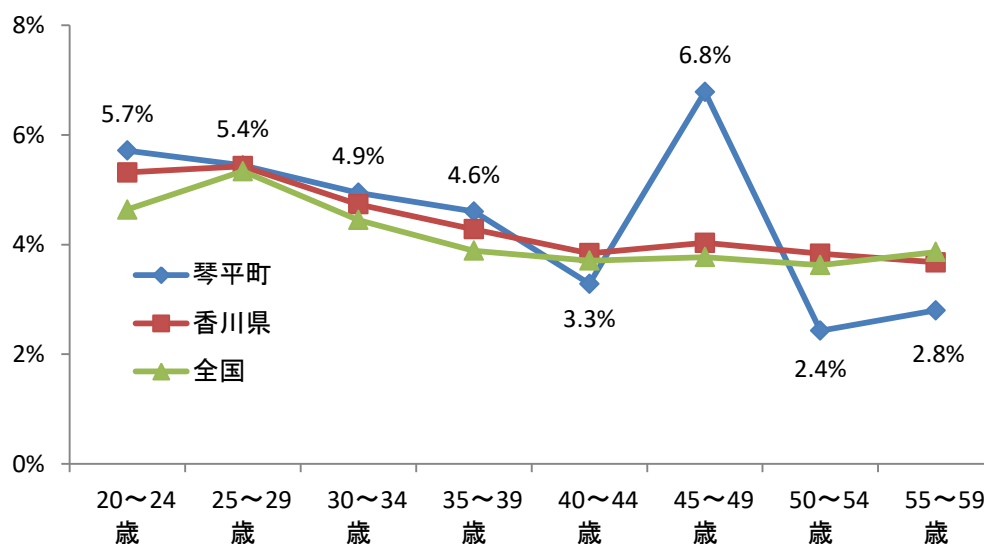
1-5 失業の状況

平成27年国勢調査で本町住民の年齢別・男女別の失業の状況をみると、男性では、20代前半の男性の5.7%、女性の4.2%が失業中であるなど、若年層の失業が相当数あることが分かり、若者の就業の促進が本町でも課題であると言えます。

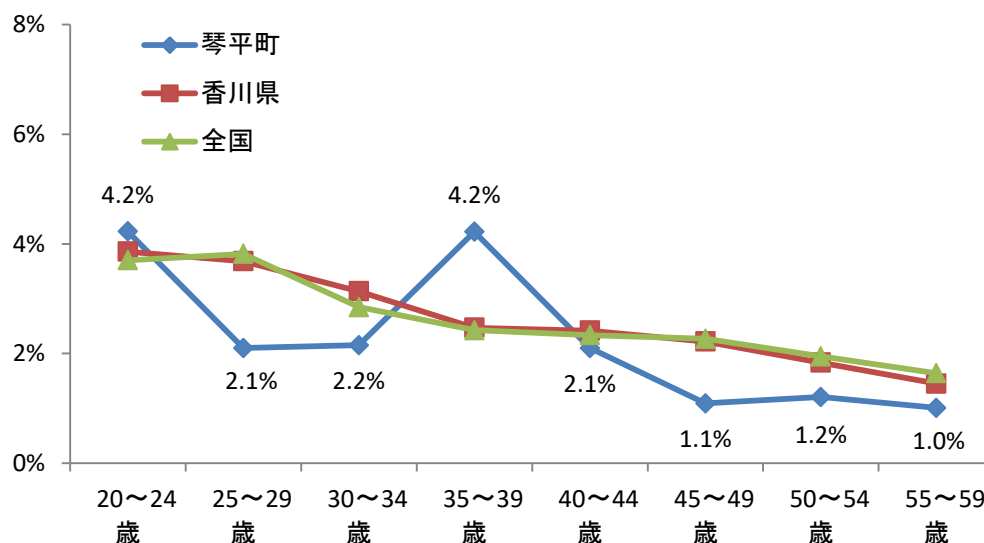
失業率は、年齢が上がるほど低下し、男女とも、全国平均や県平均より低い年代が多くなっていますが、男性の40代後半、女性の30代後半では、全国平均や県平均より突出して高くなっています。これらは、一過性のものと考えられますが、こうした就業の不安定により生じる生活課題に対して、地域福祉で行えることを実践していくことが期待されます。

○年齢別・男女別にみた失業率(平成27年国勢調査)

〔男性〕



〔女性〕



※完全失業者数/当該年齢人口であり、分母には、家事など非労働力人口も含まれます。

出典：琴平町第2次地域福祉計画

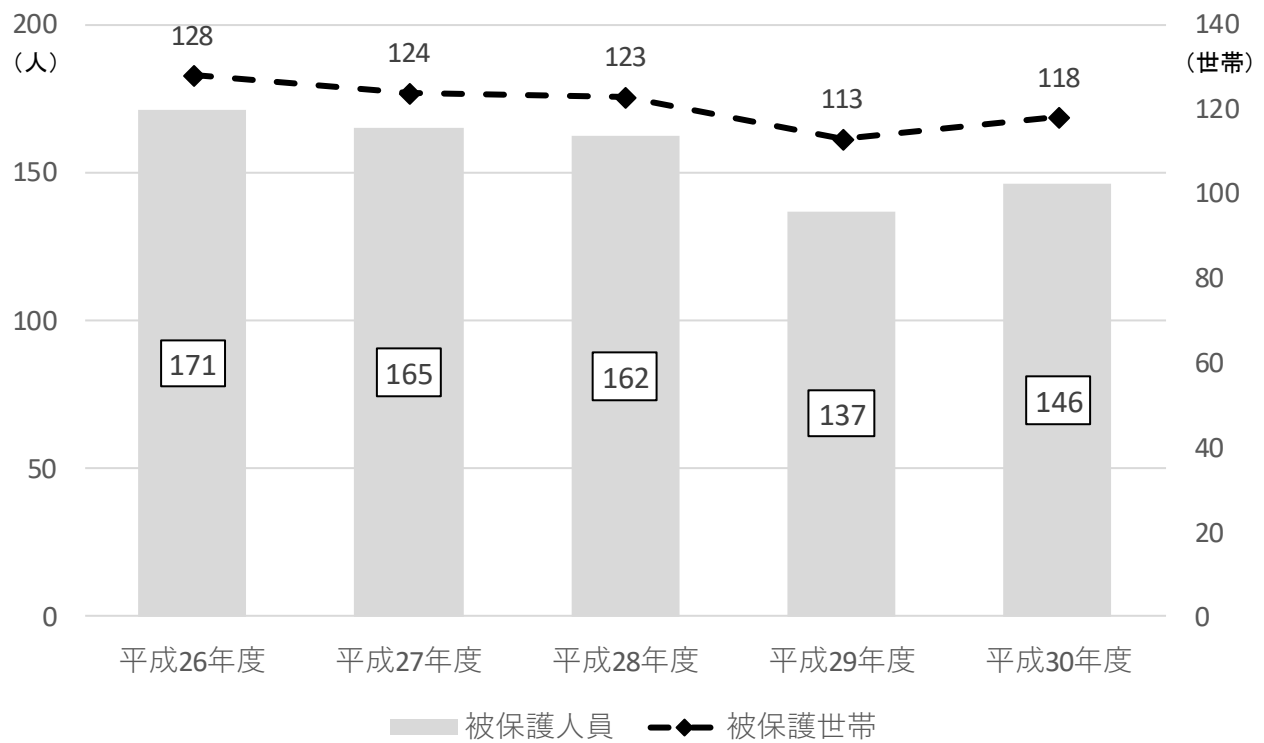
1-6 生活保護の状況

生活保護の状況は、世帯、人員ともに漸減の傾向がみられます。生活保護を受給する背景には、様々な要因が考えられます。そのため社会からも地域からも孤立することがないように、地域社会で支えていく仕組みが重要となります。

○生活保護受給世帯と世帯に属する人員数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
被保護世帯(世帯)	128	124	123	113	118
被保護人員(人)	171	165	162	137	146

出典：琴平町



第3章 各種調査等からみる琴平町の現状

第1節 アンケート（町民意識調査）からみえる町の現状

1 調査の概要

住民の生活の状況や、自殺対策施策に対する考えなどを把握し計画策定の基礎資料とすることを目的に平成30年10月にアンケート調査（町民意識調査）を実施しました。

○アンケートの配布・回収状況

	対象者(発送)数	有効回収件数	有効回収率
16歳以上の町民【一般】	1,000件	410件	41.0%
琴平中学校の生徒【中学生】	179件	170件	95.0%

2 調査の結果（抜粋）

町民意識調査では、自殺に関する個人の意識や周囲の現状について質問を行いました。その結果、以下の10のポイントがあることがわかりました。

【一般アンケート】

1. 日頃の悩みや苦勞、ストレスは、①病気など健康の問題②家庭の問題③経済的な問題の順となっている。
2. 悩みごとの相談は、直接会って相談するか、電話を利用して相談したいという気持ちが高い。
3. 自殺対策の施策で、ゲートキーパー⁽¹⁾の認知度が3割弱である。
4. 身近な人が辛そうにしているときは、心配していることを伝えて見守ることをしている方が多い。
5. 自殺にいたるまでには、様々な問題があることや、追い詰められた末のことである、という認識は5割近い。
6. 自殺対策の施策で重要視することは、生活上の課題(経済的不安、病気、働き方の問題)を相談できる体制を進めることと考えている方が5割近い。

【中学生アンケート】

7. 平日(学校がある日)の夜の就寝時間は夜11時以降が8割弱となっている。
8. 悩みごとを相談できるのは、学校の友人や先輩、後輩が8割弱となっている。
9. 悩みごとの相談方法で、実際にしたことはないが利用しようと思う方法に、LINEなどのSNSが約2割、インターネットで解決方法を検索する、が約1割となっている。
10. 身近な人が辛そうにしているときは、みずから声をかけて話をきく、と回答している方が一番多い。

※町民意識調査の結果の詳細については、P46からP100に掲載しています。

(1)ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

第2節 ヒアリング調査からみえる町の現状

1 調査の概要

また、町内の自殺対策に関する事業に取り組む団体・機関に対し、琴平町の現状と課題を把握するため、平成31年1月にヒアリング調査を実施しました。

○ヒアリング調査の実施団体・機関

実施団体・機関名	
琴平町社会福祉協議会事務局	琴平町自治会連合会
琴平町民生委員児童委員協議会	琴平町立中学校・PTA
琴平町役場保健師	

2 調査の結果（抜粋）

自殺総合対策推進センターが推奨している「地域自殺対策政策パッケージ」（平成29年12月）の5つの基本施策に基づき、ヒアリング結果で出された意見を分類しました。

○地域におけるネットワークの強化

主な意見・課題
<ul style="list-style-type: none">・個人情報の取り扱いの難しさを実感している。社会福祉協議会と民生委員は協力しながら、地域での見守り活動などを展開しているが、地区の住民の個人情報の共有は難しい。（社会福祉協議会）・最近では、担当区域内でも世帯構成がわからず、交流しにくい世帯がある。年1回のまつりのときにしか会えない住民もいる。そのため、ひきこもりやいつも不在など、孤立してしまう世帯がでてしまうのが悩み。民生委員だけでは解決できない課題となっている。（民生委員児童委員協議会）・悩みをもったとき、話せるネットワークが必要と感じる。8050問題⁽¹⁾やダブルケア⁽²⁾など課題は複雑化している。人間にとって一番大切なのは居場所。それは住所や居住の問題と捉えている。（民生委員児童委員協議会）・自助、共助、公助のうち共助が弱くなってきていると感じる。（自治会連合会）

(1)8050問題…「80代の親と50代の子」を意味し、子のひきこもりが長期化し、親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護を一心に背負うなど、一家が孤立、困窮する問題のこと。

(2)ダブルケア…晩婚化、晩産化を背景として、育児期にある（世帯）が、親の介護も同時に担うことで負担が大きくなっている問題のこと。

○自殺対策を支える人材の育成

主な意見・課題
<ul style="list-style-type: none">・ 琴平町は古くから観光業で発展してきた町であり、単身高齢者が多いのは、歴史的経緯からも実感している。若い人、移住してくる人、外国人などが地域の輪の中に入りやすい仕組みを考えたい。(社会福祉協議会)・ 地域のリーダー的存在がいなくなっていると感じる。(自治会連合会)・ 女性は地域活動に熱心な方が多い。しかしリーダーとなると尻込みする方が多い。高齢者の男性は、なかなか顔を出してくれるまでが難しい。地域の住民同士が、気軽に声かけられるまでが大変。(民生委員児童委員協議会)・ 自治会は、単位自治会は機能しているが、連合会となると、なかなか難しい。どうしても課題別に行政との折衝も縦割りになりがちなので、行政だけでなく、地域住民も横のネットワークを充実させないといけない。(自治会連合会)・ 地域での居場所づくりが大切で、自殺対策にはゲートキーパーの考え方が重要である。どのレベルまで育成、支援するかなど様々な形を考えたい。(琴平町保健師)

○住民への啓発と周知

主な意見・課題
<ul style="list-style-type: none">・ 生きる支援のために、町民の方が共感できる取組(標語コンクール、川柳大会等)を考えていきたい。(社会福祉協議会)・ 自殺対策の施策のネーミングがとても大切と感じる。(社会福祉協議会)・ 琴平町の伝統で地域に存在する、葬式の互助機能「講中(こうじゅ)」は機能しなくなっている。葬式を出すことは、お互いさまの気持ちから発しているのに、自治会のもととなっているこの文化から、地域で暮らすことの意味を考えるきっかけにしてほしい。(民生委員児童委員協議会)・ 声かけは世間話からはじめるのがポイントと考える。地域の人に見られている、と感じないような、その人のライフスタイルにあった声かけをしたい。(琴平町保健師)

○生きることへの促進要因への支援

主な意見・課題
<ul style="list-style-type: none">・ もっとかかりつけ医⁽¹⁾を活用してもらうための取組が必要と感じる。(社会福祉協議会)・ 失業したときなど、経済的に困窮した時に、気軽に相談してほしい。生活保護制度などの社会的セーフティネットについての負のイメージを払しょくしたい。(民生委員児童委員協議会)・ 自死遺族⁽²⁾へのケアは今後重要となると感じる。(社会福祉協議会)・ 小さな町、小さな組織のメリットを生かして窓口に来られた方で、支援が必要そうな方にはさりげなく情報共有して、必要な部署間での連携をすすめていきたい。今は、職員一人ひとりでの属人化した対応になってしまっているが、うまくシステム化し、孤立しがちな方への必要な支援につなげていきたい。(琴平町保健師)

(1)かかりつけ医…病気になった時や、心身の不調を感じた時、最初に相談したい医師のこと。

(2)自死遺族…大切な方が自殺で亡くなった遺族のこと。

○児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

主な意見・課題

- ・養護教諭、教育相談担当教員が主となり、生徒の健康のケアをしている。定期的にスクールソーシャルワーカー⁽¹⁾、スクールカウンセラー⁽²⁾も学校を訪問している。(琴平中学校)
- ・学校では月1回生徒に生活調査を実施している。その結果で、担任をはじめ、学年、学校全体でケアしている。(琴平中学校)
- ・家庭教育、学校教育、社会教育の大切さを実感している。そのためにも学校とPTAの協力が不可欠と考えて、年5回PTA対象の研修を実施している。(琴平中学校 PTA)
- ・いじめは、保護者が最初に気づくことも多い。学校だけでなく、保護者、地域住民、皆で協力してケアしていきたい。(琴平中学校 PTA)
- ・誕生と死など、生命の尊さ・人間の弱さなどについて知ってもらうことが重要と感じる。(社会福祉協議会)

(1)スクールソーシャルワーカー…いじめや不登校、虐待、貧困の問題など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る福祉の専門職。

(2)スクールカウンセラー…生徒の様々な悩みを受け止め、相談にのり、アドバイスをしたり、教員や保護者とも連携して問題解決のために生徒個人に働きかけたりする心理の専門職。

第4章 自殺対策に対する基本的な考え方

第1節 自殺対策の基本方針

本町では、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、自殺総合対策について、以下の4点を基本方針とします。

①生きることの包括的な支援として推進すべきである。

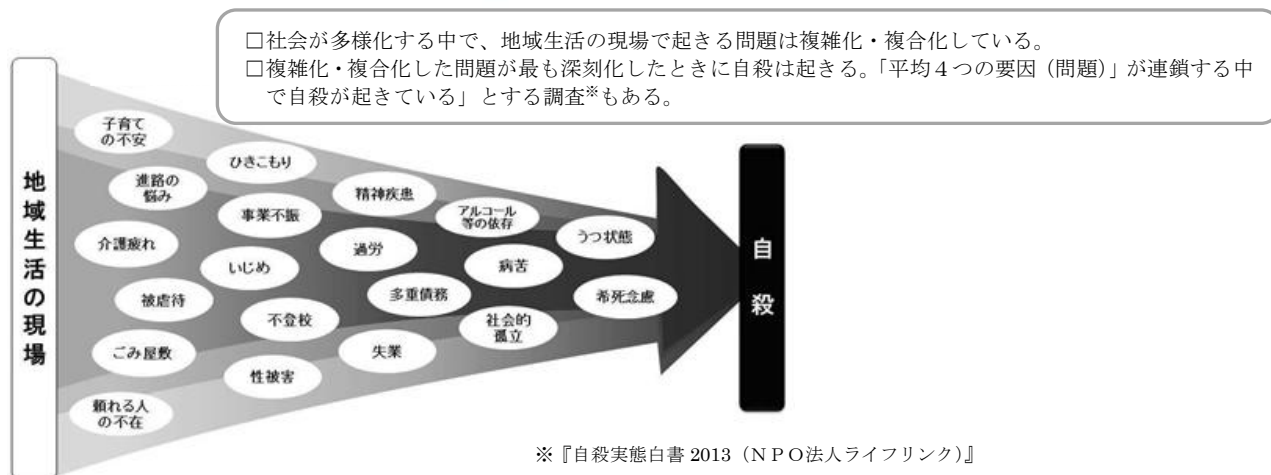
個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

②自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという喪失感を感じたりしがちです。

自殺行動に至った人の、直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。



※『自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）』

資料：厚生労働省「自殺実態白書2013」

③関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開が求められる。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

④対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動が求められる。

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

第2部 総論

第1章 計画の基本理念

第1節 基本理念

本計画の上位計画にあたる、第4次琴平町総合計画（平成23年度～平成32年度）においては「住んでよし 訪れてよし ことひら」を基本理念としています。また、総合計画における保健・福祉の分野については、「みんなで支え合い健やかに暮らせるまちづくり」が掲げられ、住み慣れた地域での福祉サービス整備や、地域における支え合いのセーフティネットの構築が掲げられています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行が予想される中で、地域の住民がお互いに助け合い、支え合えるまちづくりの重要性は一層高まることから、行政機関だけでなく地域において「互いに支え合う」つながり（ネットワーク）づくりは本計画においても、重要な観点になります。

こうしたことから、琴平町自殺対策計画においては、次の基本理念を設定します。

基本理念

いのち支え合い 誰も自殺においこまれることのないまち ことひら

第2節 基本目標

本計画の施策の展開にあたっては、上記に掲げた基本理念の観点を継承しながら、以下のように基本目標を設定します。

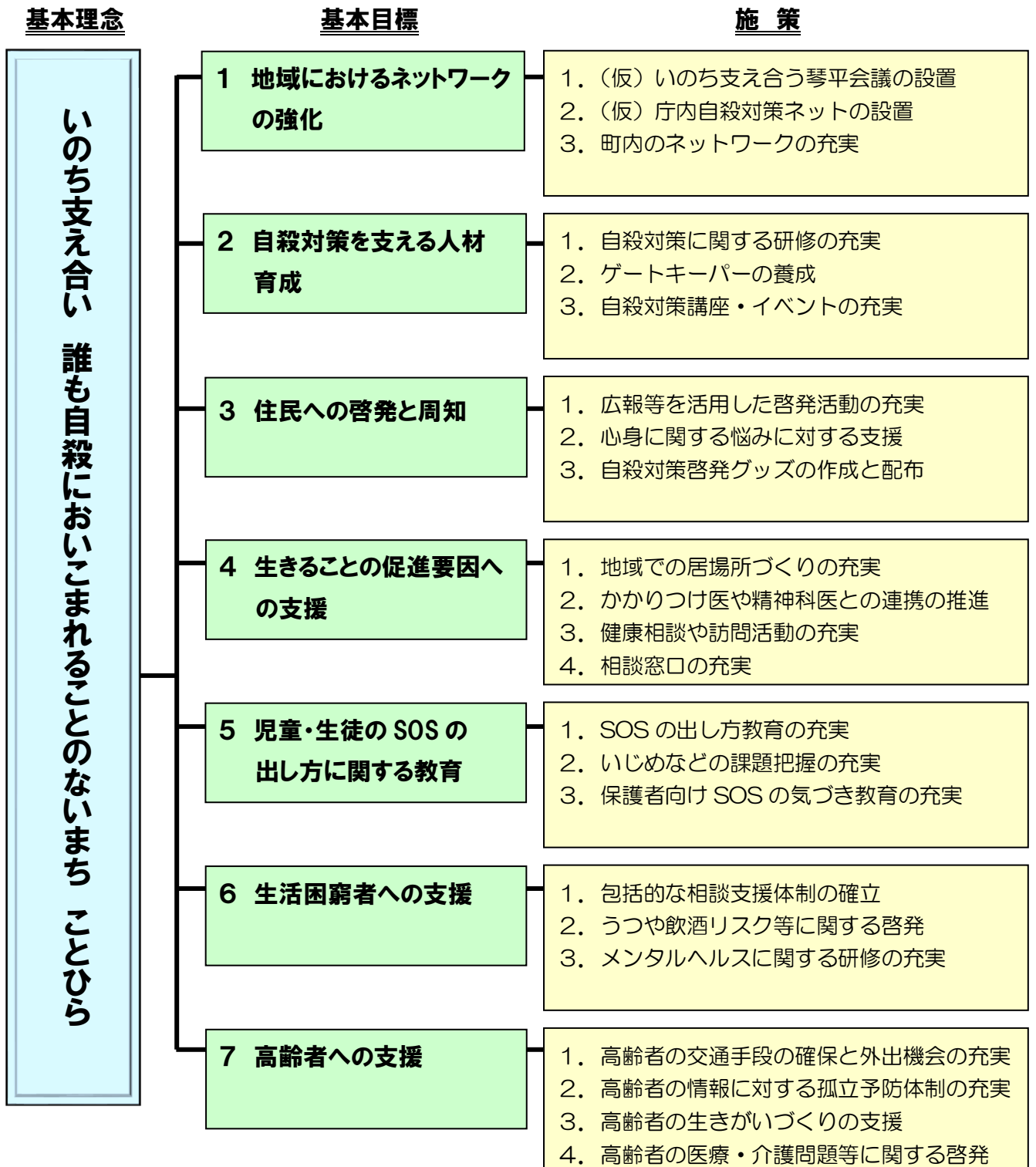
基本目標

- 基本目標1 地域におけるネットワークの強化
- 基本目標2 自殺対策を支える人材の育成
- 基本目標3 住民への啓発と周知
- 基本目標4 生きることの促進要因への支援
- 基本目標5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育
- 基本目標6 生活困窮者への支援
- 基本目標7 高齢者への支援

第3部 計画の体系

第1章 施策の体系

施策体系



第2章 施策の展開

基本目標 1 地域におけるネットワークの強化

琴平町の自殺対策を進めていくには、協議会や会議の開催のみではなく、地域や自殺対策の現場で具体的な連携を図る機会と場を提供することが必要となります。

そのため、地域で活動する民間団体については、直接自殺防止や遺族への支援を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連する分野での活動が自殺対策になりうるため、様々な領域において積極的に自殺対策に参画することのできる環境を整えていく必要があります。

【主な取組・担当課】

取組名	概要	担当課
(仮)いのち支え合う琴平会議の設置	役場が中心となり、保健、医療、福祉、教育、労働その他の分野における既存の組織のネットワークを形成します。	企画政策課 福祉保険課
(仮)庁内自殺対策ネットの設置	自殺対策を全庁的に取り組むための庁内組織を設置します。	企画政策課 福祉保険課 高齢者支援課 子育て支援課 生涯教育課
町内のネットワークの充実	琴平町社会福祉協議会が推進している地区地域福祉推進連絡会活動に、地域での自殺予視点も盛り込むよう支援します。	福祉保険課

【評価指標】

指標名	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)
(仮)いのち支え合う琴平会議の開催	-	年 2 回
(仮)庁内自殺対策ネットの開催	-	年 2 回

基本目標 2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の方や、一般住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

人材育成については、地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成を図り、自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら地域で見守る存在の方を増やしていきます。

【主な取組・担当課】

取組名	概要	担当課
自殺対策に関する研修の充実	職員人権研修や、行政出前トーク事業などの実施の際に、自殺予防の視点を盛り込みます。	企画政策課 福祉保険課 高齢者支援課
ゲートキーパーの養成	既に実施している保健、医療、福祉、教育、労働その他の各種研修にゲートキーパーの養成の視点を盛り込みます。	観光商工課 福祉保険課 高齢者支援課 子育て支援課 生涯教育課
自殺対策講座・イベントの充実	自殺予防週間などに、講演会や自殺予防標語コンクール、自殺予防川柳等を実施します。	福祉保険課

【評価指標】

指標名	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)
町民対象ゲートキーパー養成講座の実施	-	年 1 回
町内関係団体等を対象としたゲートキーパー研修の実施	-	年 4 回

基本目標 3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を持たないように心がけ、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくということの啓発事業を展開します。

【主な取組・担当課】

取組名	概要	担当課
広報等を活用した啓発活動の充実	毎月1回の広報の中で自殺対策の視点に立った特集を組むことを検討します。	企画政策課 福祉保険課
心身に関する悩みに対する支援	健康教育講座(健康づくり教室等)、健康普及イベントの実施の際に自殺対策の視点を盛り込みます。	福祉保険課 子育て支援課
自殺対策啓発グッズの作成と配布	相談窓口一覧やこころの健康チェックリストなどを作成し、住民だけでなく関係団体・商工会などの関係機関にも広く配布することで自殺対策に対する意識啓発とします。	福祉保険課

【評価指標】

指標名	現状値 (平成29年)	目標値 (平成35年)
広報ことひらに自殺対策の記事の掲載	年1回	年2回
「ゲートキーパー」を知っている町民の割合	16.1%	30.0%

基本目標 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。そこで、生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策等を推進します。

【主な取組・担当課】

取組名	概要	担当課
地域での居場所づくりの充実	地域で孤立している方（障がい者、子育て世代・移住者・高齢者等）が出ないように、地域での居場所づくりを強化します。	福祉保険課
かかりつけ医や精神科医との連携の推進	自殺のリスクを抱える人の早期発見と早期対応のため、内科医等のかかりつけ医との連携や、精神科医との連携を進めるなど地域の医療資源の活用を推進します。	福祉保険課 高齢者支援課 子育て支援課
健康相談や訪問活動の充実	文化祭など、地域保健活動事業の種々の機会を通じて保健予防に関する事業等の広報を行います。	福祉保険課 子育て支援課
相談窓口の充実	地域で孤立している方（障がい者、子育て世代・移住者・高齢者等）、虐待の相談などの総合的支援窓口を強化します。	観光商工課 福祉保険課 高齢者支援課 子育て支援課

【評価指標】

指標名	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)
自殺対策の施策で、「生活上の課題（経済的不安、病気、働き方の問題）を相談できる体制を進める」ことが重要と考える方の割合	51.7%	60.0%
自殺対策の施策で、「困った時に相談できる体制を強化する」ことが重要と考える方の割合	49.8%	60.0%
自殺対策の施策で、「こころの健康が保てるような環境づくりを進める」ことが重要と考える方の割合	42.2%	50.0%

基本目標 5 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育

児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を浸透させるために、自殺予防の知識を授ける特別なプログラム（専門家の指導のもとに保護者等の同意を前提とする特別な授業）として位置づけるだけでなく、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、学校の教育活動として位置づけることが必要です。そのような環境の中で、児童・生徒が直面している課題に対応する力やソーシャルスキル⁽¹⁾を身につけることができるよう取組を推進します。

【主な取組・担当課】

取組名	概要	担当課
SOS の出し方教育の充実	養護教諭や教育相談担当教員を中心として、児童・生徒のこころのケアをさらに充実します。かつ、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけます。	生涯教育課
いじめや不登校などの課題把握の充実	教育相談やいじめ防止対策事業をさらに充実します。	生涯教育課
保護者向け SOS の気づき教育の充実	家庭教育の大切さや家庭内の躰の実践を学校と連携した研修会を開催し、保護者が子どもの身近なゲートキーパーとなるように意識啓発をすすめます。	生涯教育課

【評価指標】

指標名	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)
悩みやストレスを感じた時に、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」児童・生徒の割合	38.2%	50.0%
家族以外に相談できる人が「誰もいない」児童・生徒の割合	9.4%	0.0%

(1) ソーシャルスキル…社会生活を営む上で必要な様々な技能のこと。

基本目標 6 生活困窮者への支援

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。

また、勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者・無職者支援対策を、包括的な生きることの支援として取り組みます。

【主な取組・担当課】

取組名	概要	担当課
包括的な相談支援体制の確立	失業者、無職者、若年者の就労相談体制を強化します。	観光商工課 福祉保険課
うつや飲酒リスク等に関する啓発	関係機関向けにアルコール依存症について、知識の普及、啓発を図るための広域的なアルコール連絡会の活動の充実を検討、推進します。 うつ病チェックリストを作成し、うつ病のリスクを正しく知ってもらう取り組みをすすめます。	福祉保険課
メンタルヘルスに関する研修の充実	町職員や学校職員などにストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	総務課 生涯教育課 福祉保険課

【評価指標】

指標名	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)
生活困窮者自立支援事業の新規相談件数（年間）	13 件	25 件
アルコール依存症に関する講演会の開催	-	年 1 回

基本目標 7 高齢者への支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

琴平町で実施されている行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。したがって、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、といったソーシャルキャピタル⁽¹⁾の醸成を促進する施策を推進します。

【主な取組・担当課】

取組名	概要	担当課
高齢者の交通手段の確保と外出機会の推進	現在、実施している高齢者福祉タクシー事業を含め、よりニーズに合った支援を検討します。	高齢者支援課
高齢者の情報に対する孤立予防体制の充実	毎月1回広報・回覧板により、暮らしに必要な情報を定期的に届けることで、高齢者の孤立を予防します。	企画政策課
高齢者の生きがいづくりの支援	老人クラブ活性化や、ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム等の安否確認を充実させ、高齢者の孤立を予防します。	高齢者支援課
高齢者の医療・介護問題等に関する啓発	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護に関する相談体制を充実させ、介護者の悩みの相談や情報交換の機会について周知を行っていきます。	福祉保険課 高齢者支援課

【評価指標】

指標名	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 35 年)
「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」と感じる方の割合	38.2%	50.0%
現在、「幸せではない」「どちらかという幸せではない」と感じる高齢者の割合	4.1% (60 歳代) 7.7% (70 歳代) 15.4% (80 歳以上)	2.0% (60 歳代) 3.5% (70 歳代) 7.5% (80 歳以上)

(1)ソーシャルキャピタル…「社会関係資本」と訳され、「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来の物的資本、人的資本などとならぶ新しい概念である。その本質である「人と人との絆」、「人と人との支え合い」は、日本社会を古くから支える重要な基礎のこと。

第3章 数値目標

自殺対策基本法において示されているとおり、自殺対策を通じて目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。

その実現に向けた目標として、国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、平成38年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、平成27年と比べて30%以上減らし13.0以下とすることをしています。

このような国の方針を踏まえながら、琴平町の自殺対策計画の目指すべき数値目標としては、平成29年の自殺死亡率10.6を、平成35年までの5年間で、誰も自殺に追い込まれないまち「琴平町」の実現を目指します。

数値目標	現況（平成29年）	目標（平成35年）
自殺死亡率の減少 （人口10万人当たり）	10.6	0.0

第4部 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画に掲げられた施策・事業が円滑に推進されるよう、全庁的な体制を構築したうえで、町民、関係団体と連携協力して取り組みます。このことにより琴平町の自助・互助・共助・公助^①の力の向上を図ります。

第2節 計画の進捗管理

本計画に掲げられた施策・事業が円滑に推進されるよう、随時、推進状況を点検・評価し、計画的な施策・事業の推進にかかる課題を整理・検討し、改善に努めます。



①自助・互助・共助・公助…「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

資料編

- 1 自殺対策基本法
- 2 琴平町自殺対策計画策定委員会設置要綱
- 3 琴平町自殺対策計画策定員会名簿
- 4 策定の経緯
- 5 琴平町の「生きる支援」の関連施策
- 6 アンケート結果報告書

1 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

最終改正：平成28年法律第11号

目次

第一章 総則（第1条—第11条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）

第三章 基本的施策（第15条—第22条）

第四章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応

じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第25条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 琴平町自殺対策計画策定委員会設置要綱

琴平町自殺対策計画策定委員会設置要綱（平成 30 年 6 月 20 日告示第 43 号）

（設置）

第 1 条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第 2 項の規定に基づく琴平町自殺対策計画(以下「計画」という。)の策定に当たり必要な事項を調査検討するため、琴平町附属機関設置条例(平成 27 年琴平町条例第 28 号)第 11 条の規定に基づき、琴平町自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置について、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (2) 町民団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認めたる者

3 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 琴平町自殺対策計画策定委員会名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	琴平町民生委員児童委員協議会 会長	藤井 孝一	会長
2	琴平町社会福祉協議会 事務局長	越智 和子	副会長
3	仲多度南部医師会 会長	森田 敏郎	
4	琴平町自治会連合会 会長	山下 康二	
5	琴平町商工会 事務局長	嶋田 悟	
6	琴平中学校 PTA 会長	森下 直哉	
7	香川県琴平警察署 生活安全課長	山地 照二	
8	香川県中讃保健福祉事務所 保健対策第二課 課長	岡田 文子	
9	琴平町教育委員会 教育長	篠原 好宏	
10	琴平町 高齢者支援課 課長	大西 直樹	
11	琴平町 子育て支援課 課長	前田 照幸	

4 策定の経緯

	時 期	内 容
1	平成 30 年 10 月	「琴平町自殺対策計画住民アンケート調査」を実施 対象者 16 歳以上の住民 1,000 名 (有効回率 410 票/回答率 41.0%) 琴平中学校に通う生徒 179 名 (有効回収数 170 票/回収率 95.0%)
2	平成 30 年 12 月 25 日	第 1 回策定委員会開催 ・自殺対策計画の概要について ・「琴平町自殺対策計画住民アンケート調査」の結果について
3	平成 31 年 1 月 7 日	関係団体へのヒアリング実施
4	平成 31 年 1 月 8 日	琴平町長へのトップインタビュー実施
5	平成 31 年 1 月 29 日	第 2 回策定委員会開催 ・「琴平町自殺対策計画素案」について
6	平成 31 年 2 月 8 日～ 2 月 28 日	パブリックコメントの実施
7	平成 31 年 3 月 18 日	第 3 回策定委員会開催 ・パブリックコメントの報告等について ・「琴平町自殺対策計画書」について

5. 琴平町の「生きる支援」の関連施策

①地域におけるネットワークの強化

No.	事業名	事業概要	担当課
1	自治会振興事業	町内における各種行事に対し、参加協力を行う。	企画政策課
2	地域福祉推進事業	地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域共生社会の実現に向けて、計画に基づき進めていく。	福祉保険課
3	権利擁護の仕組みづくり事業	福祉サービス等の相談受付や成年後見人制度利用者の相談対応を行う。	福祉保険課 高齢者支援課
4	障がい者福祉計画策定・管理事業	障がい者福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者福祉計画の策定を行う。	福祉保険課
5	地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、子育てサークル活動等を行う方の育成支援を行う。(子育て支援センターひまわり)	子育て支援課
6	保育所運営事業	町内2公立保育所の運営と1私立保育園への事業運営の補助を行う。	子育て支援課
7	子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等により養育が一時的に困難となった場合及び経済的問題や夫の暴力により緊急一時的に母子保護を必要とする場合等に、児童養護施設等において一定期間養育、保護する。	子育て支援課
8	保育所地域活動事業	地域に開かれた保育所の有する機能を地域住民のために活用し児童福祉の向上を図る。	子育て支援課
9	母子保健推進事業	妊婦全数面接を行い、母子健康手帳や妊産婦健康診査等受診票の交付を行う。保健師等の相談やサービスの紹介等を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援へとつなげる。	子育て支援課
10		琴平町母子愛育会による赤ちゃんバックの配布、声掛け訪問等を行う。	子育て支援課

No.	事業名	事業概要	担当課
11	母子保健推進事業	新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児相談を行う。	子育て支援課
12		母親の心身の回復・促進と母親のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的に産後ケアを行う。	子育て支援課
13		幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科検診・歯科保健指導を行う。	子育て支援課
14	精神保健福祉事業	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、こころの健康相談を実施する。	福祉保険課
15		精神障がい者地域生活安定化支援事業(地域で生活する障がい者に対し、病状悪化による問題行動やトラブル発生等を防ぐために集中的な支援を実施する)を行う。また、精神障がい者就労支援事業を行う。	福祉保険課
16	児童生徒就学奨励援助事業	特別に支援を要する児童・生徒に対し、琴平町児童生徒就学援助費支給要綱に基づき支給する。	生涯教育課

②自殺対策を支える人材の育成

No.	事業名	事業概要	担当課
17	職員の研修事業	新任研修や昇任時等研修を充実させる。	総務課
18	自治会振興事業	各自治会長対象に年1回先進地への視察研修を実施する。	企画政策課
19	民生児童委員事業	民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施する。	福祉保険課
20	介護保険事業	地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護サービスの維持及び向上を目指す。	高齢者支援課
21	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。(香川県聴覚障害者協会に委託)	福祉保険課
22	ゲートキーパー養成事業	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関との連絡、連携を図る。	福祉保険課
23		障がい者虐待に関する通報・相談に対応する。	福祉保険課

No.	事業名	事業概要	担当課
24	ゲートキーパー養成事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整等を行う。	福祉保険課
25		発達障がいのある方とそのご家族・支援者からの相談に対応する。	福祉保険課
26		子育て支援課窓口で子育てに関する相談に対応する。	子育て支援課
27		健康教育講座（健康づくり教室等）を実施する。	福祉保険課
28		職員等が、保健・医療の場において患者や家族の抱える経済的、心理的、社会的問題の相談に対応する。	福祉保険課
29		食生活改善推進員の養成（20 時間以上の講習が必要）を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	福祉保険課
30		生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。（食生活改善推進委員への委託事業）	福祉保険課

③住民への啓発と周知

No.	事業名	事業概要	担当課
31	琴平町の広報事業	毎月 1 回広報紙を発行する。	企画政策課
32	ガイドブックや回覧事業	毎月 10 日に回覧版により町の様々な情報を伝える。	企画政策課
33	自殺対策施策の普及事業	人権意識を高めるための啓発を行う。	企画政策課
34	創業支援事業	地域における創業者を支援し開業率の向上を目指し、地域の活性化・雇用の確保を目指す。	観光商工課
35	琴平町中小企業融資事業	中小企業への融資のうち年利 1.0%を町が利子補給する制度（低利の融資あっせん）を実施する。	観光商工課
36	人権対策事業（人権同和室）	他の人権問題とともに、相談しやすい体制づくりの構築に努める。	企画政策課

No.	事業名	事業概要	担当課
37	ガイドブック作成事業	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	福祉保険課
38	健康増進計画推進事業	計画に基づく取組の周知・広報を行う。	福祉保険課
39	生活習慣病予防事業	健康普及イベント・保健指導等を実施する。	福祉保険課
40	地域保健活動事業	文化祭など、種々の機会を通じて保健予防に関する事業等の広報を行う。	福祉保険課
41	家庭教育推進事業	家庭教育の大切さや家庭内の躰の実践を、学校と連携した研修会として開催する。	生涯教育課
42	防災対策事業	琴平町土砂災害ハザードマップ作成・琴平町洪水ハザードマップ作成を行う。	総務課
43	交通事故巡回相談事業	交通事故に関する相談や助言等を、偶数月の第2水曜日に開催する。	企画政策課

④生きることの促進要因への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
44	生きる支援総合窓口事業	住民からの来庁相談や電話相談を、それぞれの相談（法律・税務等）に応じて担当課に案内する。	総務課
45	賦課徴収事業	住民から納税に関する相談を受け付ける。	税務課
46	国民年金事務事業	国民年金の届書、申請書、申出書又は請求書の受理及び相談、基礎年金、福祉年金、特別障害納付金の申請書の受理及び相談を行う。	住民サービス課
47	町営住宅管理事務事業	町営住宅の管理運営を行う。 町営住宅使用料の効率的な収納を促進する。	住民サービス課
48	消費者行政事業 (琴平町くらしの会)	消費者相談窓口の設置や会員向けセミナー、視察研修を実施する。また、振り込め詐欺被害防止キャンペーンも実施する。	観光商工課
49	ゲートキーパー養成事業	住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。	福祉保険課
50	障がい者（児）福祉年金支給事業	障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るため、障がいの程度に応じて手当を支給する。	福祉保険課

No.	事業名	事業概要	担当課
51	障がい者総合支援事業	地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実や、障がいのある人の日常生活や社会生活を総合的に支援する。	福祉保険課
52	障がい者相談支援事業	行政が委託した相談支援事業者による相談を行う。	福祉保険課
53	子育て支援事業	子育て支援課窓口で妊娠・出産・育児に関する相談に対応する。	子育て支援課
54	子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等により養育が一時的に困難となった場合及び経済的問題や夫の暴力により緊急一時的に母子保護を必要とする場合等に、児童養護施設等において一定期間養育、保護する。	子育て支援課
55	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
56	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成を行う。	福祉保険課
57	母子保健推進事業	こども相談（心理）を行う。	子育て支援課
58	精神保健福祉事業	困難事例対応精神障がい者（疑い含む）及びその家族への個別支援を行う。	福祉保険課
59		精神保健福祉センターや保健所等が行う、精神障がい者がいる家族向けの講演会・家族交流会の周知、案内を行う。	福祉保険課
60	医療相談窓口推進事業	医療に関する相談に対応する。	福祉保険課

⑤児童・生徒のSOSの出し方に関する支援

No.	事業名	事業概要	担当課
61	育成センター管理運営事業	琴平町育成センターとして少年育成活動として補導及び不登校児童の為に適応教室を実施する。	生涯教育課
62	子育て推進事業	町内3小学校で継続して地域の大人に指導者として参加を促し、こんぴら子供塾（放課後子ども教室・児童クラブ）を開催する。	生涯教育課
63	スポーツ振興事業	休日、放課後の体育館等を利用し、スポーツ振興を図るスポーツ少年団等に委託を行う。	生涯教育課
64	奨学資金給付貸与事業	奨学金給付貸与に関する事務を行う。	生涯教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
65	いじめ防止対策事業	いじめ防止対策を行う。	生涯教育課
66	教育相談（いじめ含む）事業	生涯教育課でいじめ等の相談対応を行う。	生涯教育課
67	スクールソーシャルワーカー配置促進事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	生涯教育課
68	ゲートキーパー養成事業	不登校児童生徒（公立学校に通う小中学生）を対象にした適応指導教室の設置や、不登校児童・生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施する。 また、不登校児童・生徒の保護者に対する相談活動も実施する。	生涯教育課

⑥生活困窮者への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
69	職員の健康管理事業	職員の心身健康の保持や健康相談、健診後の事後指導を行う。	総務課
70	若年者就労相談事業	ハローワーク出張相談対応を実施する。	観光商工課
71	生活困窮者支援事業	生活困窮者の相談窓口となり、関係機関と連携し、自立するための支援を行う。	福祉保険課
72	保健福祉事業	関係機関向けにアルコール依存症について、知識の普及、啓発を図る広域的なアルコール連絡会の活動を検討、推進する。	福祉保険課
73	保険税の賦課、収納、減免事業	保険税の納付義務者に対する納付の勧奨・減免状況の把握を行う。	税務課
74	児童生徒就学奨励援助事業	要保護・準要保護児童生徒への就学援助費を、琴平町児童生徒就学援助費支給要綱に基づき支給する。	生涯教育課
75	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル面での不調状態の未然防止を図る。	生涯教育課
76	下水道使用料収納事業	下水道使用料の効率的な収納を促進する。	農政土木課

⑦高齢者への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
77	高齢者支援事業	ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム等の安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	高齢者支援課
78	老人クラブ連合会活動促進事業	琴平町老人クラブ連合会(地域在住の高齢者が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行う。	高齢者支援課
79	高齢者福祉タクシー助成券交付事業	引き続き住所を有する80歳以上の者に対し、高齢者福祉タクシー利用券を交付する。	高齢者支援課
80	高齢者入浴券支給事業	保健衛生面、精神面等の安定確保と高齢者の福祉向上を図ることを目的に、65歳以上の高齢者で、入浴設備がなく真に入浴券を必要とする者に対して町内公衆浴場の無料入浴券を支給する。	高齢者支援課
81	予防給付ケアマネジメント事業	琴平町地域包括支援センター(介護予防支援事業所)において要支援者及び事業対象者の為のケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の介護予防マネジメントを行う。	高齢者支援課
82	介護保険事業	介護保険に関する相談及び認定の支援を行う。	高齢者支援課
83	高齢者生活支援事業	在宅の要援護高齢者及び一人暮らし高齢者等に対し、生活支援サービス等による各種サービスを提供することにより、当該高齢者の自立的生活の助長、社会的孤独感の解消及び要介護状態への進行を予防する。	高齢者支援課
84	認知症総合支援事業	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。また認知症サポーター養成講座を開催する。	高齢者支援課

6 アンケート結果報告書

1 調査の目的

この調査は、琴平町において、平成 31 年度～平成 35 年度を期間とする琴平町自殺対策計画を策定するにあたり、住民の生活の状況や、自殺対策施策に対する考えなどを把握し基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 調査対象及び調査方法

アンケート調査票は、以下の方を対象に実施しました。

【一般アンケート】

調査対象	琴平町に居住している16歳以上の住民 1,000名		
調査方法	無作為抽出による郵送・回収		
調査時期	平成30年10月		
回収状況	有効回収数 410 票	回収率	41.0%

【中学生アンケート】

調査対象	琴平中学校に通う生徒 179名		
調査方法	学校での配布・回収		
調査時期	平成30年10月		
回収状況	有効回収数 170 票	回収率	95.0%

3 留意事項

- ①設問のなかには前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答数が全体より少なくなっています。
- ②設問には1つのみ答える単数回答(SA:シングルアンサー)と、複数回答(MA:マルチアンサー)があります。
- ③割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が 100.0% にならないものがあります。
- ④クロス集計は、属性の無回答者を省略した結果を掲載しています。
- ⑤その他意見については、代表的なものをまとめています。

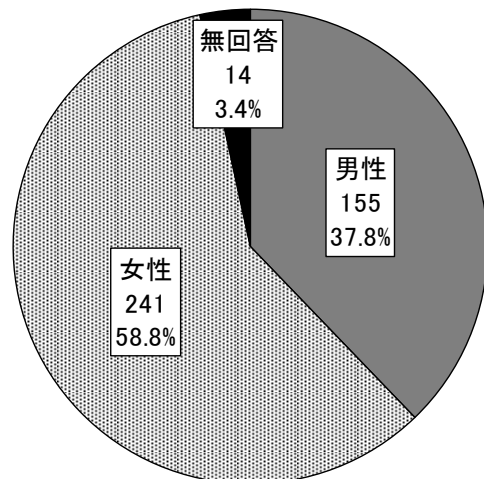
調査結果【一般アンケート】

1 あなた自身のことについて

問1-1 あなたの性別について

性別は、女性の占める割合が高くなっています。

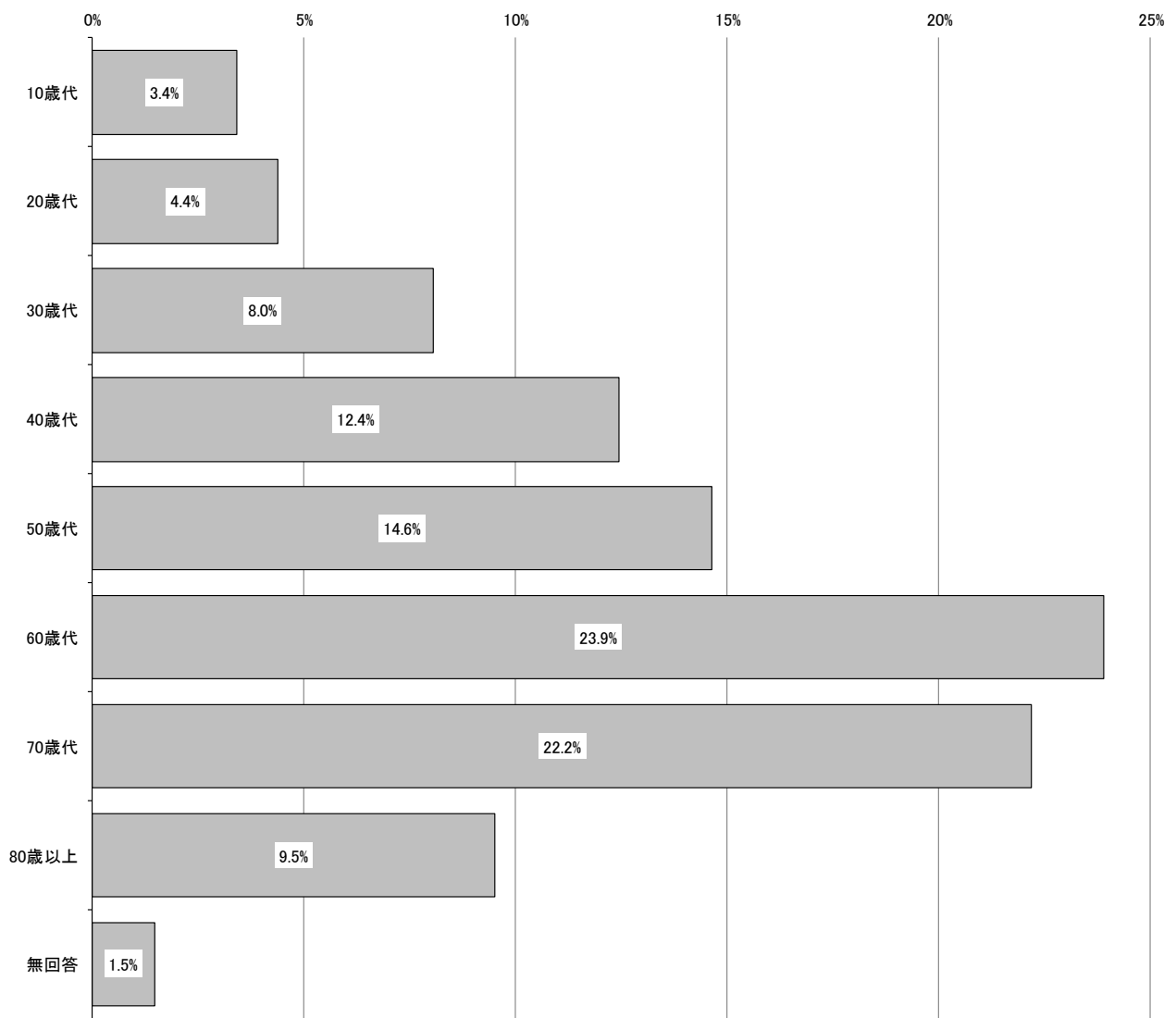
	人数(人)	割合(%)
男性	155	37.8
女性	241	58.8
無回答	14	3.4
合計	410	100.0



問1-2 あなたの年齢について

回答者は、60歳代の割合が最も高くなっています。

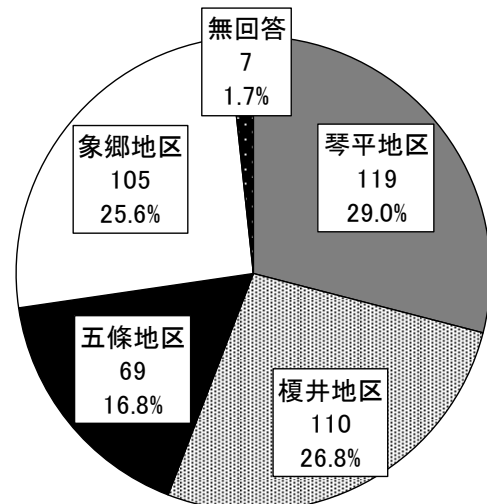
	人数(人)	割合(%)
10歳代	14	3.4
20歳代	18	4.4
30歳代	33	8.0
40歳代	51	12.4
50歳代	60	14.6
60歳代	98	23.9
70歳代	91	22.2
80歳以上	39	9.5
無回答	6	1.5
合計	410	100.0



問2 あなたの住んでいる地区について

回答者の居住地区は、琴平地区、榎井地区、象郷地区の順に割合が高くなっています。

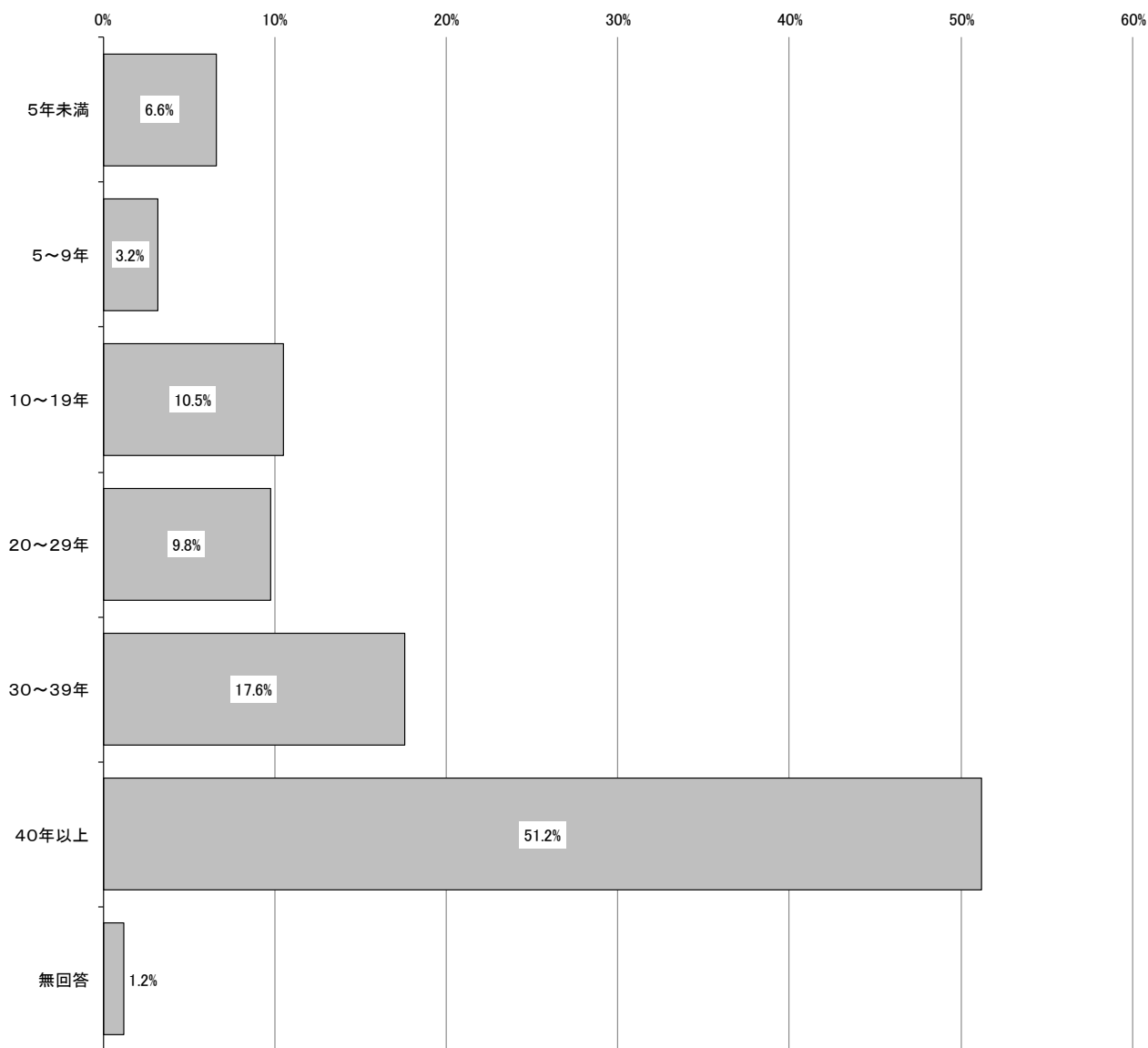
	人数(人)	割合(%)
琴平地区	119	29.0
榎井地区	110	26.8
五條地区	69	16.8
象郷地区	105	25.6
無回答	7	1.7
合計	410	100.0



問3 居住年数について

居住年数は、「40年以上」の割合が51.2%と最も高くなっています。

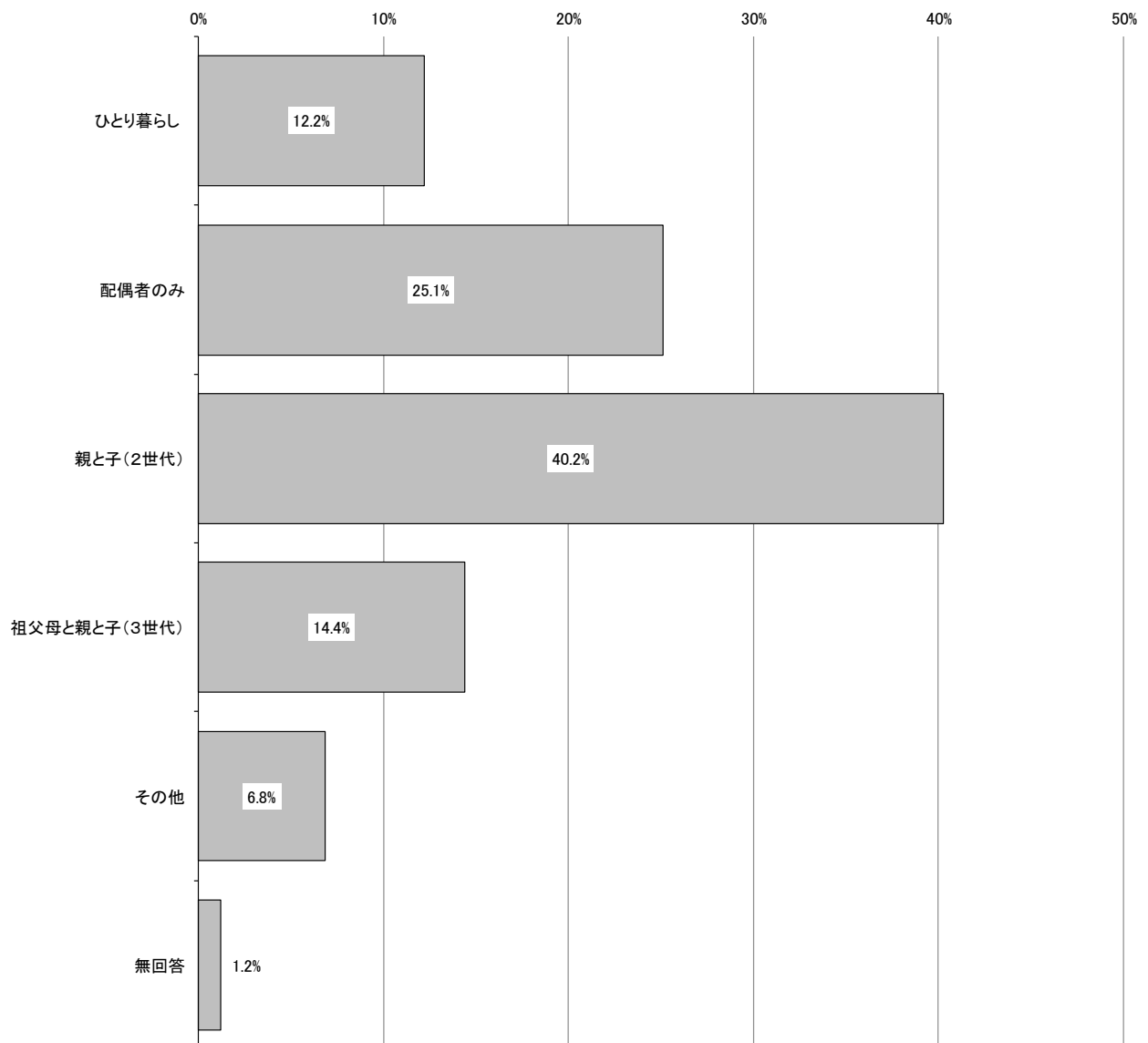
	人数(人)	割合(%)
5年未満	27	6.6
5～9年	13	3.2
10～19年	43	10.5
20～29年	40	9.8
30～39年	72	17.6
40年以上	210	51.2
無回答	5	1.2
合計	410	100.0



問4 世帯構成について

世帯構成は「親と子(2世代)」の割合が40.2%と最も高くなっています。

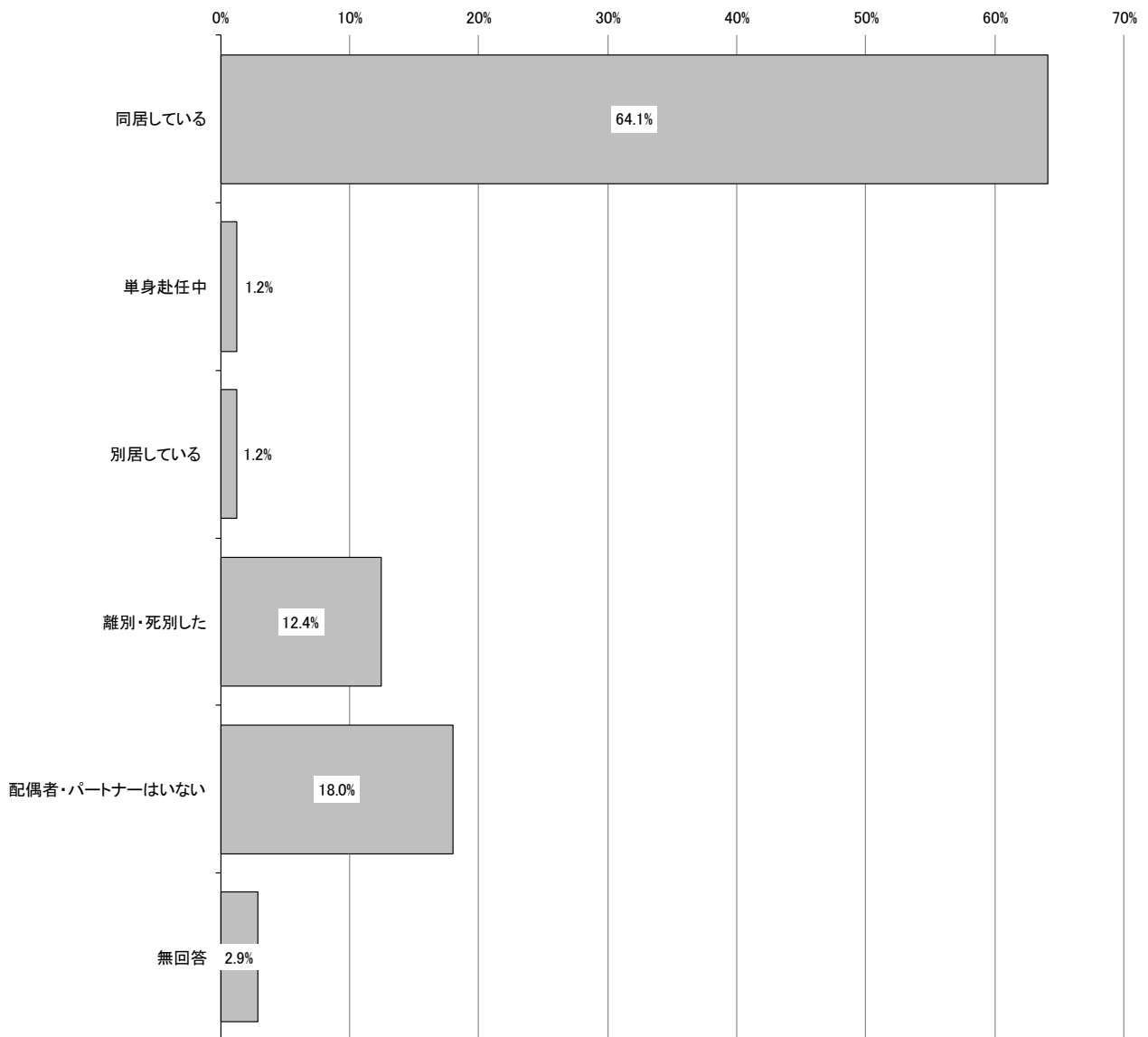
	人数(人)	割合(%)
ひとり暮らし	50	12.2
配偶者のみ	103	25.1
親と子(2世代)	165	40.2
祖父母と親と子(3世代)	59	14.4
その他	28	6.8
無回答	5	1.2
合計	410	100.0



問5 配偶者とパートナーとの現在の関係について

配偶者とパートナーとの現在の関係は、「同居している」の割合が 64.1%と最も高くなっています。一方で、「配偶者・パートナーはいない」の割合は 18.0%となっています。

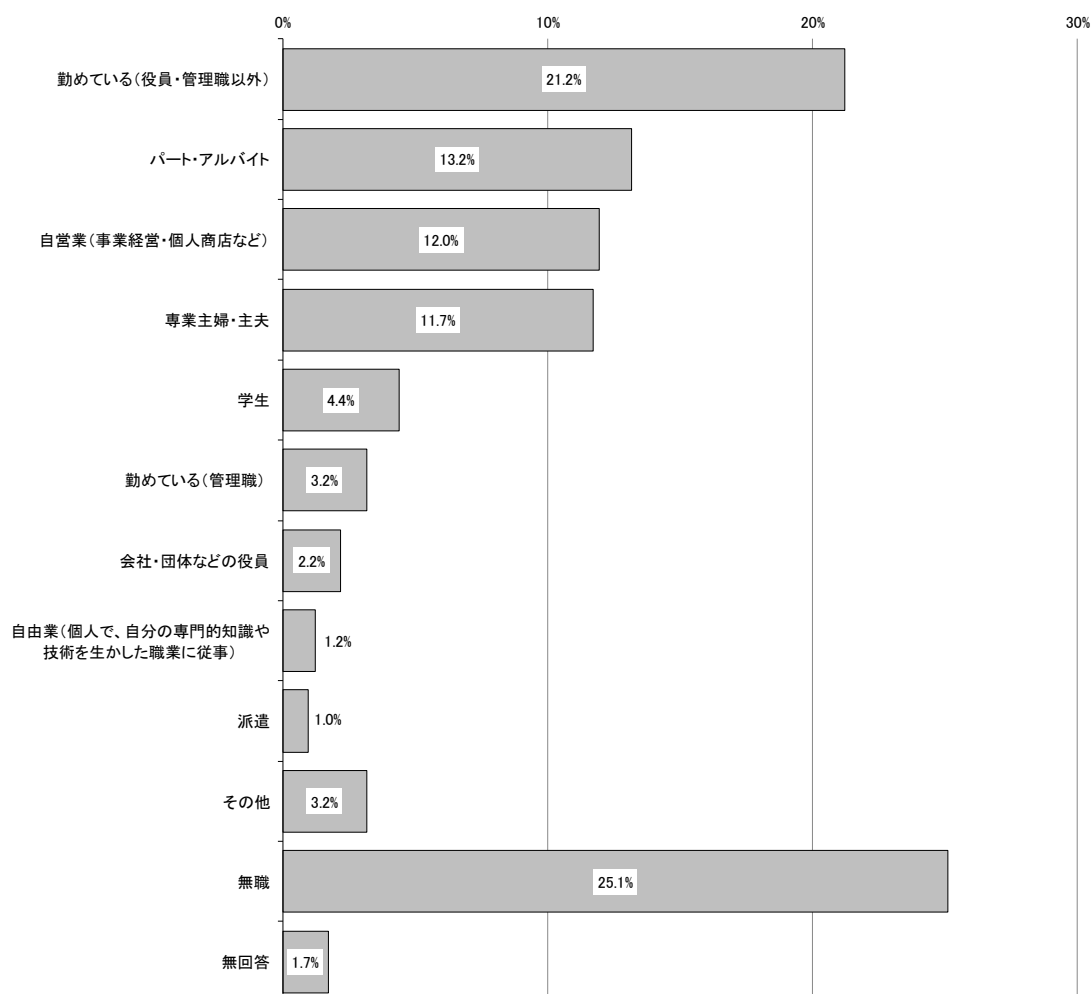
	人数(人)	割合(%)
同居している	263	64.1
単身赴任中	5	1.2
別居している	5	1.2
離別・死別した	51	12.4
配偶者・パートナーはいない	74	18.0
無回答	12	2.9
合計	410	100.0



問6 職業について

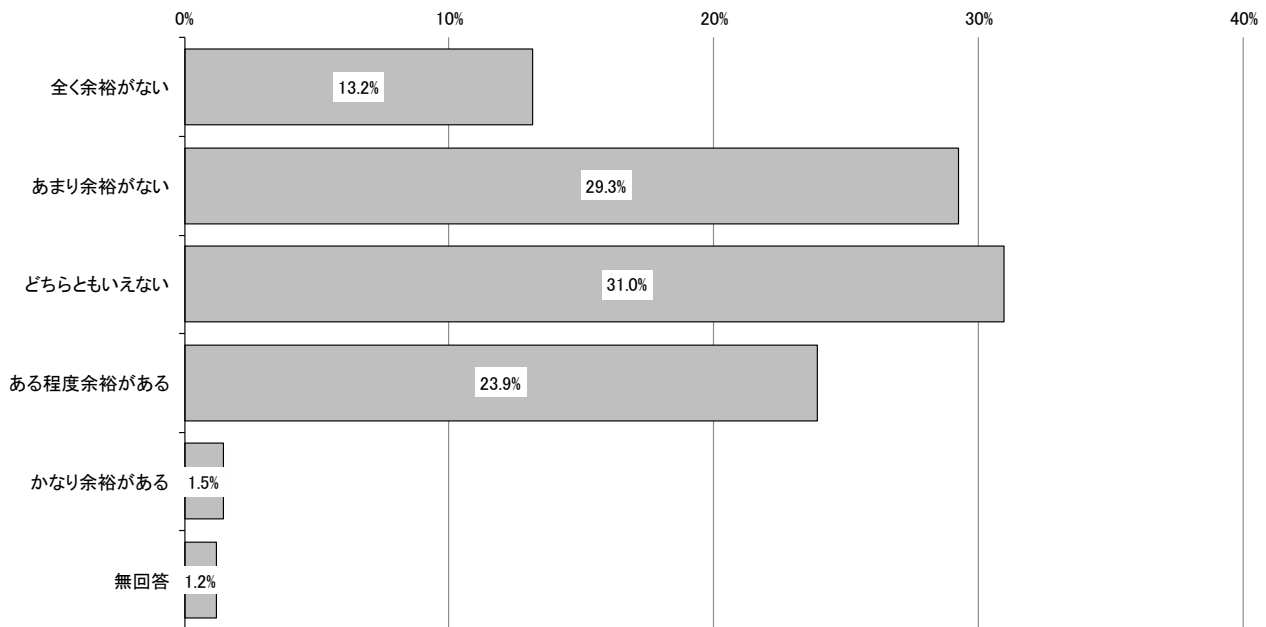
職業は、「無職」の割合が 25.1%と最も高くなっています。次に「勤めている(役員・管理職以外)」となっています。

	人数(人)	割合(%)
勤めている(役員・管理職以外)	87	21.2
パート・アルバイト	54	13.2
自営業(事業経営・個人商店など)	49	12.0
専業主婦・主夫	48	11.7
学生	18	4.4
勤めている(管理職)	13	3.2
会社・団体などの役員	9	2.2
自由業(個人で、自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事)	5	1.2
派遣	4	1.0
その他	13	3.2
無職	103	25.1
無回答	7	1.7
合計	410	100.0



問7 家計の経済的状況について

家計の経済状況では、「全く余裕がない」と「あまり余裕がない」が42.5%の割合となっています。男女別では、男性の方が経済的に余裕がないと回答する割合が高くなっています。年齢別にみると全く余裕がないと回答された方の割合が最も高いのは40歳代で、2割を超えています。



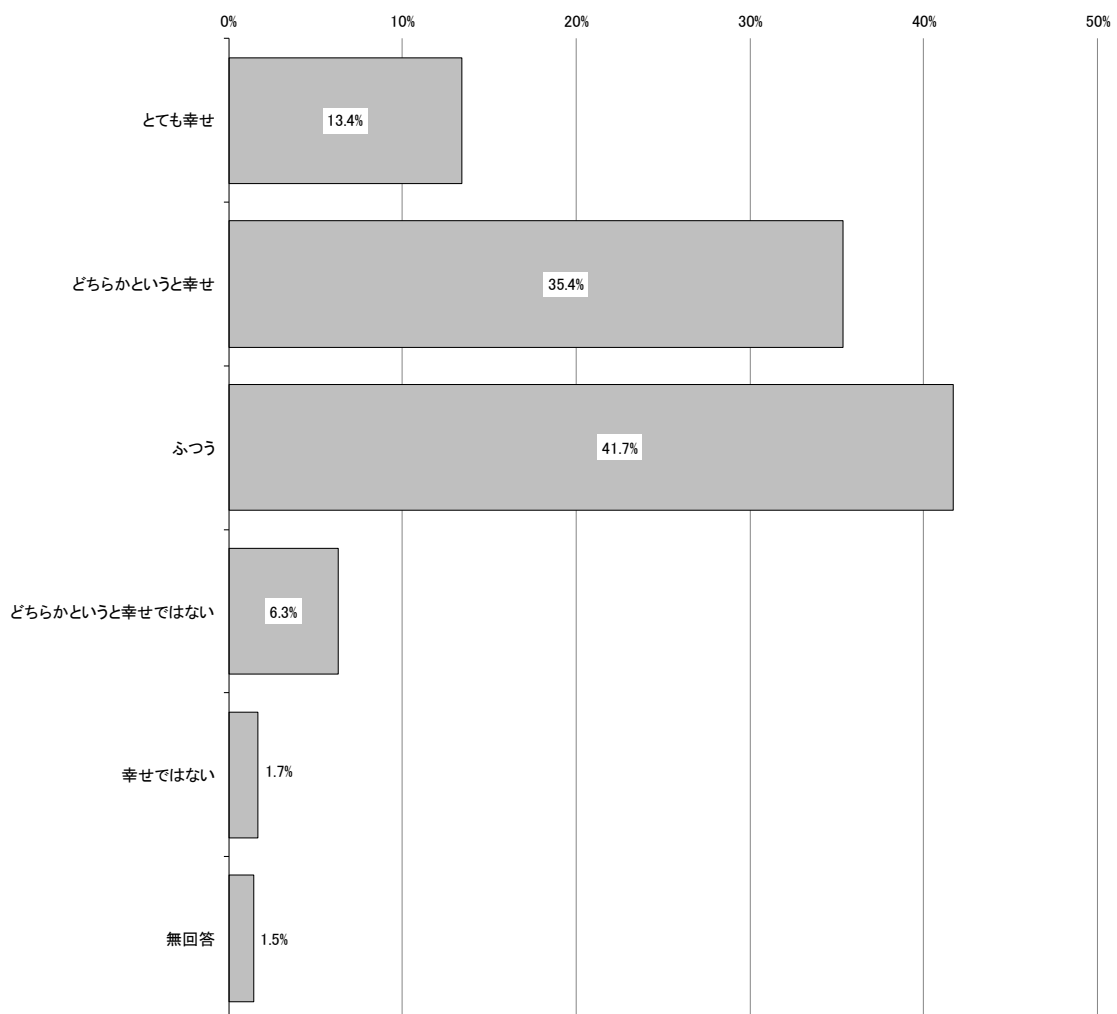
【クロス集計】

	人数 (人)	割合 (%)					
		全く余裕がない	あまり余裕がない	どちらともいえない	ある程度余裕がある	かなり余裕がある	無回答
全体	410	13.2	29.3	31.0	23.9	1.5	1.2
男性	155	16.1	33.5	28.4	20.6	1.3	0.0
女性	241	11.2	27.4	34.0	25.7	1.2	0.4
10歳代	14	14.3	14.3	57.1	7.1	0.0	7.1
20歳代	18	5.6	33.3	27.8	33.3	0.0	0.0
30歳代	33	15.2	42.4	24.2	18.2	0.0	0.0
40歳代	51	27.5	31.4	31.4	9.8	0.0	0.0
50歳代	60	16.7	33.3	31.7	18.3	0.0	0.0
60歳代	98	10.2	29.6	30.6	27.6	2.0	0.0
70歳代	91	8.8	29.7	33.0	24.2	4.4	0.0
80歳以上	39	10.3	15.4	28.2	46.2	0.0	0.0

問8 幸福度について

現在、どの程度幸せかについて、全体では、「ふつう」の割合が最も高くなっています。地区別にみても同様の結果になっています。男女別にみると、女性の方が「ふつう」よりも「どちらかという幸せ」と回答された方の割合が高くなっています。年齢別にみると、30歳代が「とても幸せ」と回答された方の割合が最も高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
とても幸せ	55	13.4
どちらかという幸せ	145	35.4
ふつう	171	41.7
どちらかという幸せではない	26	6.3
幸せではない	7	1.7
無回答	6	1.5
合計	410	100.0



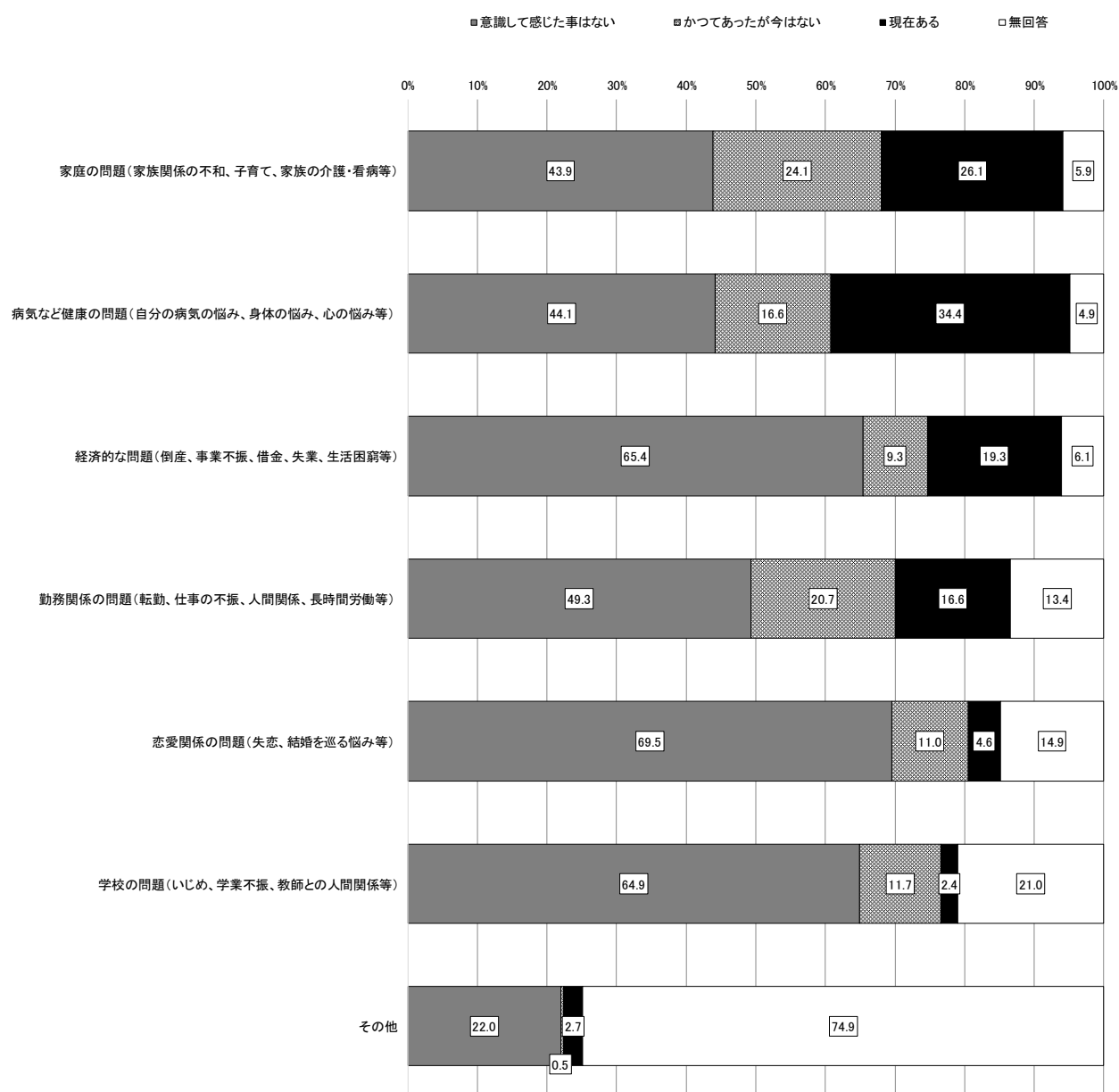
【クロス集計】

	人数 (人)	割合(%)					
		とても 幸せ	幸 せ ど ち ら か と い う と	ふ つ う	幸 せ で は な い ど ち ら か と い う と	幸 せ で は な い	無 回 答
全体	410	13.4	35.4	41.7	6.3	1.7	1.5
男性	155	11.0	28.4	48.4	7.7	3.2	1.3
女性	241	15.8	40.2	39.0	4.6	0.4	0.0
10歳代	14	14.3	42.9	35.7	7.1	0.0	0.0
20歳代	18	22.2	38.9	38.9	0.0	0.0	0.0
30歳代	33	24.2	36.4	33.3	3.0	3.0	0.0
40歳代	51	15.7	43.1	29.4	7.8	3.9	0.0
50歳代	60	15.0	28.3	46.7	5.0	5.0	0.0
60歳代	98	13.3	33.7	48.0	4.1	0.0	1.0
70歳代	91	9.9	35.2	46.2	7.7	0.0	1.1
80歳以上	39	5.1	38.5	41.0	12.8	2.6	0.0
琴平地区	119	11.8	38.7	41.2	5.0	3.4	0.0
榎井地区	110	11.8	37.3	40.0	8.2	0.9	1.8
五條地区	69	17.4	36.2	37.7	7.2	1.4	0.0
象郷地区	105	15.2	30.5	48.6	4.8	1.0	0.0

2 悩みやストレスに関することについて

問9 日頃の悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることにについて

日頃、悩み、苦勞、ストレス、不満を感じる各種問題について、「その他」を除く各問題とも「意識して感じたことはない」との回答割合が最も高くなっています。一方、「現在ある」との回答割合が高い項目は、順に「病気など健康の問題(自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等)」、「家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護等)」「経済的な問題(倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等)」となっています。



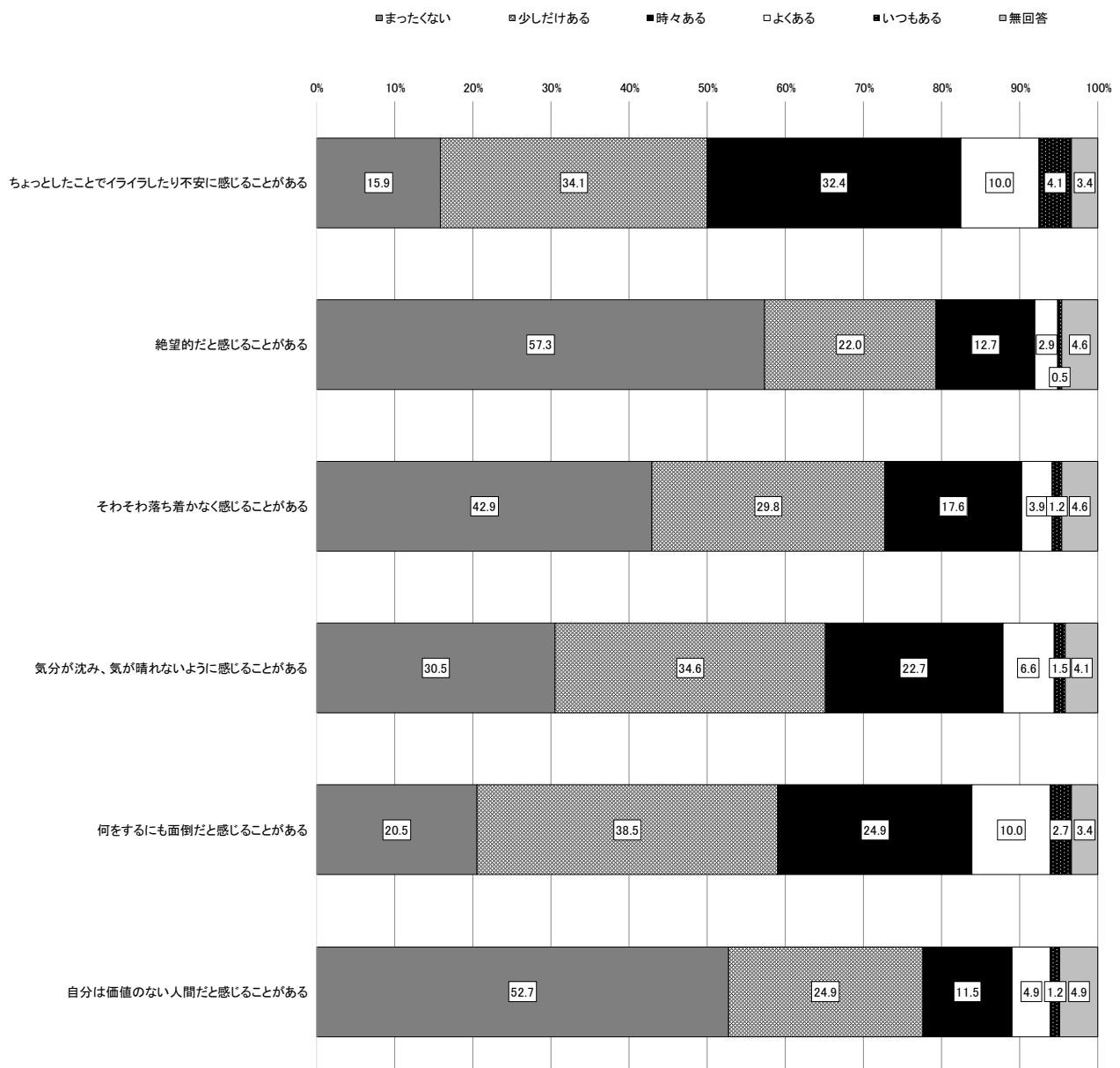
【SA 連問:単純集計】

(回答 410 人)

	割合 (%)				合計
	意識して感じた ことはない	かつてあったが 今はない	現在ある	無回答	
(1) 家庭の問題 (家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)	43.9	24.1	26.1	5.9	100.0
(2) 病気など健康の問題 (自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等)	44.1	16.6	34.4	4.9	100.0
(3) 経済的な問題 (倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等)	65.4	9.3	19.3	6.1	100.0
(4) 勤務関係の問題 (転勤、仕事の不振、人間関係、長時間労働等)	49.3	20.7	16.6	13.4	100.0
(5) 恋愛関係の問題 (失恋、結婚を巡る悩み等)	69.5	11.0	4.6	14.9	100.0
(6) 学校の問題 (いじめ、学業不振、教師との人間関係等)	64.9	11.7	2.4	21.0	100.0
(7) その他	22.0	0.5	2.7	74.9	100.0

問 10 日々の生活の中で感じることについて

日々の生活の中で感じる各種問題について、「まったくない」との回答された方の割合は「絶望的だと感じることもある」が最も高くなっています。一方、「いつもある」との回答された方の割合は、「ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることもある」が最も高くなっています。



【SA 連問:単純集計】

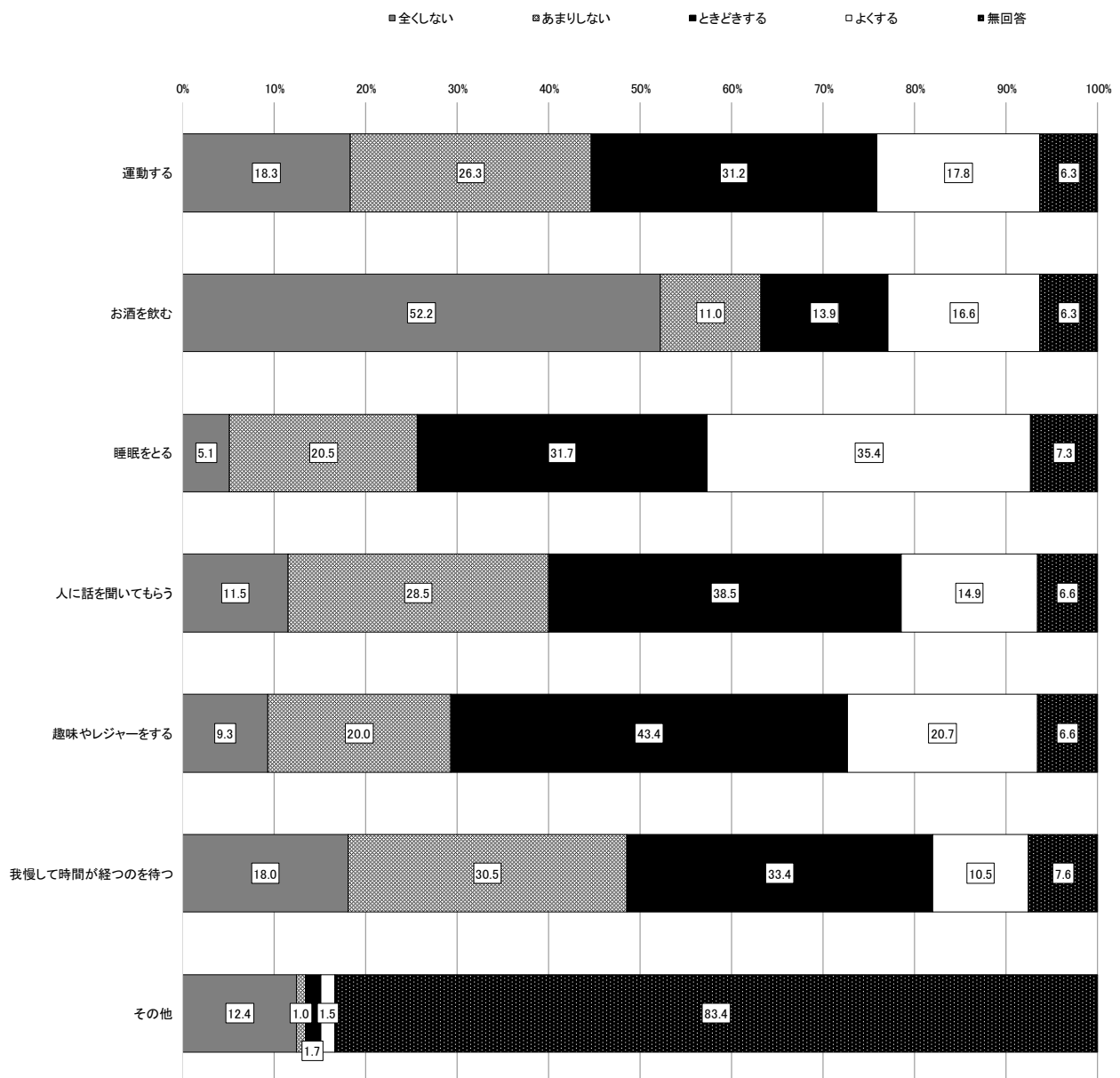
(回答 410 人)

	割合 (%)						
	まったく ない	少し だけ ある	時々 ある	よく ある	いつも ある	無 回 答	合 計
(1) ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることがある	15.9	34.1	32.4	10.0	4.1	3.4	100.0
(2) 絶望的だと感じることがある	57.3	22.0	12.7	2.9	0.5	4.6	100.0
(3) そわそわ落ち着かなく感じることがある	42.9	29.8	17.6	3.9	1.2	4.6	100.0
(4) 気分が沈み、気が晴れないように感じることがある	30.5	34.6	22.7	6.6	1.5	4.1	100.0
(5) 何をやるにも面倒だと感じることがある	20.5	38.5	24.9	10.0	2.7	3.4	100.0
(6) 自分は価値のない人間だと感じることがある	53.0	24.4	11.6	4.9	1.2	4.9	100.0

問 11 日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消するためにしていることについて

日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消するためにしていることについて、「ときどきする」、「よくする」は「睡眠をとる」と回答された方の割合が最も高くなっています。次に、「趣味やレジャーをする」の割合が高くなっています。

一方で、「全くしない」と回答された方の割合が最も高くなっているのは、「お酒を飲む」となっています。



【SA 連問:単純集計】

(回答 410 人)

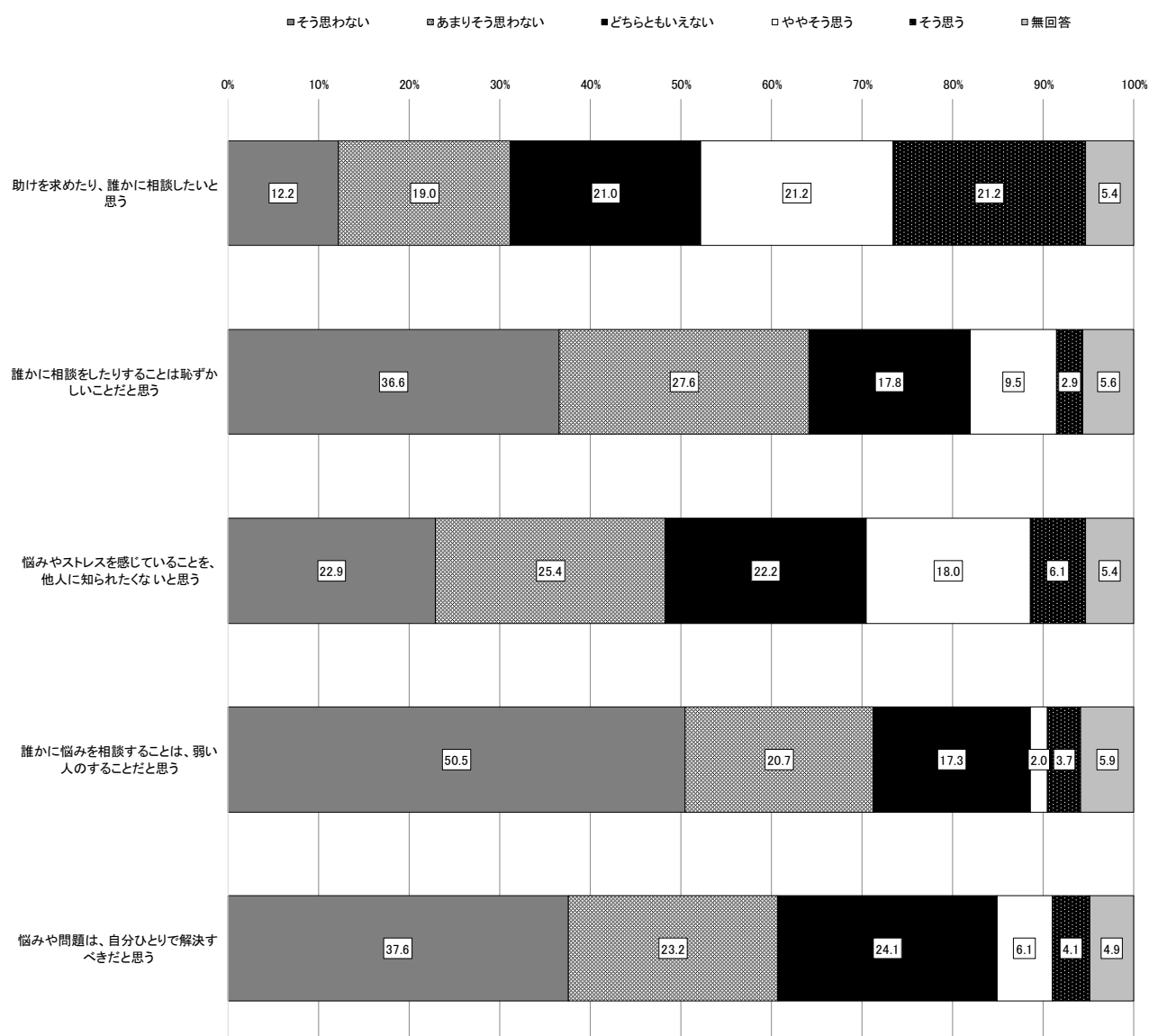
	割合 (%)					合計
	全くしない	あまりしない	ときどきする	よくする	無回答	
(1) 運動する	18.3	26.3	31.2	17.8	6.3	100.0
(2) お酒を飲む	52.2	11.0	13.9	16.6	6.3	100.0
(3) 睡眠をとる	5.1	20.5	31.7	35.4	7.3	100.0
(4) 人に話を聞いてもらう	11.5	28.5	38.5	14.9	6.6	100.0
(5) 趣味やレジャーをする	9.3	20.0	43.4	20.7	6.6	100.0
(6) 我慢して時間が経つのを待つ	18.0	30.5	33.4	10.5	7.6	100.0
(7) その他	12.6	1.0	1.7	1.5	83.3	100.0

3 相談することについて

問 12 悩みやストレスを感じた時に、どう考えるかということについて

悩みや、ストレスを感じた時に、どう考えるかということについて、「そう思わない」、「あまりそう思わない」と回答された方の割合は「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」と回答された方の割合が最も高くなっています。次に、「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」の割合が高くなっています。

一方で、「ややそう思う」、「そう思う」と回答された方の割合が最も高くなっているのは、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」となっています。



【SA 連問:単純集計】

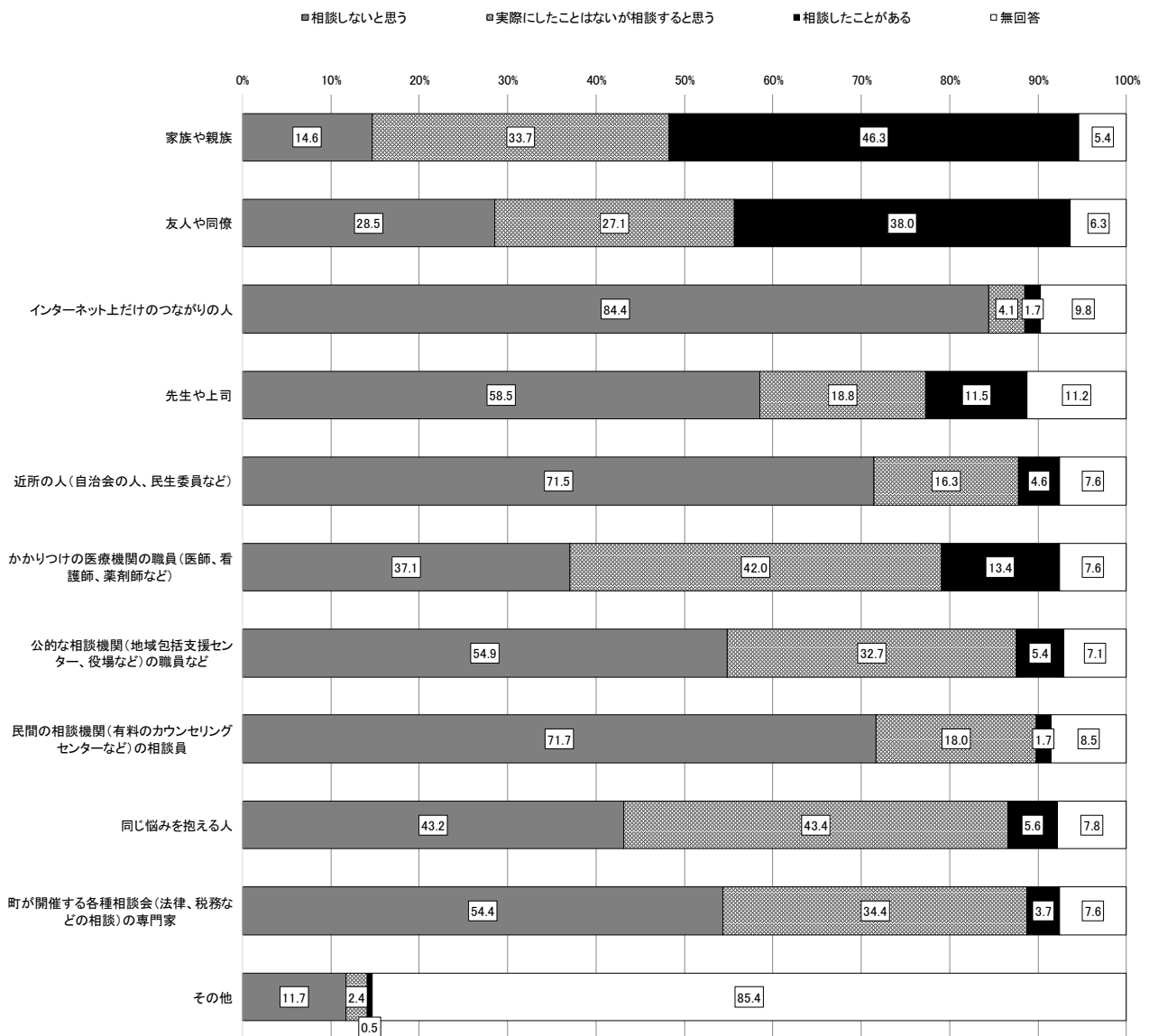
(回答 410 人)

	割合 (%)						
	そう 思わない	あまり そう 思わない	ど ちら とも い え ない	や や そ う 思 う	そ う 思 う	無 回 答	合 計
(1) 助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	12.2	19.0	21.0	21.2	21.2	5.4	100.0
(2) 誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	36.6	27.6	17.8	9.5	2.9	5.6	100.0
(3) 悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	22.9	25.4	22.2	18.0	6.1	5.4	100.0
(4) 誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	50.5	20.7	17.3	2.0	3.7	5.9	100.0
(5) 悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	37.6	23.2	24.1	6.1	4.1	4.9	100.0

問 13 悩みやストレスを感じた時に、相談すると思うか、ということについて

悩みや、ストレスを感じた時に、相談すると思うか、ということについて、「実際にしたことはないが相談すると思う」は「同じ悩みを抱える人」と回答された方の割合が最も高くなっています。次に「かかりつけの医療機関の職員(医師、看護師、薬剤師など)」の割合が高くなっています。

一方で、「相談したことがある」と回答された方の割合が最も高くなっているのは、「家族や親族」となっています。



【SA 連問:単純集計】

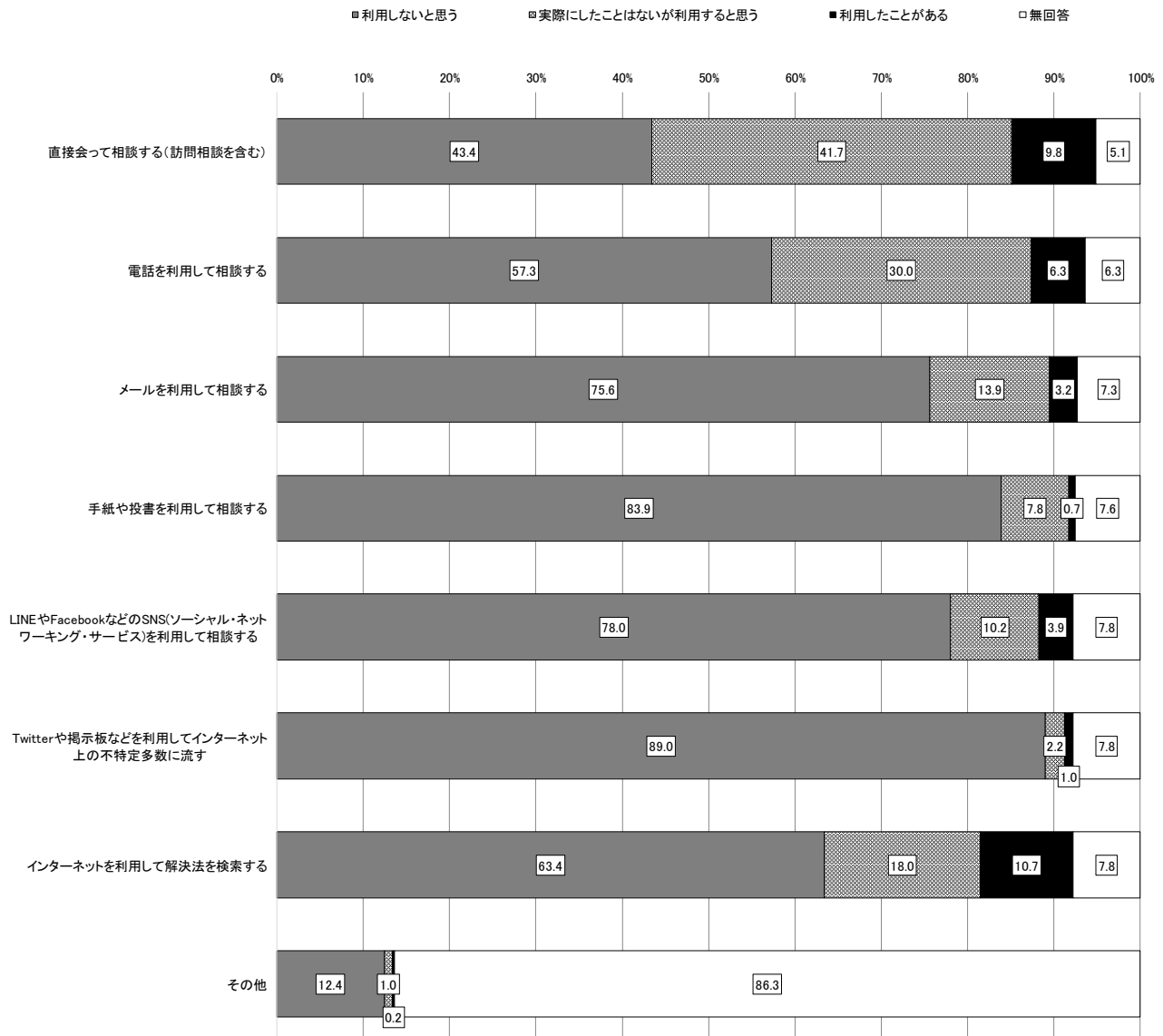
(回答 410 人)

	割合 (%)				合計
	相談しないと思う	実際にしたことはないが相談すると思う	相談したことがある	無回答	
(1) 家族や親族	14.6	33.7	46.3	5.4	100.0
(2) 友人や同僚	28.5	27.1	38.0	6.3	100.0
(3) インターネット上だけのつながりの人	84.4	4.1	1.7	9.8	100.0
(4) 先生や上司	58.5	18.8	11.5	11.2	100.0
(5) 近所の人 (自治会の人、民生委員など)	71.5	16.3	4.6	7.6	100.0
(6) かかりつけの医療機関の職員 (医師、看護師、薬剤師など)	37.1	42.0	13.4	7.6	100.0
(7) 公的な相談機関 (地域包括支援センター、役場など) の職員など	54.9	32.7	5.4	7.1	100.0
(8) 民間の相談機関 (有料のカウンセリングセンターなど) の相談員	71.7	18.0	1.7	8.5	100.0
(9) 同じ悩みを抱える人	43.2	43.4	5.6	7.8	100.0
(10) 町が開催する各種相談会 (法律、税務などの相談) の専門家	54.4	34.4	3.7	7.6	100.0
(11) その他	11.7	2.4	0.5	85.4	100.0

問 14 悩みやストレスを感じた時に、次の方法を使って相談したいと思うか、ということについて

悩みや、ストレスを感じた時に、次の方法を使って相談したいと思うか、ということについて、「利用しないと思う」は「Twitter や掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す」と回答された方の割合が最も高くなっています。次に「手紙や投書」の割合が高くなっています。

一方で、「利用したことがある」と回答された方の割合が最も高くなっているのは、「インターネットを利用して解決法を検索する」となっています。



【SA 連問:単純集計】

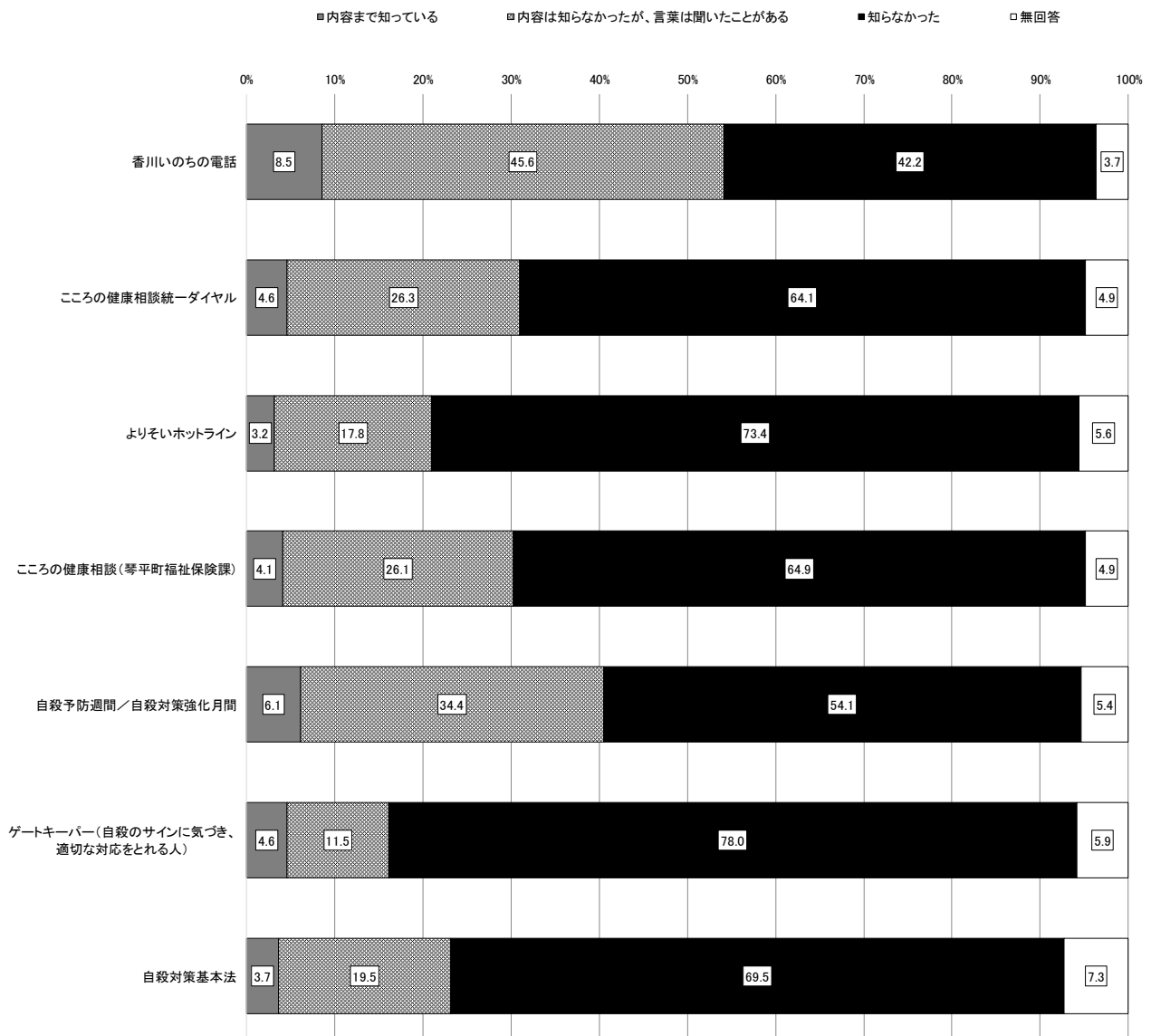
(回答 410 人)

	割合 (%)				
	相談しないと思う	実際にしたことはないが相談すると思う	相談したことがある	無回答	合計
(1) 直接会って相談する (訪問相談を含む)	43.4	41.7	9.8	5.1	100.0
(2) 電話を利用して相談する	57.3	30.0	6.3	6.3	100.0
(3) メールを利用して相談する	75.6	13.9	3.2	7.3	100.0
(4) 手紙や投書を利用して相談する	83.9	7.8	0.7	7.6	100.0
(5) LINE や Facebook などの SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を利用して相談する	78.0	10.2	3.9	7.8	100.0
(6) Twitter や掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す	89.0	2.2	1.0	7.8	100.0
(7) インターネットを利用して解決法を検索する	63.4	18.0	10.7	7.8	100.0
(8) その他	12.4	1.0	0.2	86.3	100.0

問 15 自殺対策に関する以下の事柄についての認知度について

自殺対策に関する施策の認知度について、「内容まで知っている」「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」「香川いのちの電話」と回答された方の割合が最も高くなっています。次に「自殺予防週間／自殺対策強化月間」の割合が高くなっています。

一方で、「知らなかった」と回答された方の割合が最も高くなっているのは、「ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応をとれる人）」となっています。



【SA 連問:単純集計】

(回答 410 人)

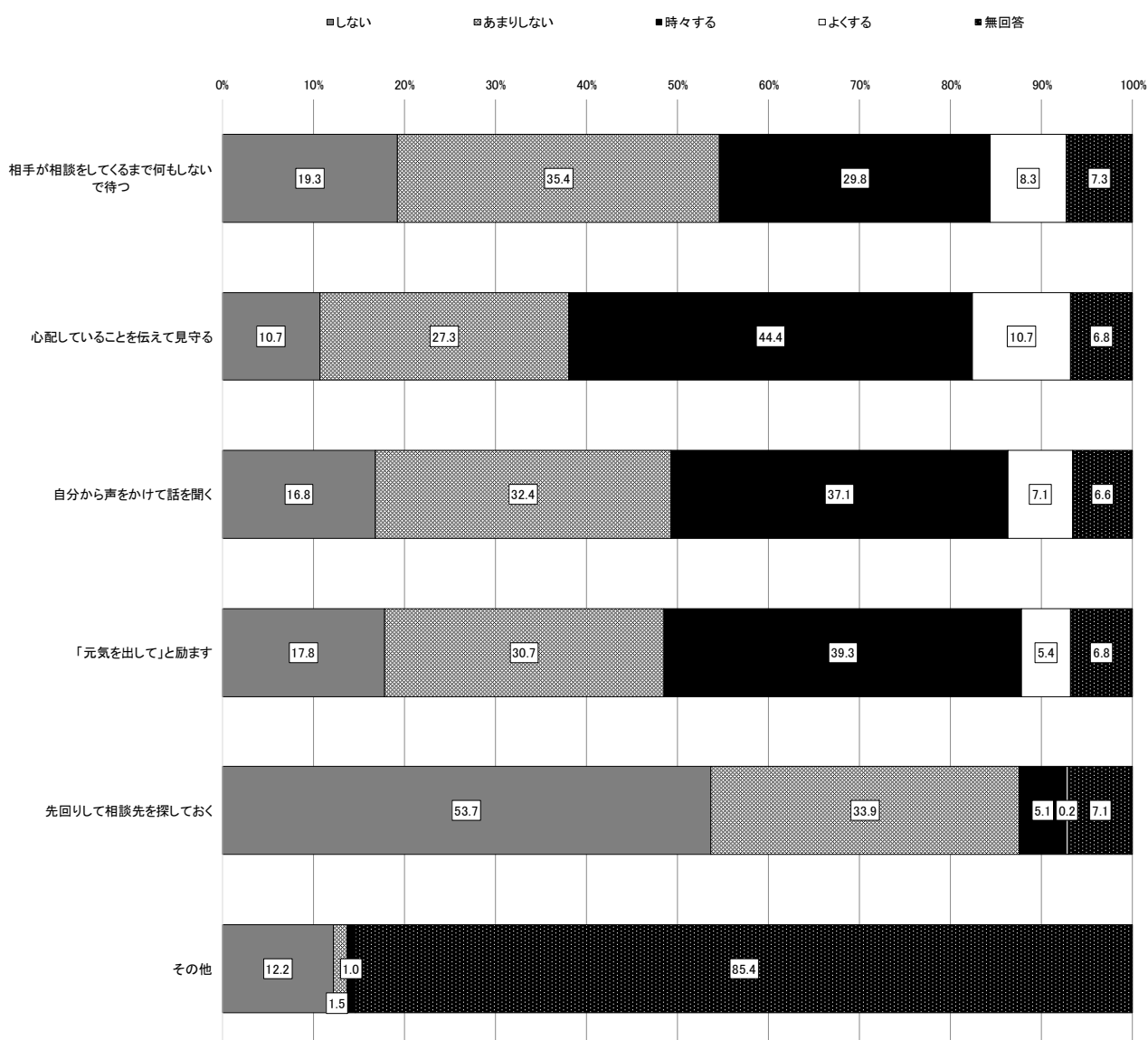
	割合 (%)				
	内容まで知っている	内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	知らなかった	無回答	合計
(1) 香川いのちの電話	8.5	45.6	42.2	3.7	100.0
(2) こころの健康相談統一ダイヤル	4.6	26.3	64.1	4.9	100.0
(3) よりそいホットライン	3.2	17.8	73.4	5.6	100.0
(4) こころの健康相談 (琴平町福祉保険課)	4.1	26.1	64.9	4.9	100.0
(5) 自殺予防週間／自殺対策強化月間	6.1	34.4	54.1	5.4	100.0
(6) ゲートキーパー (自殺のサインに気づき、適切な対応をとれる人)	4.6	11.5	78.0	5.9	100.0
(7) 自殺対策基本法	3.7	19.5	69.5	7.3	100.0

4 相談を受けることについて

問 16 身近な人が辛そうしている時の対応について

身近な人が辛そうにしている時の対応について、「しない」「あまりしない」は「先回りして相談先を探しておく」と回答された方の割合が最も高くなっています。次に「相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ」の割合が高くなっています。

一方で、「時々する」「よくする」と回答された方の割合が最も高くなっているのは、「心配していることを伝えて見守る」となっています。



【SA 連問:単純集計】

(回答 410 人)

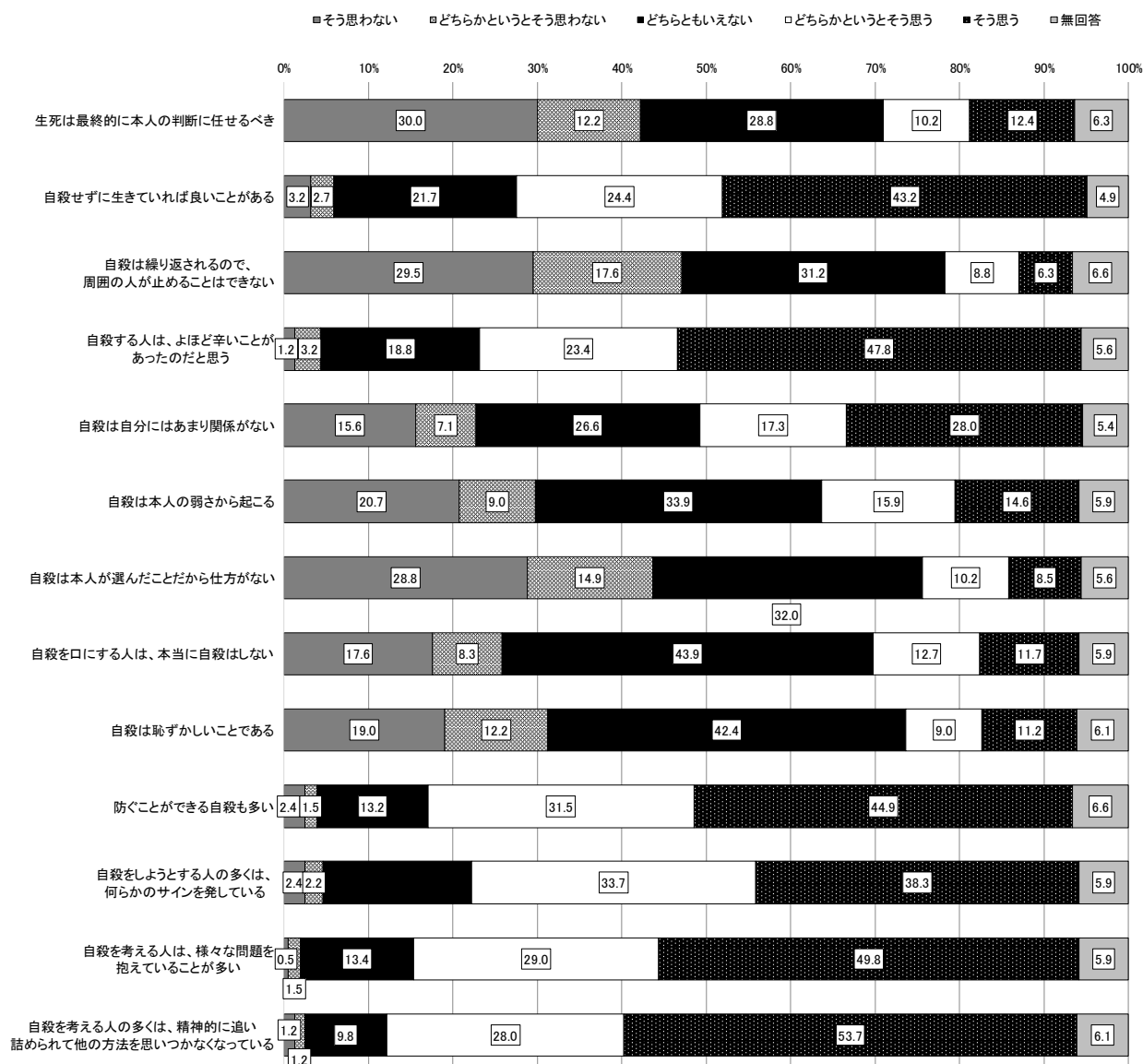
	割合(%)					
	しない	あまりしない	ときどきする	よくする	無回答	合計
(1)相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ	19.3	35.4	29.8	8.3	7.3	100.0
(2)心配していることを伝えて見守る	10.7	27.3	44.4	10.7	6.8	100.0
(3)自分から声をかけて話を聞く	16.8	32.4	37.1	7.1	6.6	100.0
(4)「元気を出して」と励ます	17.8	30.7	39.3	5.4	6.8	100.0
(5)先回りして相談先を探しておく	53.7	33.9	5.1	0.2	7.1	100.0
(6)その他	12.2	1.5	1.0	0.0	85.4	100.0

5 自殺に関するお考えについて

問 17 あなたの「自殺」に対する考え方について

「自殺に対する考え方」について、「そう思わない」「どちらかというと思わない」は「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」と回答された方の割合が最も高くなっています。次に「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」の割合が高くなっています。

一方で、「どちらかというと思う」「そう思う」と回答された方の割合が最も高くなっているのは、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思い浮かなくなっている」となっています。



【SA 連問:単純集計】

(回答 410 人)

	割合(%)						
	そう 思わ ない	ど ち ら か と い う と そ う 思 わ ない	ど ち ら と も い え ない	ど ち ら か と い う と そ う 思 う	そ う 思 う	無 回 答	合 計
(1)生死は最終的に本人の判断に任せるべき	30.0	12.3	28.3	10.3	12.6	6.4	100.0
(2)自殺せずに生きていれば良いことがある	3.2	2.7	21.9	23.9	43.3	4.9	100.0
(3)自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない	29.3	17.5	31.3	8.9	6.4	6.7	100.0
(4)自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う	1.2	3.0	18.7	23.4	48.0	5.7	100.0
(5)自殺は自分にはあまり関係がない	15.8	6.9	26.4	17.5	28.1	5.4	100.0
(6)自殺は本人の弱さから起こる	20.7	9.1	33.7	16.0	14.5	5.9	100.0
(7)自殺は本人が選んだことだから仕方がない	28.6	14.8	32.0	10.3	8.6	5.7	100.0
(8)自殺を口にする人は、本当に自殺はしない	17.7	8.1	44.1	12.3	11.8	5.9	100.0
(9)自殺は恥ずかしいことである	19.0	12.3	42.4	9.1	11.1	6.2	100.0
(10)防ぐことができる自殺も多い	2.5	1.5	13.3	31.5	44.6	6.7	100.0
(11)自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している	2.5	2.2	17.7	33.5	38.2	5.9	100.0
(12)自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い	0.5	1.2	13.5	29.1	49.8	5.9	100.0
(13)自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている	1.2	1.2	9.9	27.8	53.9	5.9	100.0

問 18 身近な人から「生きていくのがつらい」と打ち明けられた時の対応について(MA)

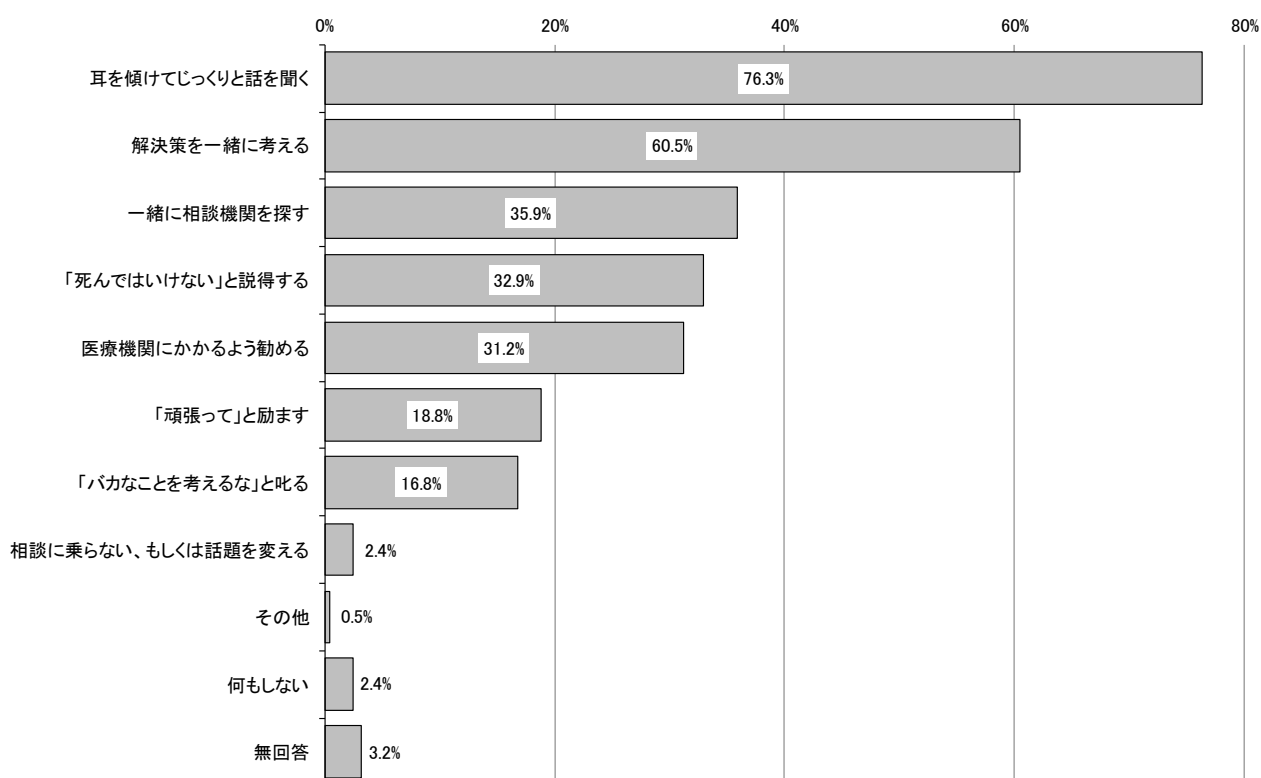
身近な人から「生きていくのがつらい」と打ち明けられた時の対応についてが、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」の割合が 76.3%と最も高くなっています。次に「解決策を一緒に考える」となっています。

	人数(人)	割合(%)
耳を傾けてじっくりと話を聞く	313	76.3
解決策を一緒に考える	248	60.5
一緒に相談機関を探す	147	35.9
「死んではいけない」と説得する	135	32.9
医療機関にかかるよう勧める	128	31.2
「頑張って」と励ます	77	18.8
「バカなことを考えるな」と叱る	69	16.8
相談に乗らない、もしくは話題を変える	10	2.4
その他	2	0.5
何もしない	10	2.4
無回答	13	3.2
回答数	1,152	
回答者数	410	

※回答数とは、複数の回答ができる設問において、すべての回答を合計したものです。

回答者数とは、複数の回答ができる設問において、回答した人数を合計したものです。

複数回答ができる設問における割合(%)は、「回答者数に対する割合」です。(以下全て同じ)。

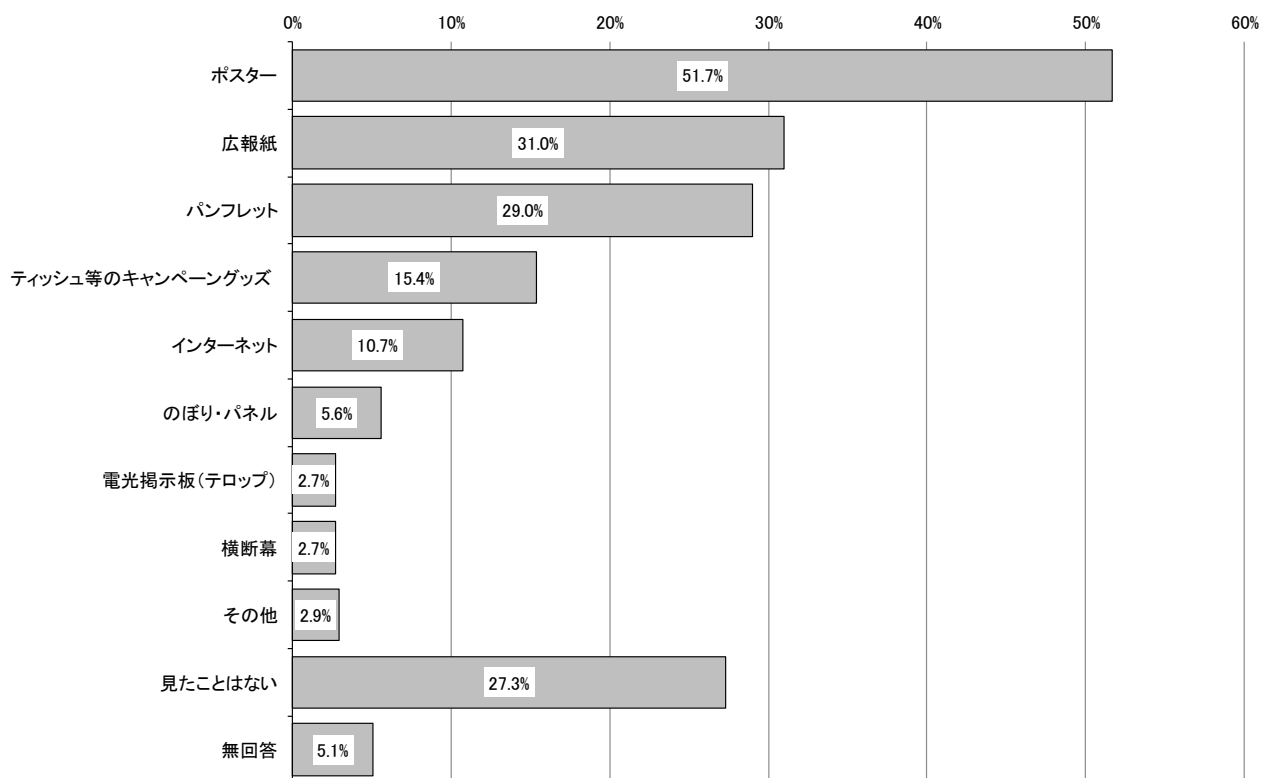


6 自殺対策・予防等について

問 19 自殺対策に関する啓発物の認知度について(MA)

自殺対策に関する啓発物の認知度について、全体では、「ポスター」の割合が最も高くなっています。男女別、地区別にみても同様の結果になっています。年齢別にみると、10 歳代の方は「ポスター」よりも「パンフレット」と回答された方の割合が高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
ポスター	212	51.7
広報紙	127	31.0
パンフレット	119	29.0
ティッシュ等のキャンペーングッズ	63	15.4
インターネット	44	10.7
のぼり・パネル	23	5.6
横断幕	11	2.7
電光掲示板(テロップ)	11	2.7
その他	12	2.9
見たことはない	112	27.3
無回答	21	5.1
回答数	755	
回答者数	410	



【クロス集計】

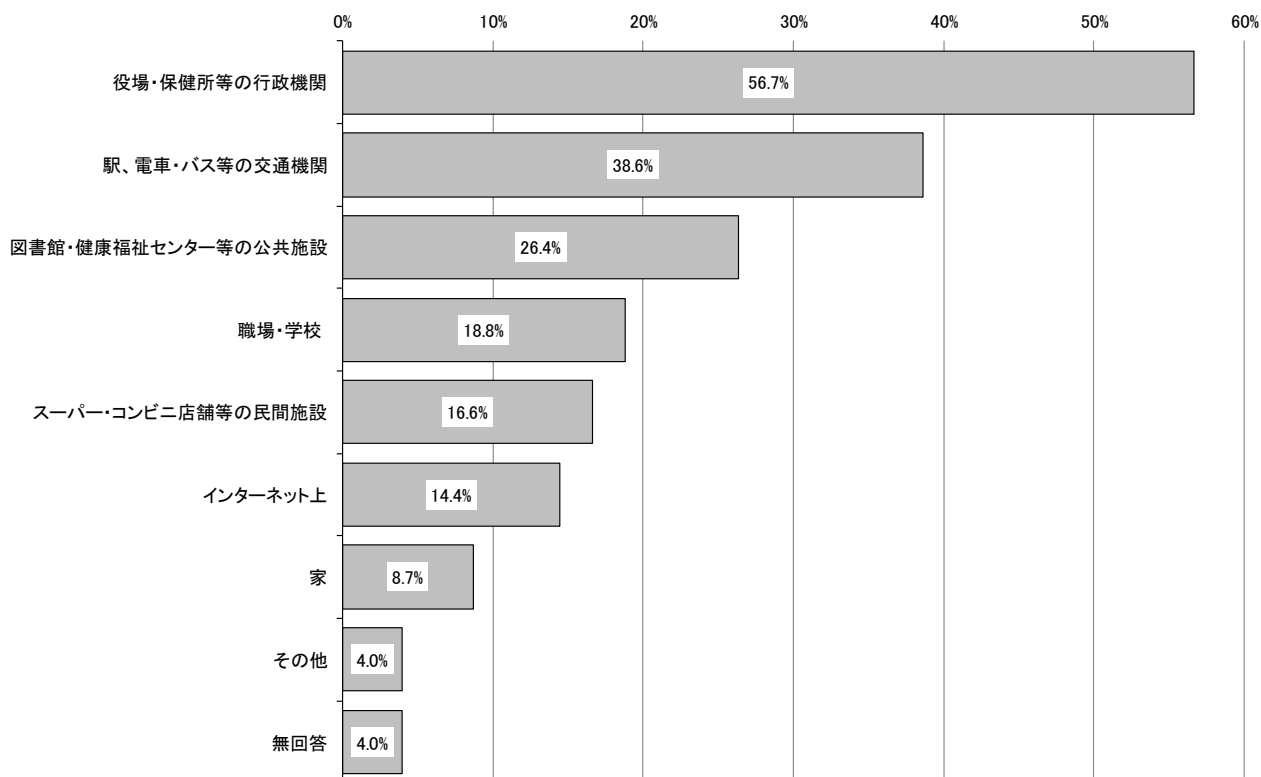
	人数 (人)	割合(%)										
		ポスター	パンフレット	広報紙	電光掲示板(テロップ)	のぼり・パネル	インターネット	ティッシュ等のキャンペーングッズ	横断幕	その他	見たことはない	無回答
全体	410	51.7	29.0	31.0	2.7	5.6	10.7	15.4	2.7	2.9	27.3	5.4
男性	155	54.2	26.5	35.5	2.6	5.8	9.0	10.3	4.5	3.2	25.8	3.9
女性	241	49.8	29.9	27.4	2.5	5.0	11.6	17.4	1.2	2.9	29.0	5.4
10歳代	14	50.0	64.3	14.3	7.1	14.3	21.4	21.4	7.1	14.3	21.4	0.0
20歳代	18	50.0	33.3	11.1	0.0	5.6	16.7	11.1	0.0	5.6	22.2	0.0
30歳代	33	66.7	33.3	51.5	6.1	6.1	36.4	24.2	3.0	0.0	15.2	0.0
40歳代	51	52.9	35.3	25.5	3.9	11.8	19.6	25.5	2.0	2.0	23.5	5.9
50歳代	60	55.0	30.0	31.7	1.7	8.3	16.7	18.3	3.3	1.7	31.7	0.0
60歳代	98	54.1	27.6	29.6	5.1	4.1	4.1	14.3	3.1	2.0	29.6	7.1
70歳代	91	48.4	18.7	35.2	0.0	1.1	2.2	7.7	3.3	5.5	27.5	5.5
80歳以上	39	33.3	25.6	25.6	0.0	2.6	0.0	10.3	0.0	0.0	38.5	12.8
琴平地区	119	52.1	31.9	27.7	2.5	7.6	12.6	18.5	0.8	3.4	25.2	5.0
榎井地区	110	49.1	27.3	26.4	2.7	3.6	9.1	14.5	3.6	2.7	30.0	7.3
五條地区	69	49.3	30.4	36.2	0.0	2.9	11.6	17.4	4.3	1.4	27.5	2.9
象郷地区	105	54.3	25.7	35.2	3.8	7.6	10.5	12.4	2.9	3.8	28.6	3.8

【問 19 で「見たことはない」「無回答」以外を回答された方のみ】

問 20 自殺対策に関する啓発物を見た場所について(MA)

自殺対策に関する啓発物を見た場所については、「役場・保健所等の行政機関」が最も高くなっています。次に「駅、電車・バス等の交通機関」となっています。

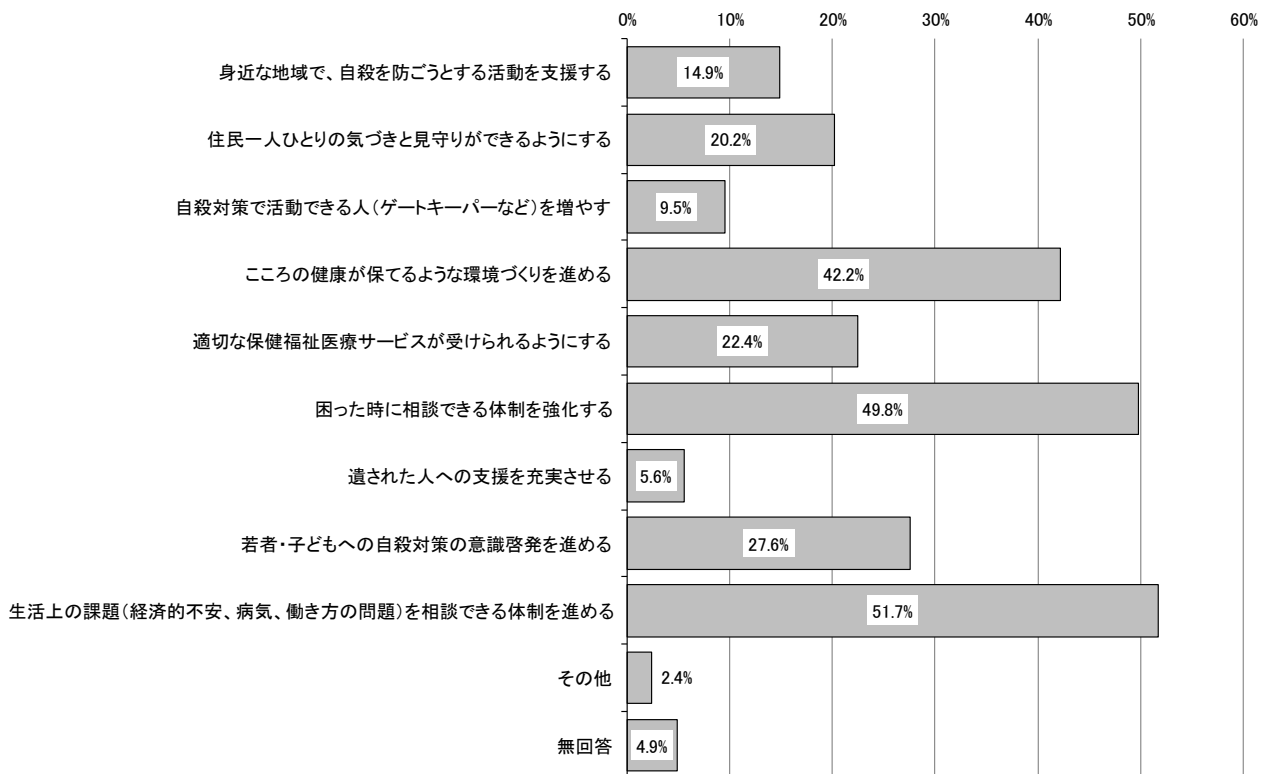
	人数(人)	割合(%)
役場・保健所等の行政機関	157	56.7
駅、電車・バス等の交通機関	107	38.6
図書館・健康福祉センター等の公共施設	73	26.4
職場・学校	52	18.8
スーパー・コンビニ店舗等の民間施設	46	16.6
インターネット上	40	14.4
家	24	8.7
その他	11	4.0
無回答	11	4.0
回答数	521	
回答者数	277	



問 21 今後、誰も自殺に追い込まれない社会にするために重要視することについて(MA)

今後、誰も自殺に追い込まれない社会にするために重要視することについて、全体では、「生活上の課題(経済的不安、病気、働き方の問題)を相談できる体制を進める」の割合が最も高くなっています。次に「困った時に相談できる体制を強化する」となっています。

	人数(人)	割合(%)
身近な地域で、自殺を防ごうとする活動を支援する	61	14.9
住民一人ひとりの気づきと見守りができるようにする	83	20.2
自殺対策で活動できる人(ゲートキーパーなど)を増やす	39	9.5
こころの健康が保てるような環境づくりを進める	173	42.2
適切な保健福祉医療サービスが受けられるようにする	92	22.4
困った時に相談できる体制を強化する	204	49.8
遺された人への支援を充実させる	23	5.6
若者・子どもへの自殺対策の意識啓発を進める	113	27.6
生活上の課題(経済的不安、病気、働き方の問題)を相談できる体制を進める	212	51.7
その他	10	2.4
無回答	20	4.9
回答数	1,030	
回答者数	410	



【クロス集計】

	人数 (人)	割合(%)					
		身近な地域で、自殺を防ごうとする活動を支援する	住民一人ひとりの気づきと見守りができるようにする	自殺対策で活動できる人(ゲートキーパーなど)を増やす	このころの健康が保てるような環境づくりを進める	適切な保健福祉医療サービスが受けられるようにする	困った時に相談できる体制を強化する
全体	410	14.9	20.2	9.5	42.2	22.4	49.8
男性	155	17.4	15.5	10.3	34.2	23.9	52.9
女性	241	12.9	22.8	9.1	46.5	22.8	47.7
10歳代	14	14.3	28.6	7.1	57.1	21.4	28.6
20歳代	18	11.1	11.1	16.7	50.0	33.3	33.3
30歳代	33	9.1	18.2	9.1	54.5	18.2	39.4
40歳代	51	11.8	17.6	7.8	35.3	21.6	45.1
50歳代	60	6.7	23.3	10.0	48.3	18.3	61.7
60歳代	98	19.4	19.4	12.2	39.8	26.5	55.1
70歳代	91	20.9	18.7	6.6	35.2	20.9	52.7
80歳以上	39	12.8	25.6	10.3	43.6	25.6	41.0
琴平地区	119	18.5	25.2	12.6	39.5	21.8	45.4
榎井地区	110	10.0	14.5	9.1	46.4	27.3	53.6
五條地区	69	15.9	18.8	11.6	37.7	18.8	50.7
象郷地区	105	15.2	21.0	5.7	41.9	21.9	50.5
ひとり暮らし	50	18.0	18.0	8.0	40.0	26.0	46.0
配偶者のみ	103	16.5	18.4	9.7	42.7	24.3	59.2
親と子(2世代)	165	13.9	20.0	10.9	41.8	22.4	47.9
祖父母と親と子(3世代)	59	10.2	28.8	8.5	49.2	18.6	40.7
その他	28	17.9	10.7	7.1	28.6	21.4	53.6
同居している	263	16.3	22.1	11.0	41.1	21.3	52.5
単身赴任中	5	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	40.0
別居している	5	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	40.0
離別・死別した	51	15.7	11.8	3.9	45.1	25.5	45.1
配偶者・パートナーはいない	74	10.8	18.9	6.8	45.9	27.0	47.3

	人数 (人)	割合(%)				
		遺された人への支援を充実させる	進める	若者・子どもへの自殺対策の意識啓発を	生活上の課題（経済的不安、病気、働き方の問題）を相談できる体制を進める	その他
全体	410	5.6	27.6	51.7	2.4	4.9
男性	155	5.8	26.5	52.3	3.9	4.5
女性	241	5.8	28.6	52.3	1.7	4.6
10歳代	14	0.0	28.6	14.3	7.1	7.1
20歳代	18	22.2	33.3	33.3	5.6	0.0
30歳代	33	18.2	18.2	42.4	3.0	0.0
40歳代	51	5.9	29.4	52.9	5.9	3.9
50歳代	60	10.0	28.3	55.0	1.7	1.7
60歳代	98	3.1	30.6	52.0	0.0	5.1
70歳代	91	0.0	30.8	61.5	3.3	5.5
80歳以上	39	2.6	12.8	51.3	0.0	12.8
琴平地区	119	5.0	25.2	60.5	0.8	5.0
榎井地区	110	1.8	28.2	42.7	2.7	5.5
五條地区	69	8.7	33.3	53.6	2.9	4.3
象郷地区	105	7.6	25.7	50.5	3.8	3.8
ひとり暮らし	50	10.0	30.0	56.0	2.0	8.0
配偶者のみ	103	2.9	33.0	55.3	2.9	1.9
親と子(2世代)	165	5.5	26.7	49.1	2.4	5.5
祖父母と親と子(3世代)	59	8.5	18.6	49.2	0.0	3.4
その他	28	3.6	28.6	53.6	7.1	7.1
同居している	263	3.0	27.8	53.2	1.5	4.2
単身赴任中	5	40.0	60.0	60.0	0.0	0.0
別居している	5	20.0	20.0	60.0	0.0	20.0
離別・死別した	51	3.9	31.4	64.7	3.9	5.9
配偶者・パートナーはいない	74	13.5	25.7	39.2	5.4	2.7

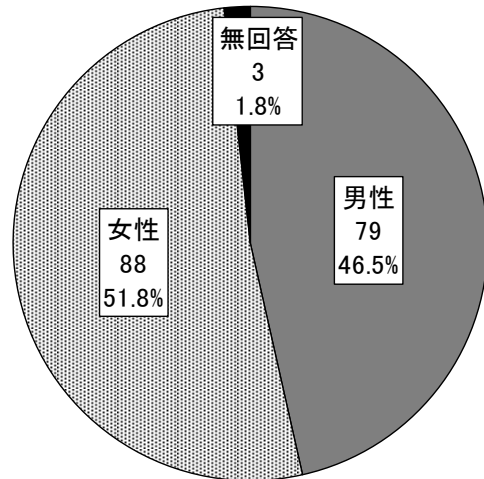
調査結果【中学生アンケート】

1 あなた自身のことについて

問1-1 あなたの性別について

性別は、女性の占める割合が高くなっています。

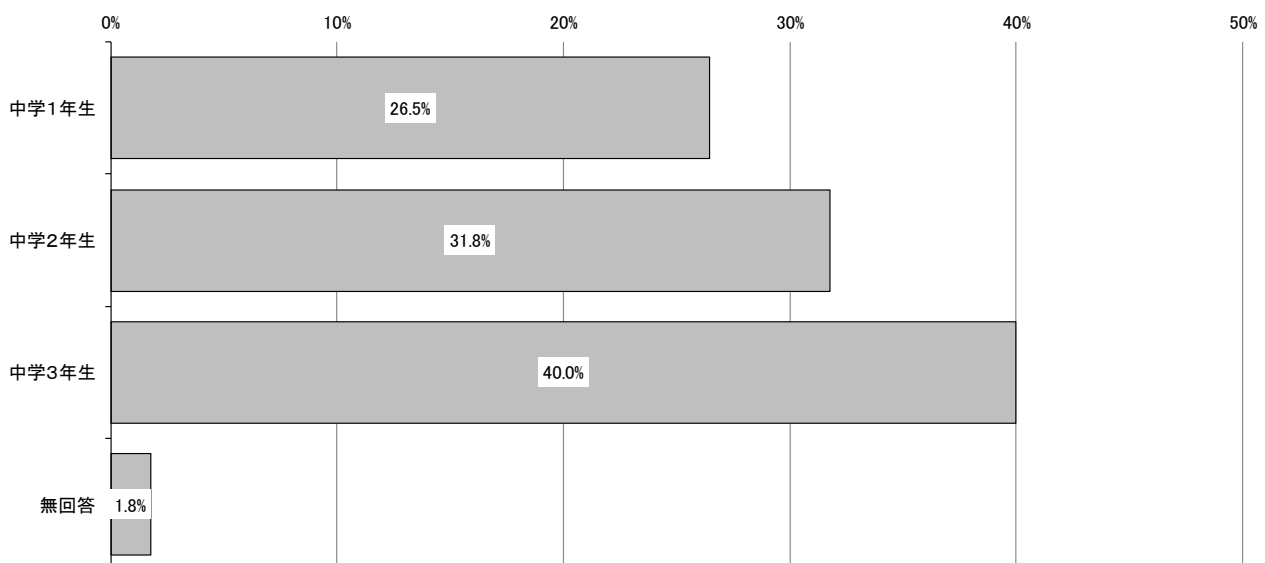
	人数(人)	割合(%)
男性	79	46.5
女性	88	51.8
無回答	3	1.8
合計	170	100.0



問1-2 あなたの学年について

学年は、中学3年生の占める割合が高くなっています。

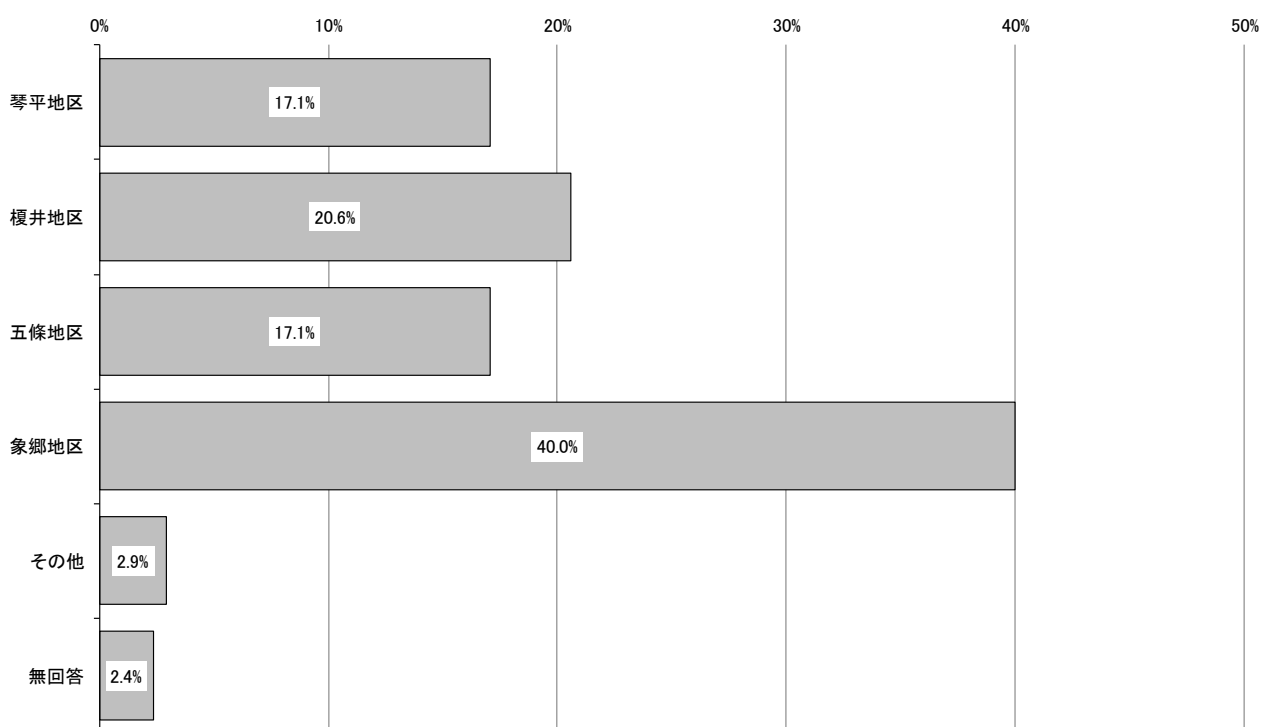
	人数(人)	割合(%)
中学1年生	45	26.5
中学2年生	54	31.8
中学3年生	68	40.0
無回答	3	1.8
合計	170	100.0



問2 あなたの学年について

回答者の居住地区は、象郷地区、榎井地区の順に割合が高くなっています。

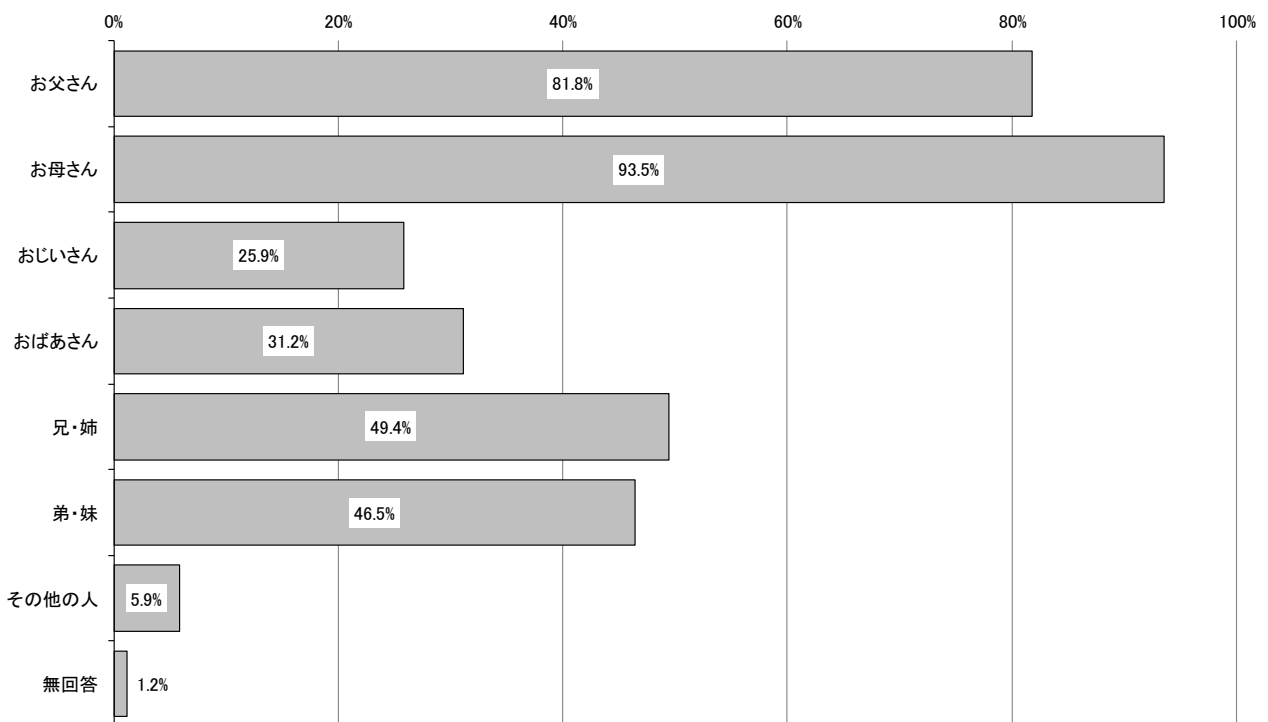
	人数(人)	割合(%)
琴平地区	29	17.1
榎井地区	35	20.6
五條地区	29	17.1
象郷地区	68	40.0
その他	5	2.9
無回答	4	2.4
合計	170	100.0



問3 世帯構成について(MA)

世帯構成は「お母さん」の割合が93.5%、「お父さん」の割合が81.8%と高くなっています。

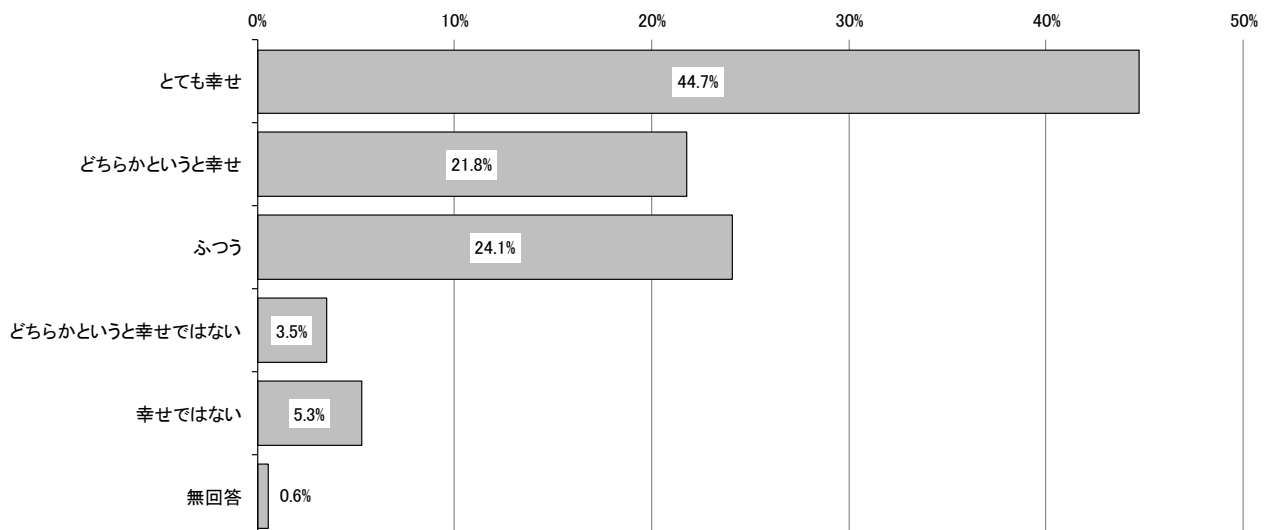
	人数(人)	割合(%)
お父さん	139	81.8
お母さん	159	93.5
おじいさん	44	25.9
おばあさん	53	31.2
兄・姉	84	49.4
弟・妹	79	46.5
その他	10	5.9
無回答	2	1.2
合計	170	100.0
回答数	1,030	
回答者数	410	



問4 幸福度について

現在、どの程度幸せかについて、全体では、「とても幸せ」の割合が 44.7%と最も高くなっています。男女別にみても同様の結果になっています。学年別にみると、中学2年生が「とても幸せ」と回答された方の割合が最も高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
とても幸せ	76	44.7
どちらかという幸せ	37	21.8
ふつう	41	24.1
どちらかという幸せではない	6	3.5
幸せではない	9	5.3
無回答	1	0.6
合計	170	100.0



【クロス集計】

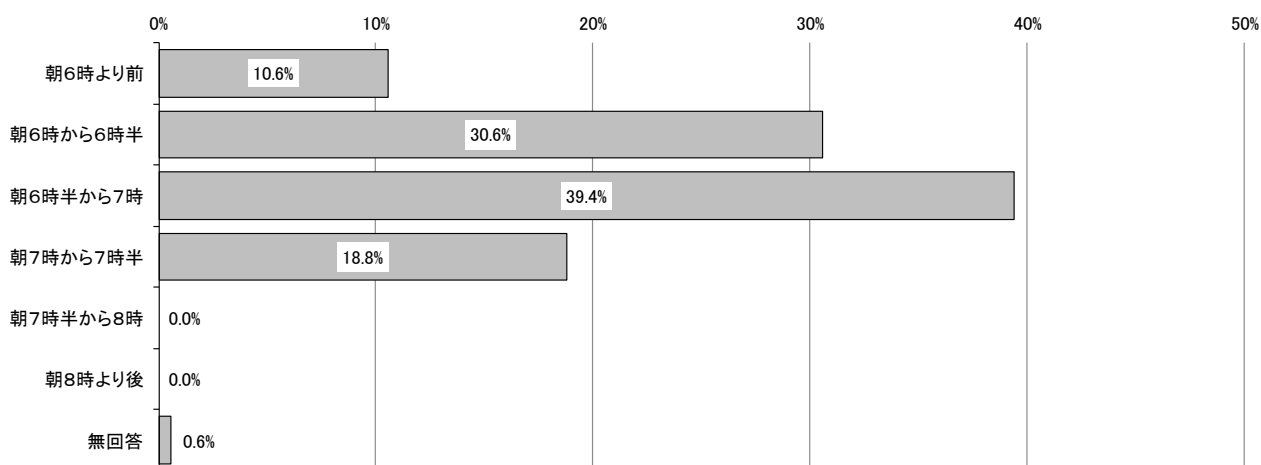
	人数(人)	割合(%)					
		とても幸せ	どちらかという幸せ	ふつう	どちらかという幸せではない	幸せではない	無回答
全体	170	44.7	21.8	24.1	3.5	5.3	0.6
男性	79	46.8	21.5	21.5	3.8	6.3	0.0
女性	88	43.2	22.7	27.3	3.4	3.4	0.0
中学1年生	45	35.6	28.9	31.1	2.2	2.2	0.0
中学2年生	54	57.4	16.7	14.8	3.7	7.4	0.0
中学3年生	68	42.6	20.6	27.9	2.9	5.9	0.0

2 休養・こころの健康について

問5 平日(学校がある日)の朝の起床時間について

平日(学校がある日)の朝の起床時間について、「朝6時半から7時」の割合が最も高くなっています。朝7時半よりも遅い時間に起きるという回答はありませんでした。

	人数(人)	割合(%)
朝6時より前	18	10.6
朝6時から6時半	52	30.6
朝6時半から7時	67	39.4
朝7時から7時半	32	18.8
朝7時半から8時	0	0.0
朝8時より後	0	0.0
無回答	1	0.6
合計	170	100.0



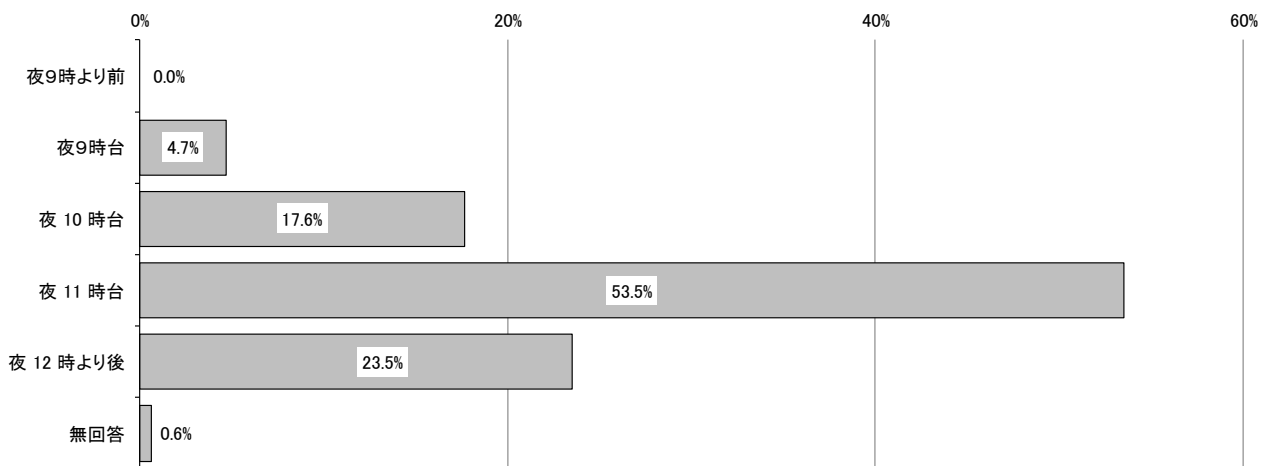
【クロス集計】

	人数(人)	割合(%)						
		朝6時より前	朝6時から6時半	朝6時半から7時	朝7時から7時半	朝7時半から8時	朝8時より後	無回答
全体	170	10.6	30.6	39.4	18.8	0.0	0.0	0.6
男性	79	8.9	26.6	34.2	30.4	0.0	0.0	0.0
女性	88	12.5	35.2	45.5	6.8	0.0	0.0	0.0
中学1年生	45	17.8	44.4	33.3	4.4	0.0	0.0	0.0
中学2年生	54	11.1	29.6	44.4	14.8	0.0	0.0	0.0
中学3年生	68	5.9	22.1	41.2	30.9	0.0	0.0	0.0

問6 平日(学校がある日)の夜の就寝時間について

平日(学校がある日)の夜の就寝時間について、全体では、「夜 11 時台」の割合が最も高くなっています。「夜 12 時より後」と回答された方の割合は、23.5%となっています。この2つの回答を合計すると、夜 11 時台以降に就寝している方の割合は、77.0%となっています。

	人数(人)	割合(%)
夜9時より前	0	0.0
夜9時台	8	4.7
夜 10 時台	30	17.6
夜 11 時台	91	53.5
夜 12 時より後	40	23.5
無回答	1	0.6
合計	170	100.0



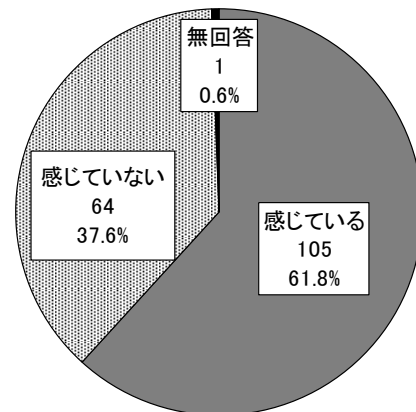
【クロス集計】

	人数 (人)	割合(%)					
		夜9時より前	夜9時台	夜10時台	夜11時台	夜12時より後	無回答
全体	170	0.0	4.7	17.6	53.5	23.5	0.6
男性	79	0.0	3.8	20.3	57.0	19.0	0.0
女性	88	0.0	5.7	15.9	52.3	26.1	0.0
中学1年生	45	0.0	4.4	20.0	57.8	17.8	0.0
中学2年生	54	0.0	5.6	33.3	48.1	13.0	0.0
中学3年生	68	0.0	4.4	4.4	55.9	35.3	0.0

問7 最近、睡眠不足を実感しているかについて

最近、睡眠不足を実感しているかについて、全体では、「感じている」の割合が 61.8%となっています。男女別にみると、女性の方が「感じている」と回答された方の割合が男性よりも 28.2 ポイント高くなっています。学年別にみると、中学 1 年生の方が「感じている」割合が最も高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
感じている	105	61.8
感じていない	64	37.6
無回答	1	0.6
合計	170	100.0



【クロス集計】

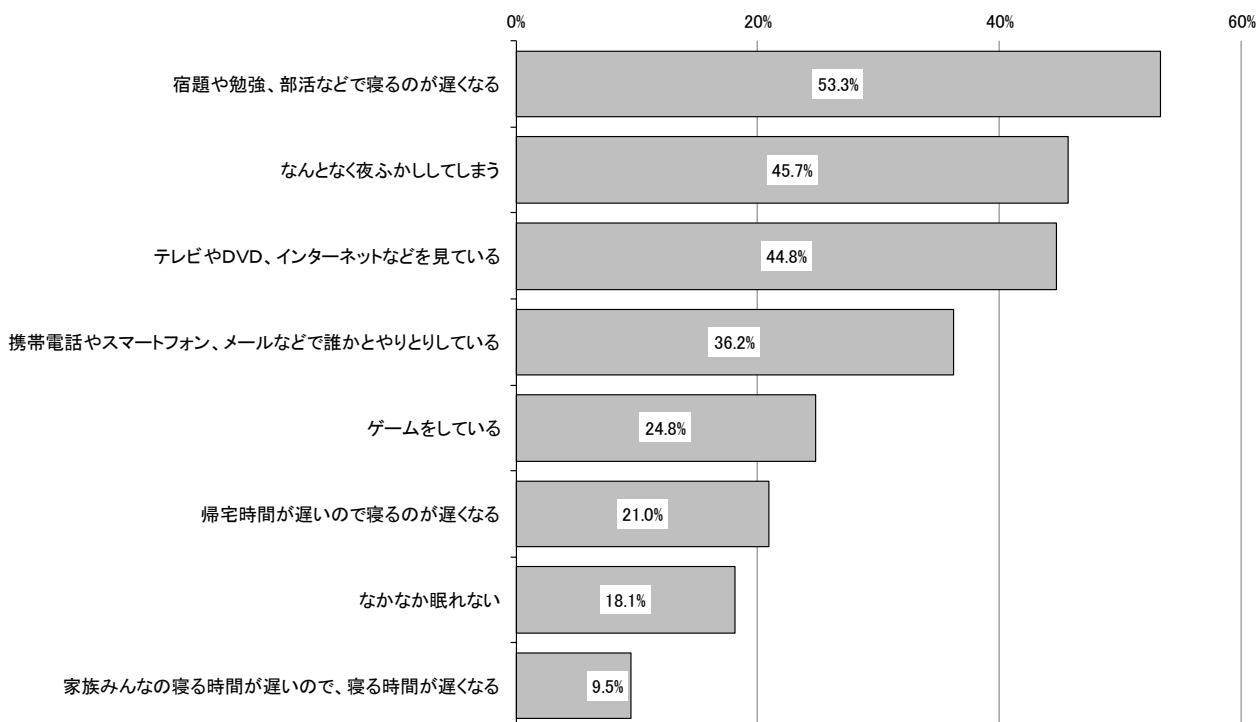
	人数 (人)	割合 (%)		
		感じている	感じていない	無回答
全体	170	61.8	37.6	0.6
男性	79	46.8	53.2	0.0
女性	88	75.0	25.0	0.0
中学 1 年生	45	64.4	35.6	0.0
中学 2 年生	54	59.3	40.7	0.0
中学 3 年生	68	63.2	36.8	0.0

【問7で「感じている」と回答された方のみ】

問8 睡眠不足を感じている理由について(MA)

睡眠不足を感じている理由について、全体としては、「宿題や勉強、部活などで寝るのが遅くなる」が最も高くなっています。が5割強となっています。「なんとなく夜更かしてしまう」、「なかなか眠れない」などの、明確な理由がない睡眠不足の方も一定数いることがわかります。

	人数(人)	割合(%)
宿題や勉強、部活などで寝るのが遅くなる	56	53.3
なんとなく夜ふかししてしまう	48	45.7
テレビやDVD、インターネットなどを見ている	47	44.8
携帯電話やスマートフォン、メールなどで誰かとやりとりしている	38	36.2
ゲームをしている	26	24.8
帰宅時間が遅いので寝るのが遅くなる	22	21.0
なかなか眠れない	19	18.1
家族みんなの寝る時間が遅いので、寝る時間が遅くなる	10	9.5
その他	6	5.7
無回答	0	0.0
回答数	272	
回答者数	105	

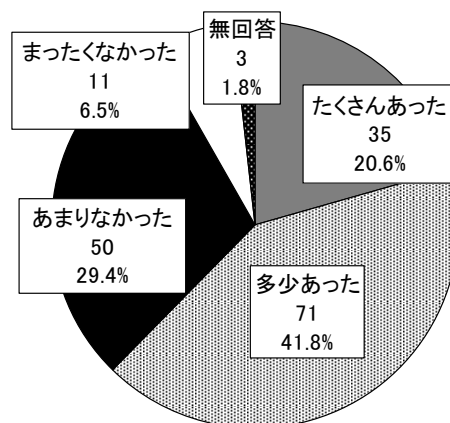


3 悩みごと、ストレスについて

問9 この1か月、不満や悩み、ストレスを実感しているかについて

この1か月、不満や悩み、ストレスを実感しているかについて、全体では、「多少あった」の割合が最も高くなっています。男女別にみると「たくさんあった」、「多少あった」を合計した割合は、70.5ポイントと、男性よりも16.1ポイント高くなっています。学年別にみると、中学3年生の方が「たくさんあった」、「多少あった」を合計した割合が最も高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
たくさんあった	35	20.6
多少あった	71	41.8
あまりなかった	50	29.4
まったくなかった	11	6.5
無回答	3	1.8
合計	170	100.0



【クロス集計】

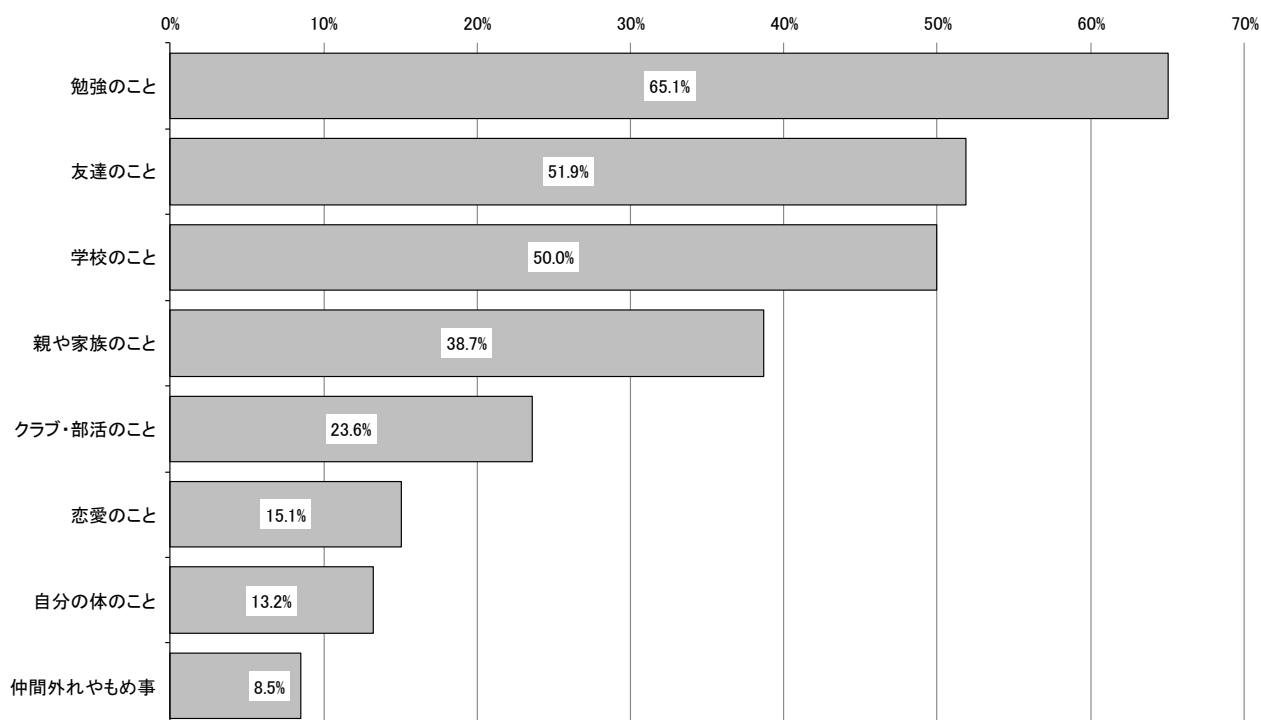
	人数 (人)	割合 (%)				
		たくさんあった	多少あった	あまりなかった	まったくなかった	無回答
全体	170	20.6	41.8	29.4	6.5	1.8
男性	79	15.2	39.2	32.9	11.4	1.3
女性	88	25.0	45.5	27.3	1.1	1.1
中学1年生	45	20.0	46.7	33.3	0.0	0.0
中学2年生	54	13.0	35.2	38.9	9.3	3.7
中学3年生	68	26.5	45.6	19.1	8.8	0.0

【問9で「たくさんあった」「多少あった」と回答された方のみ】

問 10 感じている不満や悩み、ストレスの内容について(MA)

全体としては、「勉強のこと」が最も高くなっています。男女別にみても同様の結果となっています。学年別にみると、中学2年生は「勉強のこと」に比べ「友達のこと」と回答された方の割合が高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
勉強のこと	69	65.1
友達のこと	55	51.9
学校のこと	53	50.0
親や家族のこと	41	38.7
クラブ・部活のこと	25	23.6
恋愛のこと	16	15.1
自分の体のこと	14	13.2
仲間外れやもめ事	9	8.5
その他	5	4.7
無回答	0	0.0
回答数	287	
回答者数	106	



	人数 (人)	割合 (%)									
		学校のこと	親や家族のこと	友達のこと	勉強のこと	クラブ・部活のこと	自分の体のこと	恋愛のこと	仲間外れやもめ事	その他	無回答
全体	106	50.0	38.7	51.9	65.1	23.6	13.2	15.1	8.5	4.7	0.0
男性	43	46.5	30.2	39.5	53.5	18.6	9.3	14.0	14.0	4.7	0.0
女性	62	51.6	43.5	59.7	72.6	27.4	16.1	14.5	4.8	3.2	0.0
中学1年生	30	50.0	33.3	60.0	60.0	40.0	16.7	13.3	6.7	3.3	0.0
中学2年生	26	50.0	34.6	65.4	46.2	46.2	15.4	15.4	11.5	15.4	0.0
中学3年生	49	49.0	42.9	38.8	79.6	2.0	8.2	14.3	6.1	0.0	0.0

問 11 悩みやストレスを感じた時にどのように考えるかについて(MA)

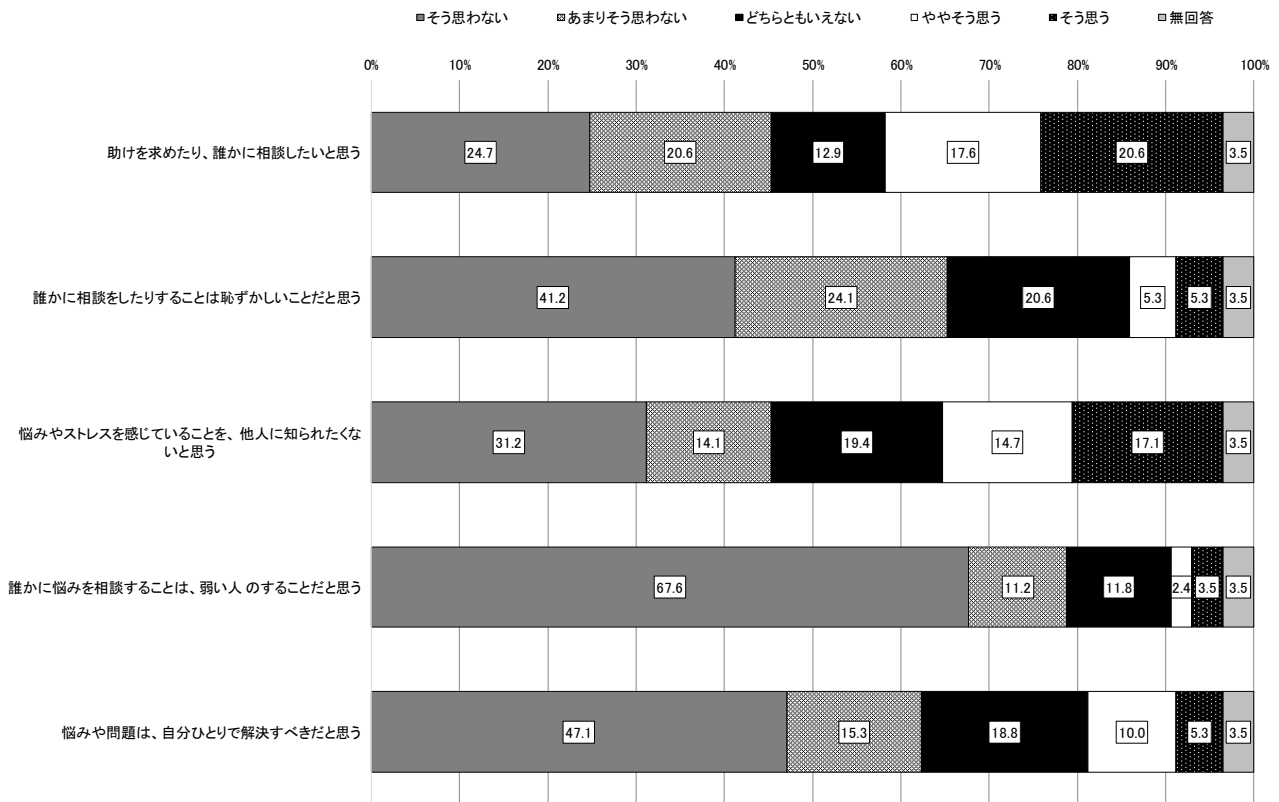
悩みやストレスを感じた時にどのように思うかについて、「そう思う」「どちらかというと思う」を合計した割合は、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」が4割弱で最も高く、次いで、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」が高くなっています。

一方、「そう思わない」と「どちらかというと思わない」を合計した割合は、「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」が7割強で最も高く、次いで、「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」が高くなっています。

【SA 連問:単純集計】

(回答 170 人)

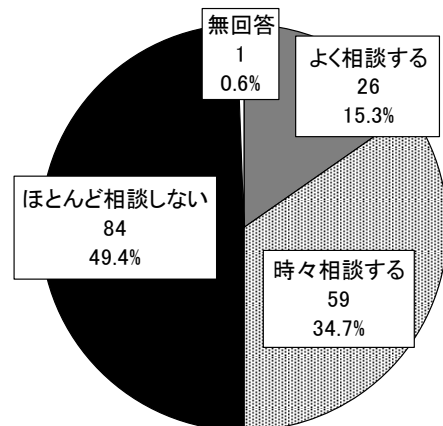
	割合 (%)						合計
	そう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	そう思う	無回答	
(1)助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	24.7	20.6	12.9	17.6	20.6	3.5	100.0
(2)誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	41.2	24.1	20.6	5.3	5.3	3.5	100.0
(3)悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	31.2	14.1	19.4	14.7	17.1	3.5	100.0
(4)誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	67.6	11.2	11.8	2.4	3.5	3.5	100.0
(5)悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	47.1	15.3	18.8	10.0	5.3	3.5	100.0



問 12 悩みを家族に相談するかについて

悩みを家族に相談するかについて、全体では、「ほとんど相談しない」の割合が最も高くなっています。男女別にみると、女性の方が「よく相談する」「時々相談する」の割合が高くなっています。学年別にみると「ほとんど相談しない」の割合は学年が上がるごとに低くなっています。

	人数(人)	割合(%)
よく相談する	26	15.3
時々相談する	59	34.7
ほとんど相談しない	84	49.4
無回答	1	0.6
合計	170	100.0



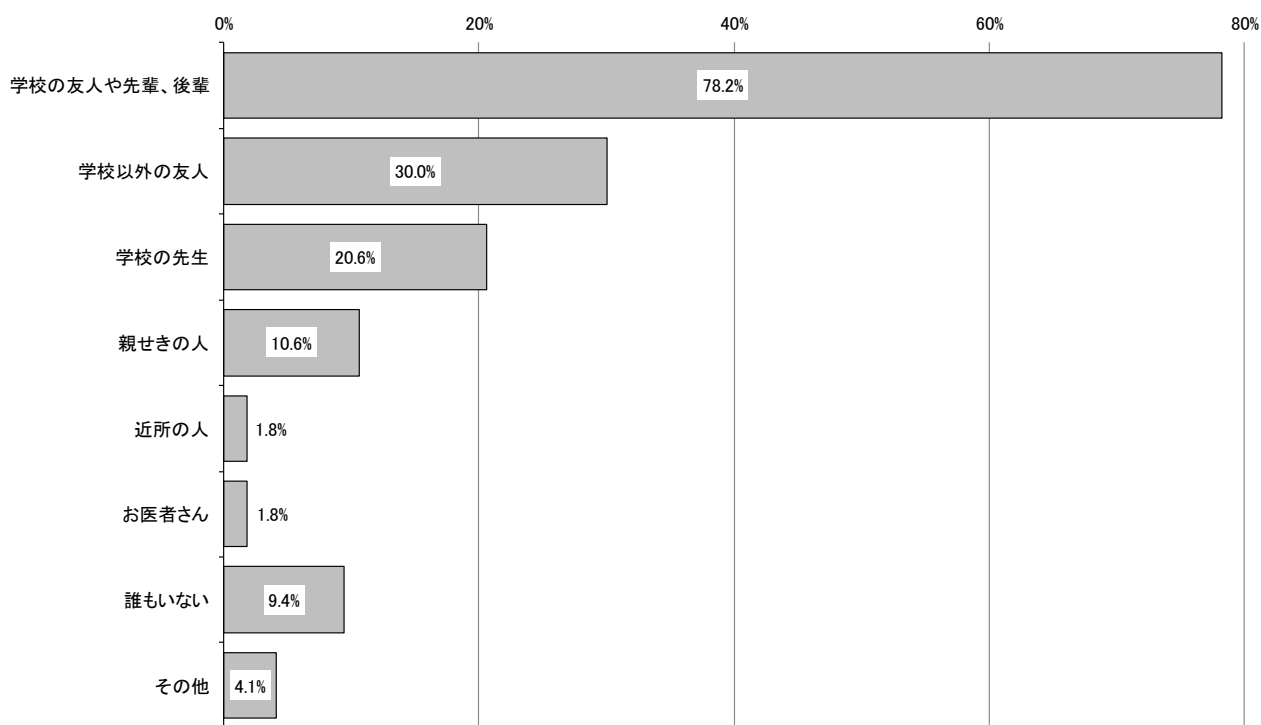
【クロス集計】

	人数 (人)	割合 (%)			
		よく相談する	時々相談する	ほとんど相談しない	無回答
全体	170	15.3	34.7	49.4	0.6
男性	79	8.9	39.2	51.9	0.0
女性	88	21.6	31.8	46.6	0.0
中学1年生	45	17.8	28.9	53.3	0.0
中学2年生	54	18.5	33.3	48.1	0.0
中学3年生	68	11.8	41.2	47.1	0.0

問 13 家族以外に相談できる人の有無について(MA)

全体としては、「学校の友人や先輩、後輩」が最も高くなっています。男女別にみると「誰もいない」の割合は男性の方が高くなっています。学年別にみると、中学1年生が最も高くなっています。

	人数(人)	割合(%)
学校の友人や先輩、後輩	133	78.2
学校以外の友人	51	30.0
学校の先生	35	20.6
親せきの人	18	10.6
近所の人	3	1.8
お医者さん	3	1.8
誰もいない	16	9.4
その他	7	4.1
無回答	3	1.8
回答数	269	
回答者数	170	



【クロス集計】

	人数 (人)	割合(%)								
		学校の友人や先輩、後輩	学校の先生	学校以外の友人	親せきの人	近所の人	お医者さん	誰もいない	その他	無回答
全体	170	78.2	20.6	30.0	10.6	1.8	1.8	9.4	4.1	1.8
男性	79	73.4	22.8	30.4	7.6	2.5	1.3	13.9	6.3	1.3
女性	88	83.0	19.3	29.5	13.6	1.1	2.3	5.7	2.3	1.1
中学1年生	45	77.8	13.3	37.8	17.8	0.0	0.0	13.3	2.2	0.0
中学2年生	54	81.5	33.3	25.9	9.3	1.9	0.0	9.3	1.9	1.9
中学3年生	68	77.9	14.7	26.5	5.9	2.9	4.4	7.4	7.4	1.5

問 14 悩みやストレスを感じた時の相談への抵抗感について(MA)

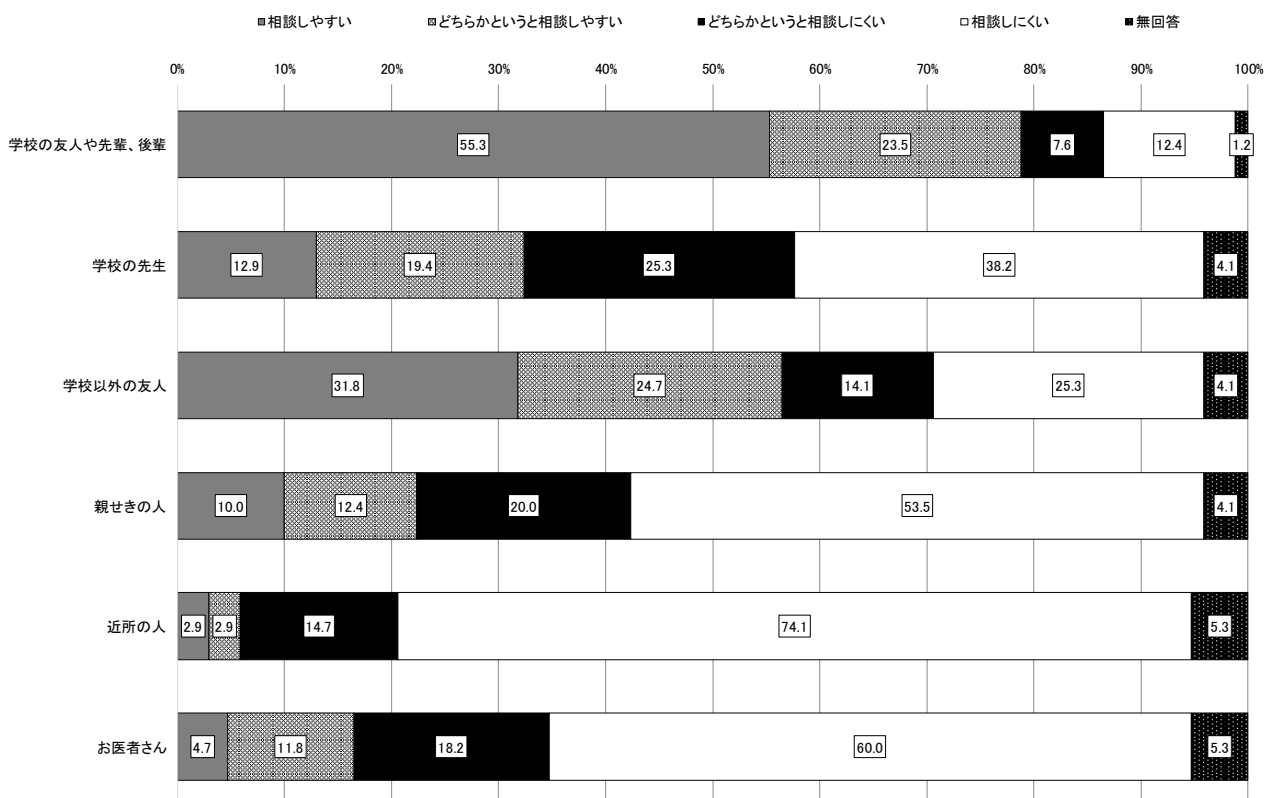
悩みやストレスを感じた時の相談への抵抗感について、「相談しやすい」と「どちらかという相談しやすい」を合計した割合は、「学校の友人や先輩、後輩」が8割弱で最も高く、次いで、「学校以外の友人」が高くなっています。

一方、「どちらかという相談しにくい」と「相談しにくい」を合計した割合は、「近所の人」が9割弱で最も高く、次いで、「お医者さん」が高くなっています。

【SA 連問:単純集計】

(回答 170 人)

	割合(%)					合計
	相談しやすい	どちらかという相談しやすい	どちらかという相談しにくい	相談しにくい	無回答	
(1)学校の友人や先輩、後輩	55.3	23.5	7.6	12.4	1.2	100.0
(2)学校の先生	12.9	19.4	25.3	38.2	4.1	100.0
(3)学校以外の友人	31.8	24.7	14.1	25.3	4.1	100.0
(4)親せきの人	10.0	12.4	20.0	53.5	4.1	100.0
(5)近所の人	2.9	2.9	14.7	74.1	5.3	100.0
(6)お医者さん	4.7	11.8	18.2	60.0	5.3	100.0



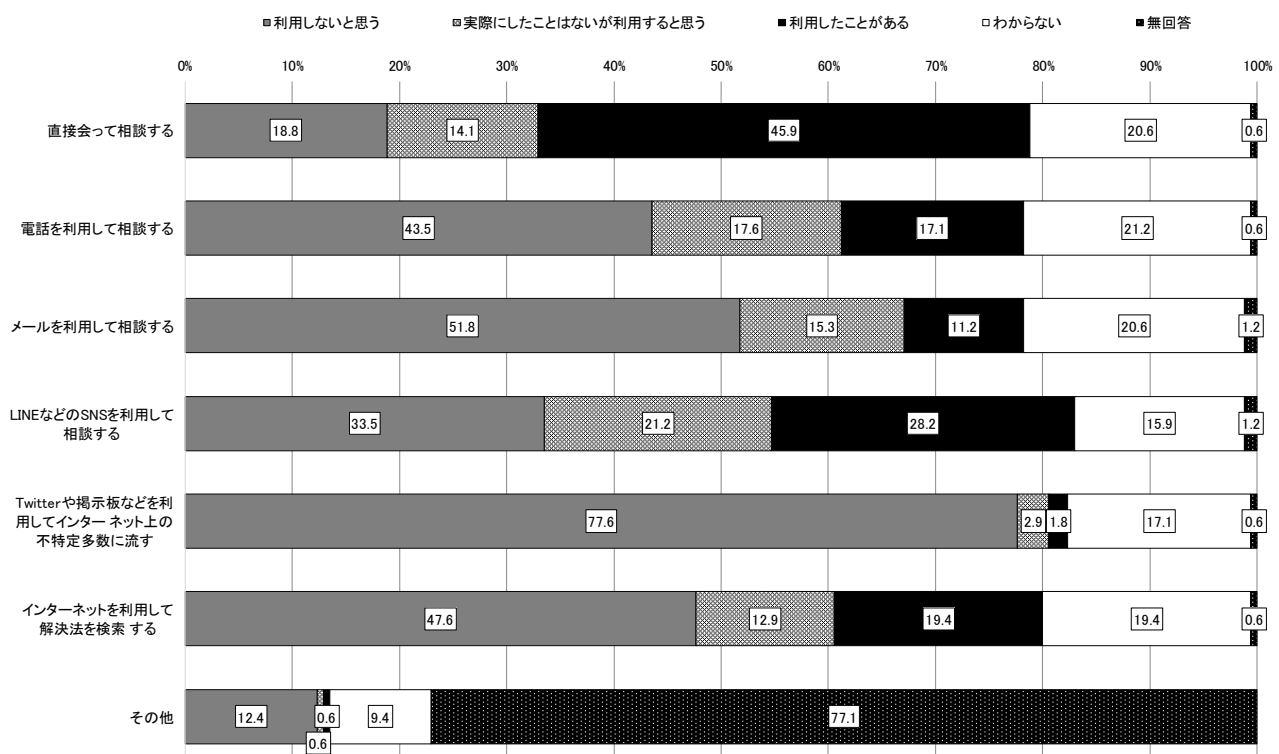
問 15 悩みやストレスを感じた時の相談方法について(MA)

悩みやストレスを感じた時の相談方法について、「利用しないと思う」と「実際にしたことはないが利用しようと思う」を合計した割合は、「Twitter や掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す」が8割強で最も高く、次いで、「メールを利用して相談する」が高くなっています。一方、「利用したことがある」の割合は、「直接会って相談する」が最も高くなっています。

【SA 連問:単純集計】

(回答 170 人)

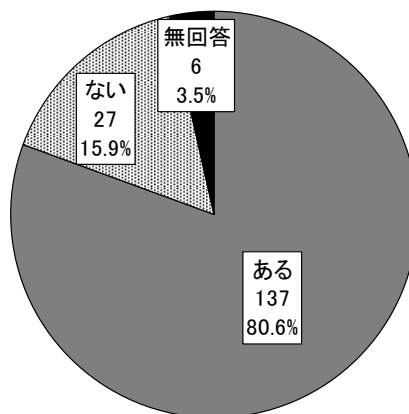
	割合(%)					合計
	利用しないと思う	実際にしたことはないが利用しようと思う	利用したことがある	わからない	無回答	
(1)直接会って相談する	18.8	14.1	45.9	20.6	0.6	100.0
(2)電話を利用して相談する	43.5	17.6	17.1	21.2	0.6	100.0
(3)メールを利用して相談する	51.8	15.3	11.2	20.6	1.2	100.0
(4)LINE などの SNS を利用して相談する	33.5	21.2	28.2	15.9	1.2	100.0
(5)Twitter や掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す	77.6	2.9	1.8	17.1	0.6	100.0
(6)インターネットを利用して解決法を検索する	47.6	12.9	19.4	19.4	0.6	100.0



問 16 ストレスの解消方法について

全体としては、「ある」が約 8 割となっています。男女別、学年別ともに同様の結果になっています。

	人数(人)	割合(%)
ある	137	80.6
ない	27	15.9
無回答	6	3.5
合計	170	100.0



【クロス集計】

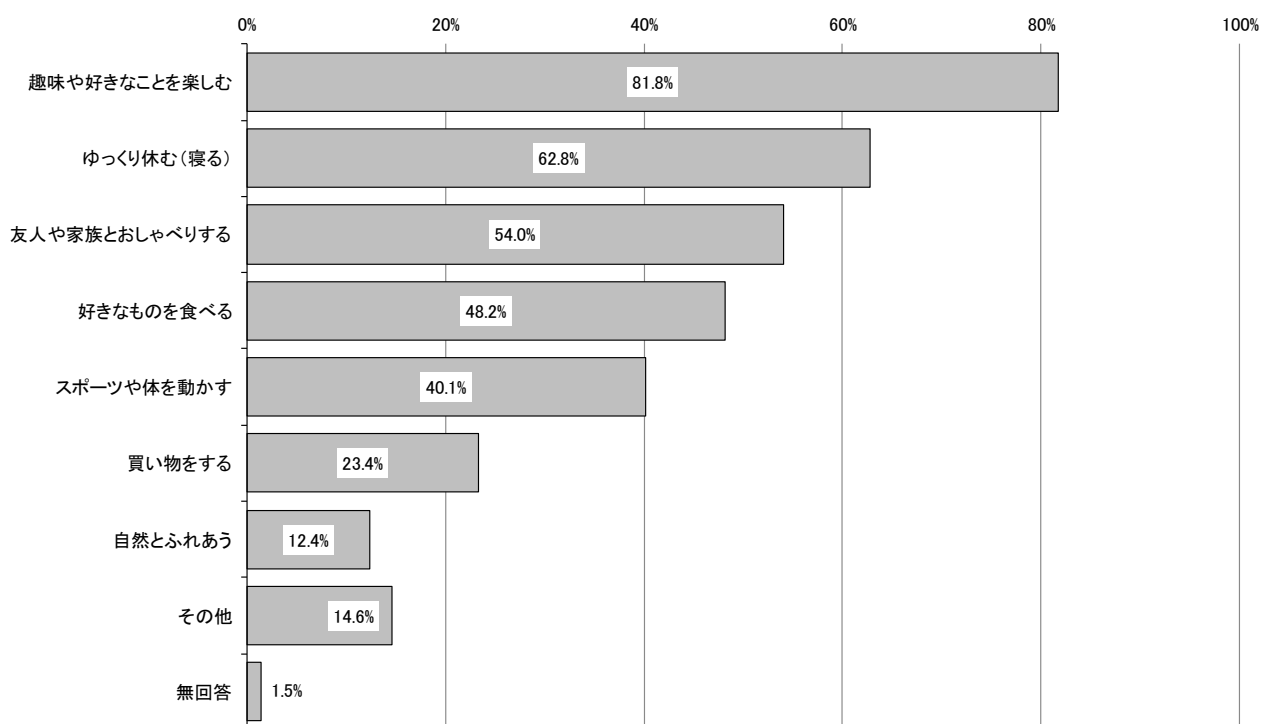
	人数 (人)	割合 (%)		
		ある	ない	無回答
全体	170	80.6	15.9	3.5
男性	79	82.3	15.2	2.5
女性	88	80.7	15.9	3.4
中学 1 年生	45	77.8	15.6	6.7
中学 2 年生	54	75.9	20.4	3.7
中学 3 年生	68	86.8	13.2	0.0

【問 16 で「ある」と回答された方のみ】

問 17 自分なりのストレス解消法について(MA)

自分なりのストレス解消法については、「趣味や好きなことを楽しむ」が 81.8%と最も高くなっています。次に「ゆっくり休み(寝る)」、「友人や家族とおしゃべりする」が5割を超える割合となっています。

	人数(人)	割合(%)
趣味や好きなことを楽しむ	112	81.8
ゆっくり休む(寝る)	86	62.8
友人や家族とおしゃべりする	74	54.0
好きなものを食べる	66	48.2
スポーツや体を動かす	55	40.1
買い物をする	32	23.4
自然とふれあう	17	12.4
その他	20	14.6
無回答	2	1.5
回答数	464	
回答者数	137	



問 18 身近な人がつらそうに見えた時の対処法について

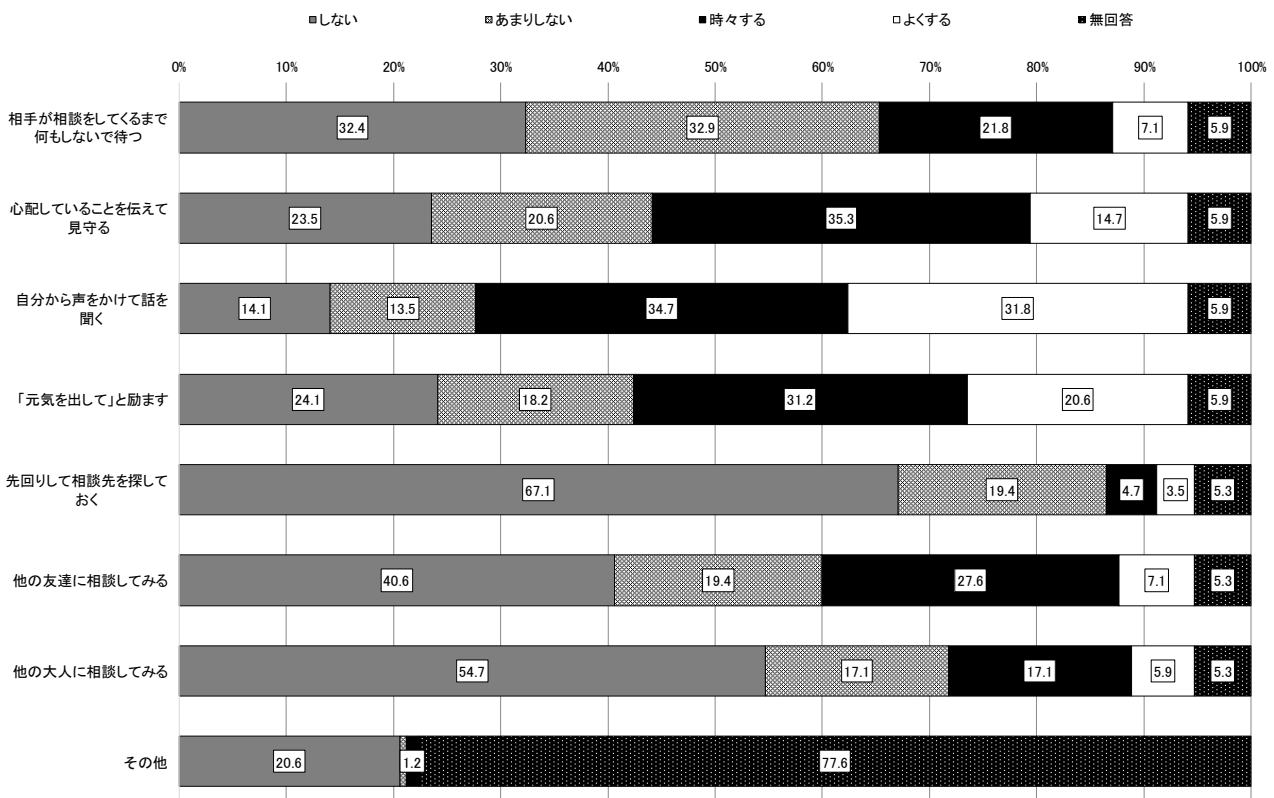
身近な人がつらそうに見えた時の対処方法について、「しない」と「あまりしない」を合計した割合は、「先回りして相談先を探しておく」が8割強で最も高く、次いで、「他の大人に相談してみる」が高くなっています。

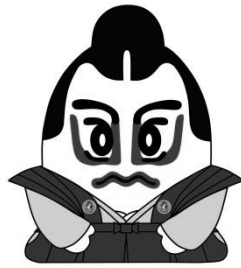
一方、「時々する」「よくする」を合計した割合は、「自分から声をかけて話を聞く」が最も高く、次いで、「元氣を出して」と励ます」が高くなっています。

【SA 連問: 単純集計】

(回答 170 人)

	割合(%)					
	しない	しない あまり	時々 する	よく する	無 回 答	合 計
(1)相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ	32.4	32.9	21.8	7.1	5.9	100.0
(2)心配していることを伝えて見守る	23.5	20.6	35.3	14.7	5.9	100.0
(3)自分から声をかけて話を聞く	14.1	13.5	34.7	31.8	5.9	100.0
(4)「元氣を出して」と励ます	24.1	18.2	31.2	20.6	5.9	100.0
(5)先回りして相談先を探しておく	67.1	19.4	4.7	3.5	5.3	100.0
(6)他の友達に相談してみる	40.6	19.4	27.6	7.1	5.3	100.0
(7)他の大人に相談してみる	54.7	17.1	17.1	5.9	5.3	100.0
(8)その他	20.6	0.6	1.2	0.0	77.6	100.0





琴平町マスコットキャラクター
「こんぴーくん」

いのち支え合う ことひら安心プラン
～琴平町自殺対策計画～

発行年月：平成 31 年 3 月

発 行：琴平町福祉保険課

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

TEL：0877-75-6705

FAX：0877-75-6724